

『このまちで良かった』みんな輝く 未来共創のまち とだ

戸田市 第5次総合振興計画

後期基本計画

令和8年度（2026年度）～令和12年度（2030年度）

戸田市



ごあいさつ



令和3年(2021年)にスタートした戸田市第5次総合振興計画は、早くも前半の5年が過ぎました。この間、私たちは、新型コロナウイルス感染症による混乱、激甚化する自然災害、さらには物価高騰による市民生活への影響など、様々な課題に直面し、社会情勢が大きく変化する中であっても、その都度、解決のため最善を尽くしてまいりました。

こうした中、戸田市では将来都市像『このまちで良かった』みんな輝く 未来共創のまち とだの実現に向けて、多様化する地域課題に対して柔軟かつ迅速に対応するため、後期基本計画を策定いたしました。

後期基本計画の策定に当たっては、市民・議会・行政が一堂に会して意見を交わす協働会議を開催し、戸田市が目指す将来都市像の実現に向け、“今後5年間で目指すべき姿は何か”という視点で話し合いました。協働会議からの様々な提言や、立場は違っても“戸田への愛着を持ってほしい”“もっと良いまちにしたい”という共通の想いをしっかり受け止め、織り込んだ計画を結実することができました。また、本計画には、デジタル技術を活用した市民サービスの向上や、環境への配慮など、未来を見据えた誰一人取り残さない持続可能なまちづくりの考え方も盛り込んでおり、市民・議会・行政の『協働』により、本計画を着実に進めていくことで、将来都市像の実現につながるものと確信しています。

令和8年(2026年)10月に、戸田市は市制施行60周年を迎えます。私たちはこれまでの軌跡を振り返るだけでなく、5年後10年後、その先の未来を見据えたまちづくりを進めていく必要があります。今後は本計画に基づき、これまで培ってきた協働の精神をさらに深化させ、多様な主体が持つ知恵と力を結集することで、戸田市に関わる方々が、より一層「このまちで良かった」と実感できるよう、全力を尽くしてまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、協働会議委員の皆様をはじめ、市民や議員の皆様など多くの方々の御支援、御協力を賜りましたことに心から感謝申し上げます。

令和8年(2026年)3月
戸田市長

菅原文仁

戸田市民憲章

昭和54年(1979年)制定

わたくしたちは、豊かな荒川の流れと、
うるわしい武蔵野の大地をふるさととする戸田市民です。
わたくしたちは、このまちに誇りと責任をもち、
夢と希望のある戸田市をつくるため、この憲章をさだめます。

わたくしたち戸田市民は
心のみがき、体をきたえましょう
明るくうるおいのある家庭をつくりましょう
話し合い、助け合いの輪をひろげましょう
自然をまもり、すみよい環境をつくりましょう
教養と文化をたかめ、みのりを未来にのこしましょう

平和都市宣言

昭和61年(1986年)制定

世界の平和は、人類共通の願いであり、人類生存に不可欠な要件である。
戦後41年、私たちは一丸となって平和の確立に向かい努力を続け、
今日の平和と繁栄を築いてきた。
しかし、世界各地では今なお武力紛争が絶えず、
核戦争の起きる危険性が高まり、
人類の平和と生存に深刻な脅威をもたらしている。
わが国は世界唯一の核被爆国として、
核兵器の恐ろしさと被爆の苦しみを深くかみしめ、
全世界の人々にその廃絶を訴え続けていかなければならない。
ここに戸田市は、平和な未来を築き、次の世代に引き継ぐため、
市制施行20周年を期して平和都市宣言をする。

市章

昭和41年(1966年)制定

市章は、戸田市の“と”と“田”を一体化したもので、「融和・団結」と産業、文化の飛躍的「発展」を象徴しています。市制施行と同時に制定しました。



ハーモナイズド・マーク

平成5年(1993年)制定

市のシンボルマークとして、市役所を中心としたまち全体のあらゆるアイテムに展開しています。



交流・発展していく
戸田市の未来像



ふれあう人々の
あたたかさエネルギー



豊かに流れる
荒川



戸田市にあふれる
自然

市の花

サクラソウ

昭和51年(1976年)制定

その昔、荒川流域の戸田ヶ原などにサクラソウが繁殖し春の訪れとともに近郊から多くの人達が見にくることもありました。制定当時は、自然環境の悪化に伴い絶滅に近い状況となっていました。戸田にゆかりの深いこの花を再びよみがえらせ、長く継承したいということから選ばれました。



市の木

モクセイ

昭和51年(1976年)制定

モクセイは常緑樹で開花時期にはあたり一面芳香がただよい、古来から庭園などに広く親しまれている樹として多く植栽されています。植樹や増殖も容易で市民生活の中で身近な樹として、じゅうぶん活用が期待されるどころなどから選ばれました。



市の鳥

カワセミ

令和4年(2022年)制定

自然の中で生きる身近な鳥類が、時代や環境の変化に対応しながら、個体や群れで行う子育て・巣立ちを繰り返して、次世代へ繋いでいく姿が市の魅力とも重なることから、「市の鳥」の制定に至りました。市民を中心としたアンケートの実施により、カワセミが選ばれました。



目次

第1部 後期基本計画の策定に当たって

第1章 後期基本計画策定の趣旨	2
1 策定の趣旨	2
2 計画の特徴	2
3 計画の構成と期間	3
4 各種計画等との関連性	4
第2章 社会経済環境等の変化	5
第3章 戸田市の現状と市民の意識	9
1 戸田市の現状	9
2 財政状況	12
3 市民意識調査	14
4 協働会議	17
5 総合振興計画とSDGsの関係	18
第4章 人口の将来展望(総人口の推計)	20
1 人口の将来展望	20
2 推計に当たって	21

第2部 基本構想

1 将来都市像	24
2 基本目標	25
3 計画推進のために	27

第3部 基本計画—後期

1 基本計画・施策体系	30
2 基本計画における施策	31
基本目標Ⅰ こどもが健やかに育ち、いきいきと輝けるまち	34
基本目標Ⅱ 創造性や豊かな心を育むまち	44
基本目標Ⅲ 共に生き、支え合い、安心して暮らせるまち	52
基本目標Ⅳ 安全な暮らしを守るまち	68
基本目標Ⅴ 快適に過ごせる生活基盤が整備されたまち	82
基本目標Ⅵ 都市環境と自然環境が調和したまち	92
基本目標Ⅶ 活力にあふれ人が集い心ふれあうまち	102
3 計画推進のために	113

第4部 戸田市国土強靱化地域計画

第1節. 国土強靱化の概要	124
1 国土強靱化地域計画策定と改訂の背景	124
2 国土強靱化地域計画の位置づけ	124
3 策定の進め方と今後の見直し	125
第2節. 地域を強靱化する上での目標	126
第3節. リスクシナリオの設定と脆弱性評価の結果	127
1 リスクシナリオの設定	127
2 脆弱性評価の結果	128
第4節. 強靱化に向けた取組	135
1 具体的な取組内容(アクションプラン)	135
2 第5次総合振興計画後期基本計画の施策体系との関係	143

第5部 第3期戸田市まち・ひと・しごと創生総合戦略

1 第3期戸田市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本的な考え方	152
2 地域ビジョン(目指す姿)及び基本目標	153
3 各基本目標における取組	154
第3期総合戦略と後期基本計画の相関図	158

資料編

1 第3次戸田市都市マスタープラン	162
2 SDGsの17のゴールと自治体の関係	164
3 SDGsとの相関図	166
4 戸田市第5次総合振興計画後期基本計画策定の経過	168
5 戸田市第5次総合振興計画後期基本計画策定の体制	169
6 戸田市第5次総合振興計画後期基本計画協働会議要綱	170
7 戸田市第5次総合振興計画後期基本計画協働会議提言書	171
8 用語解説一覧	190

第1部

後期基本計画の策定に当たって

1 策定の趣旨

戸田市は、令和3年（2021年）3月に策定した市の最上位計画である「第5次総合振興計画」の基本構想において、市が目指す将来都市像「『このまちで良かった』みんな輝く 未来共創のまち とだ」を定め、前期基本計画に基づき、その実現に向けた具体的な施策を展開してきました。一方、この間に少子化の進展、自然災害等に対する安全意識の高まり、物価上昇、DX^{*}など、社会経済情勢は急速に変化してきました。

このような状況の中、前期基本計画が令和7年度（2025年度）で終了したことから、前期基本計画を継承しながらも新たなニーズを捉えつつ、市が目指す将来都市像をより力強く目指していくため、後期基本計画（以下「本計画」という。）を策定しました。

2 計画の特徴

(1) 協働により策定した計画

戸田市自治基本条例における「協働の原則」及び「協議の原則」を踏まえ、戸田市第5次総合振興計画後期基本計画協働会議などの仕組みを設定し、市民・議会・行政の協働により策定した計画となります。また、本計画の実行に当たっても、協働の理念に沿って、これまで以上に協働のまちづくりを進めていくことが重要と位置付けています。

(2) 目標達成のための適切な進行管理ができる計画

行政評価^{*}制度と連動し確実な進行管理ができるよう、明確な目標と指標を設定しています。施策指標は、施策の進捗状況や達成度合いを測る重要な物差しであるため、指標には行政の活動の状況を表す「アウトプット^{*}指標」ではなく、その結果として社会に生じた変化を表す「アウトカム^{*}指標」を設定することに努め、市民への説明責任を果たすとともに、施策と目標の関係性を明確にしています。

(3) 変化に対応できる計画

変化が激しく複雑化する地域課題に対しては、分野横断的に対応することが重要であるとともに、社会経済環境への迅速な対応が必要です。そのため、複雑化する課題に確実かつ迅速に対応することができるよう、従来以上に各組織が連携して施策展開を図ることにより、重層的かつ柔軟な対応ができる計画としています。

3 計画の構成と期間

総合振興計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」により構成します。このうち、基本構想は、本計画においても継承しています。

それぞれの役割と期間については、次のように定めています。

(1) 基本構想

戸田市における総合的かつ計画的なまちづくりを進めるため、市民・議会・行政の三者が協力して目指す将来都市像を示します。また、将来都市像の実現に向け、まちづくりの基本目標及び計画推進のための考え方を示します。基本構想の計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とします。

(2) 基本計画

基本構想において定められた将来都市像を実現するため、必要な施策を具体的・体系的に定めるとともに、各施策の目的や取組の方針、施策指標を示しています。基本計画の期間は、前期を令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）まで、後期を令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの各5年間とします。

(3) 実施計画

施策ごとの目的を達成するため、3か年に実施する具体的な方策を、財政的な裏付けを持って示します。実施計画は、計画的な行財政運営の具体的な取組を示すものであり、社会や経済環境の変化等に迅速に対応するため、毎年見直しを行い、各年度の予算編成の指針とします。

図表1 戸田市第5次総合振興計画の期間

令和(年度)	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
基本構想	10か年											
基本計画	前期5か年					後期5か年						
実施計画	3か年			3か年			3か年			3か年		
			3か年					3か年				
					3か年					3か年		

※総合振興計画の内容や期間については、社会情勢の変化等により、見直しをすることがあります。

4 各種計画等との関連性

総合振興計画は、全ての行政分野にわたる基本的な指針となります。ここでは、総合振興計画と各種計画等との関連性について示しています。

(1) 各種計画

総合振興計画は、戸田市における全ての行政分野にわたる基本的な指針です。

また、国土強靱化の観点から様々な分野の計画の指針となる「戸田市国土強靱化地域計画」、地方創生を所掌する「戸田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」についても、市政全体に係る計画であることから、本計画と一体的に策定します。

さらに、各分野の個別計画を含む戸田市の他の計画については、本計画と整合性を保ち、共通の方向性を持たせることで、実効性を高めていきます。

(2) 都市マスタープラン

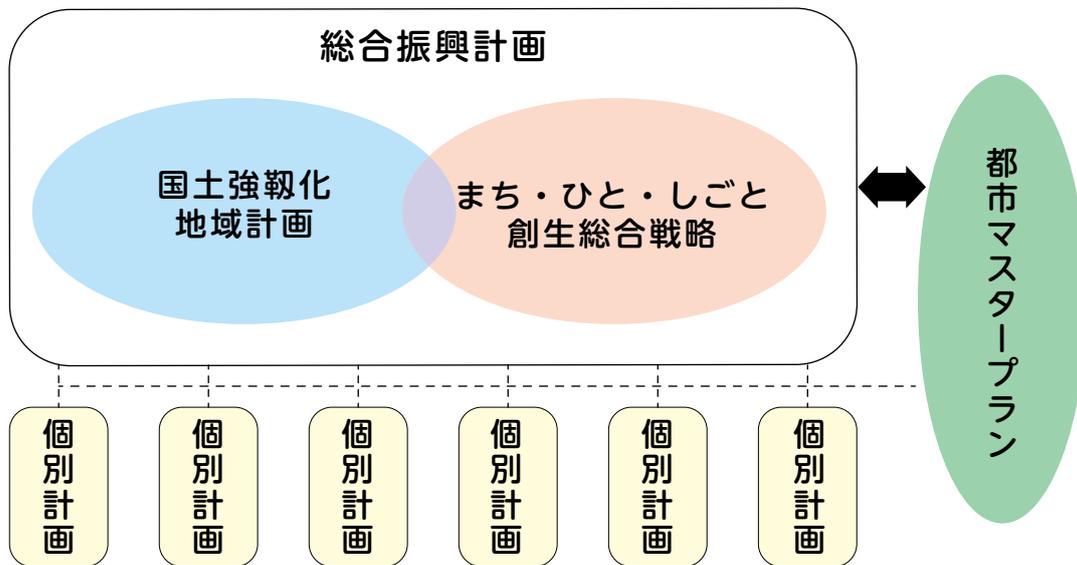
都市マスタープランは、おおむね 20 年後の都市の姿を展望した上で定めることが望ましいとされています。将来の都市構造及び都市づくりの方針については、より長期的な視点を持って取り組んでいく必要があります。

そのため、本計画における将来の都市構造及び都市づくりの方針については、令和 28 年（2046 年）を目標年次とする「第 3 次戸田市都市マスタープラン」に沿って進めていくこととします。

※詳細については、資料編「第 3 次戸田市都市マスタープラン」に記載しています。

社会情勢の変化等により、目標年次である令和 28 年（2046 年）を迎える前に見直しをすることがあります。

図表 2 総合振興計画と各種計画等との関連性



第2章

社会経済環境等の変化

本計画の策定に当たり、戸田市を取り巻く社会経済環境の変化を捉える必要があるため、時代の潮流について整理します。また、これらを踏まえた戸田市の各分野の課題については、第3部の基本計画において記述しています。

(1) 人口減少と少子高齢化の進行

日本の総人口は、平成20年（2008年）の1億2,808万人をピークに減少に転じ、少子高齢化などを背景に、長期的な人口減少時代に入っています。特に出生数は平成28年（2016年）には100万人を割り込み、令和6年（2024年）の年間出生数は9年連続で過去最少を更新し、70万人割れが目前となりました。

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（令和5年推計）」によれば、令和2年（2020年）国勢調査による1億2,615万人から令和52年（2070年）には約8,700万人と、50年後に総人口は現在のおよそ7割に減少するものと推計されています。

今後、更に人口減少や少子高齢化が進むことで、消費の縮小や労働力の低下等から経済規模の縮小を招き、既に表面化している社会保障にも深刻な影響をもたらすほか、国や地方自治体の財政負担が増加するなど、経済・社会活動に様々な弊害をもたらすことが予測されます。

また、令和5年（2023年）4月には、こども政策を一元的に管理するための司令塔の役割を担う「こども家庭庁」が設置されるとともに、こども基本法が施行され、こどもの権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする施策を推進しています。

国は少子化に歯止めをかけ、東京一極集中を是正し、自律的で持続可能な地域社会を維持するために「地方創生」を主導しています。令和6年（2024年）には、新たに、人口減少を正面から捉えた上でより良い地域づくりを目指していく「地方創生2.0」という考え方が示されました。地方自治体においては、人口減少がもたらす影響を最小限にとどめ、将来にわたって活力ある地域経済・社会、持続可能なまちを目指した施策展開がこれまで以上に求められています。

(2) 安全・安心への意識の高まり

近年、豪雨や台風による洪水被害の頻度が増すなど、激甚化する自然災害や新型コロナウイルス感染症の世界的流行を経験し、市民の安全・安心に対する意識は大きく変化しています。戸田市においても水害対策への意識が高まっています。

さらには、能登半島地震では甚大な被害が発生し、災害の恐ろしさと対策の難しさを再認識させられています。今後首都直下地震や南海トラフ地震の発生も予測されており、一人ひとりが防災・減災の意識を持つことが重要となっています。

また、高齢者を狙った振り込め詐欺などの特殊詐欺は後を絶たず、一方高齢者が加害者となる交通事故も相次いでいます。また、SNS^{*}などを使った投資詐欺や犯罪に巻き込まれるケース、成年年齢の18歳への引下げにより、成年に達したばかりの若者への消費者被害の拡大も懸念されています。

(3) 持続可能な社会経済への転換

SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) は、令和 12 年 (2030 年) までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。

17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」との理念の下、経済・社会・環境の三側面における課題に対して統合的に推進するもので、日本としても積極的に取り組んでいます。

持続可能なまちづくりや地域活性化に向けた取組を推進するに当たり、17 のゴールを追求することによって地域課題を解決するとともに、地域における資金の還流と再投資による自律的好循環を生み出し、SDGs を原動力とした地方創生を推進していくことが求められています。

また、温暖化を始めとする地球環境問題は、人類の将来の生存と繁栄にとって重要な課題となっています。温暖化による気候変動の影響により、日本でも夏の高温障害や熱中症、ゲリラ豪雨*などが増加しています。

国は、令和 32 年 (2050 年) までに温室効果ガス*の排出をゼロにするカーボンニュートラル*を目指すことを宣言し、令和 12 年度 (2030 年度) の削減幅 (2013 年度比) を 46% に拡大し、さらに 50% の高みに向けて挑戦を続けていくとの方針を示しました。それを受け、全国的に再生可能エネルギーの導入や省エネ技術の開発の進展に加え、プラスチック削減や食品ロス対策など、循環型社会*への移行も進展しています。

令和 7 年 (2025 年) 2 月に閣議決定された第 7 次エネルギー基本計画では、安全性 (Safety) を大前提に、エネルギー安定供給 (Energy Security) を第一として、経済効率性の向上 (Economic Efficiency) と環境への適合 (Environment) を図るという、「S + 3 E の原則」に加えて、国際的な視点やサプライチェーンの維持・確保といった視点も重要となるとしています。

(4) 技術革新の進展

国の第 5 期科学技術基本計画で掲げられた「Society5.0」は、サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合することにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会を目指すもので、「Society5.0」の実現に向け、IoT*、ビッグデータ*、AI 等の基盤技術、これらを活用したプラットフォーム*の構築に必要となる取組に注力してきました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大は、行政サービスや教育、医療、働き方など、様々な分野で我が国のデジタル化の遅れを顕在化させることとなり、第 6 期科学技術・イノベーション基本計画では、国内外の情勢変化を踏まえて、「Society5.0」を具現化させ、直面する脅威や先の見えない不確実な状況に対し、持続可能性と強靱性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人ひとりが多様な幸せ (well-being) を実現できる社会を目的としています。

令和 2 年 (2020 年) 12 月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」において、目指すべきデジタル社会のビジョンが示され、また、令和 3 年 (2021 年) 9 月に設置されたデジタル庁では、デジタル庁を核としたデジタル・ガバメント*の確立や民間の DX*を促す基盤整備を加速し、全ての国民にデジタル化の恩恵が行き渡る社会を実現すべく取り組んでいます。

マイナンバーカードの普及活動や、各自治体においても行政手続や GIGA スクール構想*に基づく

教育環境のデジタル化の推進などが積極的に進められています。

民間においても積極的な DX やデジタル投資による経済社会全体の生産性向上が求められ、近年急速に進化する生成 AI^{*}技術やビッグデータを活用した新たな付加価値の創造に期待が寄せられています。生成 AI の進化は他のテクノロジーにも影響を及ぼしており、ディープラーニング^{*}（深層学習）の発展は XR^{*}（クロスリアリティ）を用いた仮想空間サービス等の開発に寄与するなど、それらの高度化を支えています。

また、情報通信技術の進展は目覚ましく、5G（ファイブジー）の特長とされている高速大容量、低遅延、多数同時接続といった機能を更に高度化するほか、消費電力の増加に対応した低消費電力化、通信カバレッジを拡張する拡張性、ネットワークの安全・信頼性や自律性といった新たな機能の実現（Beyond 5G）が期待されています。

（5）多様性を認め合う社会の実現

経済状況や社会環境の変化、また様々な災害の発生等に伴い、人々の価値観は変化しつつあります。特に、新型コロナウイルス感染症の世界流行により価値観は多様化し、働き方や消費行動などのライフスタイルも多様化しています。

そして、現在は多様性が広く意識され、多様性を認め合う社会の実現が重要だと言われています。文化の違う外国人の増加に伴う多文化共生社会^{*}の実現や性の多様性を尊重した社会づくり、障がいや理由とする差別のない共生社会づくりなどが進められています。また、SDGs の取組においても多様性は重要な要素であることに加え、国は「女性をはじめとする多様な人材の活躍は、少子高齢化の中で人材を確保し、多様化する市場ニーズやリスクへの対応力を高める」ものと考え、経営戦略としてダイバーシティ経営^{*}の推進を後押ししています。

一方、日本が取り組むべき課題は多く、ジェンダー・ギャップ指数は 146 カ国中 118 位（令和 6 年（2024 年））と男女格差が埋まらない状況が続いています。

（6）協働によるまちづくりの深化

「戸田市自治基本条例」において「協働によるまちづくり」、「まちづくりへの参加・参画」を掲げています。

少子高齢化が進展し多様化する市民ニーズに的確に対応しつつ、健全で自立性の高い持続可能な行政運営が求められています。

持続可能な行政運営を実現するためには、行政だけではなく、市民や NPO 法人^{*}、ボランティア団体、企業などがそれぞれの役割を認識し目的を共有した上で、お互いを尊重したまちづくりを推進することが必要となっています。

施策の計画段階から市民等が積極的に参画することで、市民等の意見を反映した実現性の高い施策の実施につながるとともに、市政を身近に感じることで市民意識の向上にもつながります。

地域コミュニティの希薄化が言われている中、地域の伝統文化の継承や活性化、増加する外国人との多文化共生などを図る上でも、行政の取組だけではなく、これまで以上に協働によるまちづくりが重要となります。

(7) 激変する国際情勢と国内環境の変化

ロシアによるウクライナ侵攻に端を発した安全保障上の脅威が急速に高まり、国際情勢は協調から分断への流れが加速し、エネルギーや食料価格の高騰等、グローバル化により複雑化した国際情勢や経済情勢の先行きは、依然として極めて不透明な状況となっています。

また、新型コロナウイルス感染症からの回復過程である一方、世界経済はインフレ圧力が高まり、物価の高騰が市民生活や企業活動に影響を与えています。

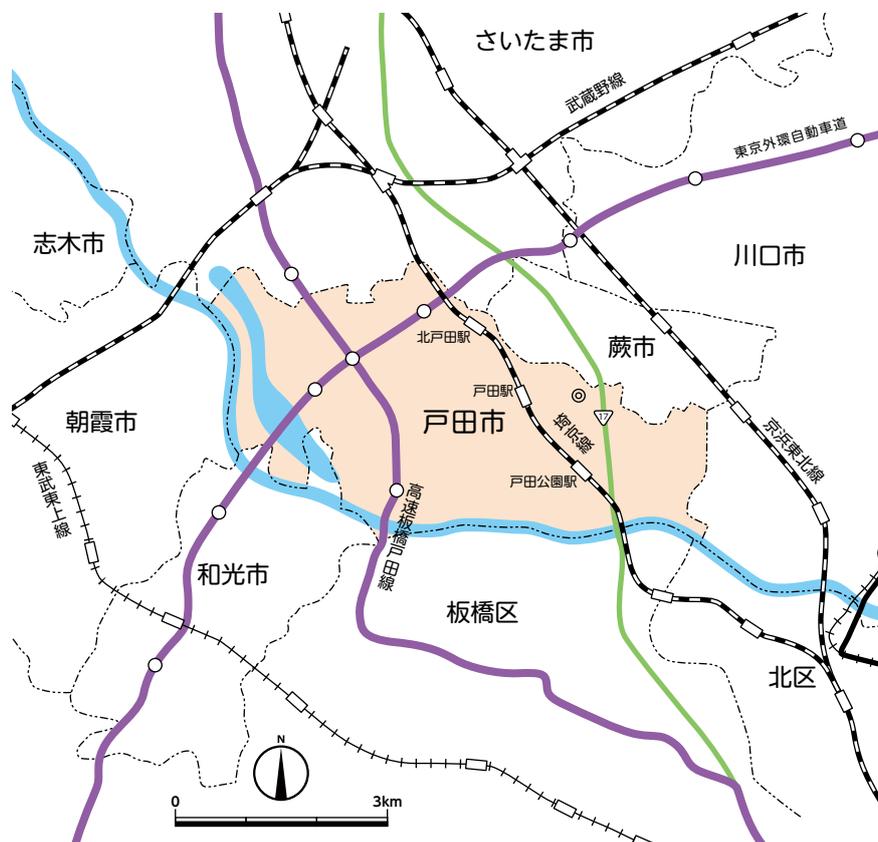
国内では米国と日本の金利差を意識した円安が進行し、原油を中心にエネルギー資源を海外に依存する日本にとっては、エネルギー価格の急騰に加え様々な物価高騰に見舞われている一方、輸出企業中心に大企業の業績は好調で、令和6年度（2024年度）には大幅な賃金引上げが実施されました。

1 戸田市の現状

(1) 位置と地勢

- 戸田市は、埼玉県の南東部に位置し、市域は東西が約7km、南北が約4km、面積は18.19km²です。都心までの距離は15kmから20km程度、東は川口市、北はさいたま市・蕨市、荒川を挟んで西は朝霞市・和光市、同じく荒川を挟んで南は東京都板橋区・北区に接しています。
- 市街化区域面積約13km²と比較的コンパクトであり、その8割以上が市内の鉄道3駅から2km圏内にあります。また、比較的標高差の少ない平坦な地形となっています。
- 戸田市を通過する国道17号線は、交通の要衝であり、今日に至ってはJR埼京線、首都高速5号池袋線、首都高速埼玉大宮線、東京外かく環状道路のほか、近隣にはJR京浜東北線をはじめとする交通網を有しており、都心等への広域移動に適しています。
- 1964年に開催された東京オリンピックのボート競技会場となった戸田漕艇場や荒川、彩湖・道満グリーンパークのような豊かな水と緑に恵まれ、都市環境と自然環境の両方を有しています。
- 戸田市の平均気温は17.5℃で、降水量は1,167mm（令和5年（2023年））となっています。

図表3 戸田市の位置



(2) 社会環境

① 総人口と年齢別人口の推移

昭和60年（1985年）以降、令和5年（2023年）までの約40年間、総人口は増加し続けてきましたが、令和6年（2024年）に減少に転じており、戸田市の人口動向は過渡期にあります。

年齢区分別人口では、年少人口は、平成28年（2016年）をピークに減少しています。一方、生産年齢人口と老年人口は、増加しており、平成28年（2016年）からは、老年人口が年少人口を上回っています。

図表4 総人口及び年齢3区分別人口の推移

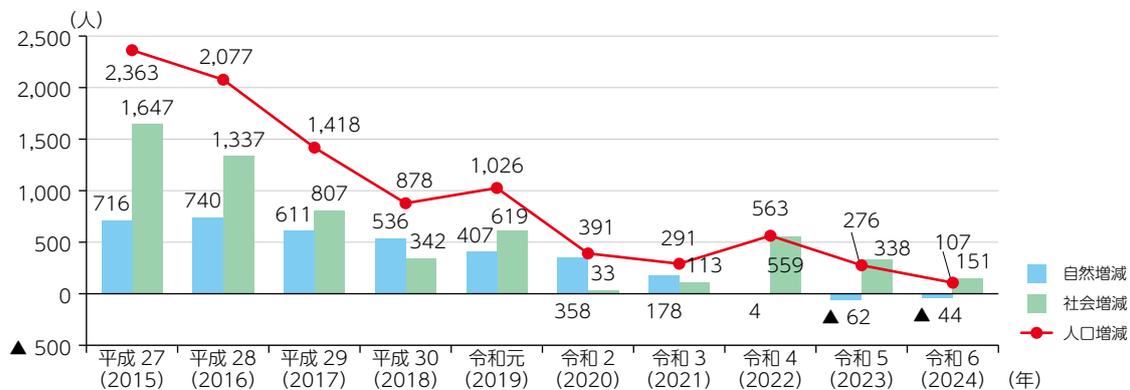


資料：戸田市オープンデータ・統計 各年10月1日現在

② 人口の増減（自然増減・社会増減）の推移

安定した自然増（死亡数と出生数の差による）と、社会増（転出数と転入数の差による）により、人口増加が続いていました。しかし、年により変動はあるものの、近年は自然増が急速に低下し、令和5年（2023年）には、自然増減がマイナスに転じています。

図表5 人口増減の推移



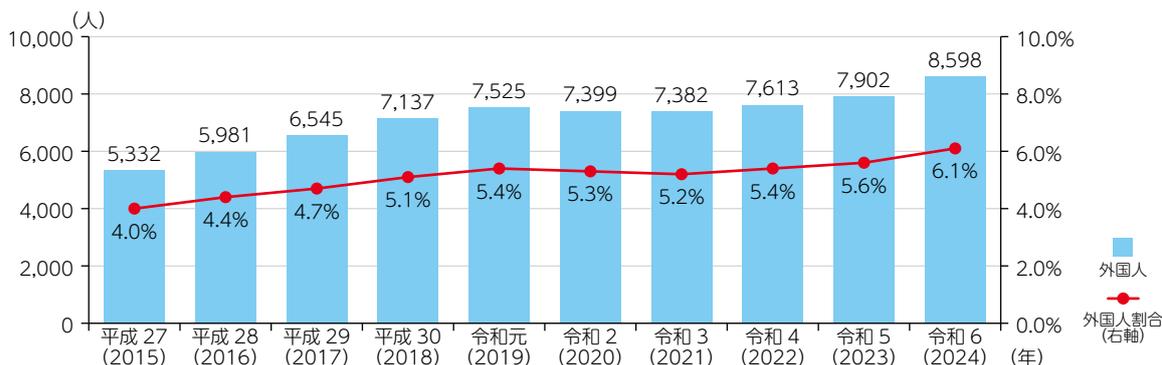
資料：戸田市オープンデータ・統計 各年1月1日現在

③ 外国人人口の推移

外国人人口は増加傾向にあり、令和6年（2024年）の総人口に占める割合は6.1%で、平成27年（2015年）からの9年間で、約1.5倍に増加しています。

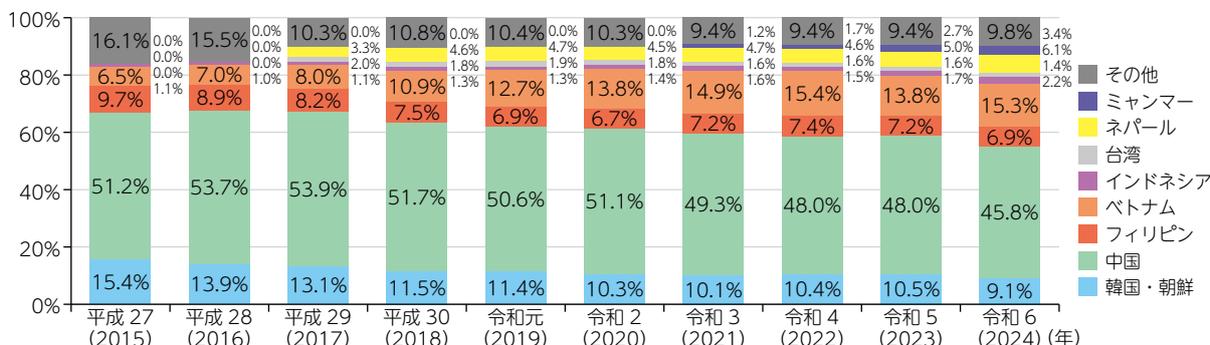
国籍別に見ると、令和6年（2024年）では、中国（45.8%）が最も多く、次いでベトナム（15.3%）が多くなっています。

図表6 外国人人口と外国人割合の推移



資料：戸田市オープンデータ・統計 各年 10月1日現在

図表7 国籍別地域別外国人割合の推移

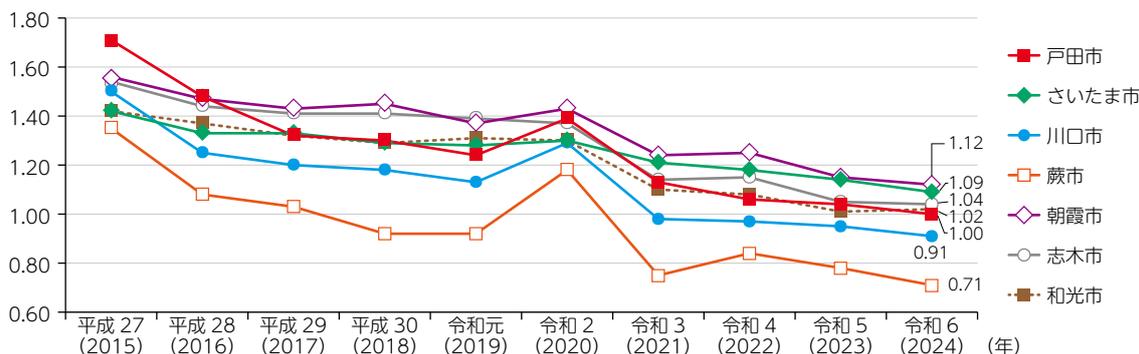


資料：戸田市オープンデータ・統計 各年 4月1日現在

④ 近隣自治体の合計特殊出生率*の推移

合計特殊出生率の推移を見ると、平成28年（2016年）までは、最も高い水準を維持していましたが、それ以降は低下が続き、令和6年（2024年）には1.00にまで下がっています。

図表8 近隣自治体の合計特殊出生率の推移



資料：埼玉県 HP 「埼玉県合計特殊出生率」

2 財政状況

現在の財政状況を把握するため、平成30年度（2018年度）から令和4年度（2022年度）までの普通会計*の歳入と歳出の状況や類似団体との比較分析を行いました。

比較対象の類似団体は、人口、産業別就業人口、昼夜間人口比率を基本として、近隣都県9市（入間市・三郷市・坂戸市・青梅市・昭島市・小金井市・国分寺市・伊勢原市・海老名市）を選定しました。

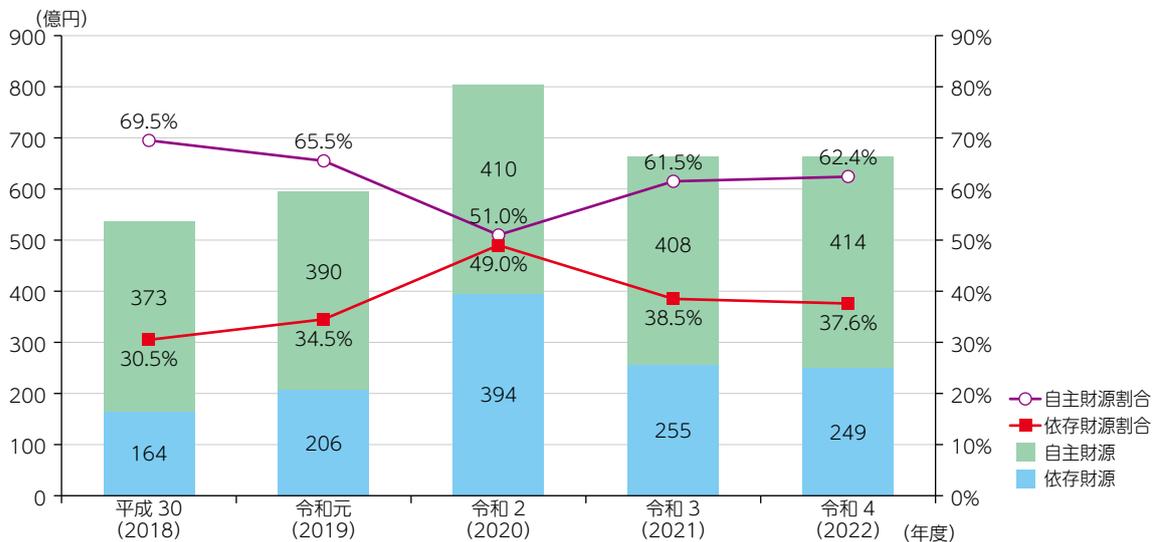
(1) 歳入

本市の財政規模は、令和4年度（2022年度）決算（普通会計）では、歳入の総額が約663億円、歳出が約613億円となっています。現在の財政状況は、主要な財政指標からみて健全な水準が保たれており、類似団体と比較しても良好な水準にあります。

歳入に占める自主財源*の比率は62.4%、依存財源の比率は37.6%となっています。類似団体と比較すると、本市の自主財源の比率は大きく、自立した財政運営が可能になっていることが示されています。

なお、令和2年度（2020年度）は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う、様々な費用が発生したことから、歳入と歳出で増加しています。

図表9 歳入の推移



資料：戸田市の財務に関する年次報告書

図表 10 財政指標による類似団体比較（令和4年度（2022年度））

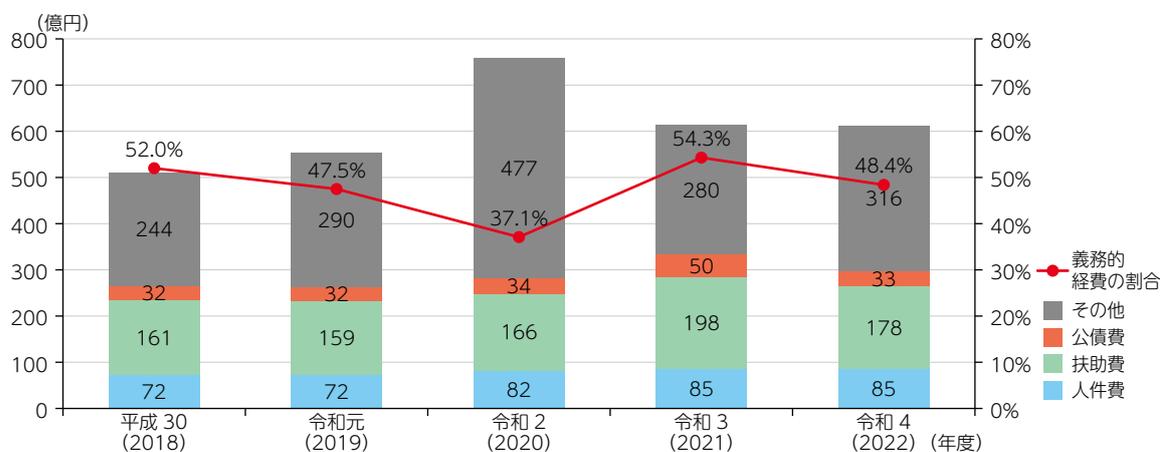
	戸田市	類似団体平均
実質公債費比率 [※] (%)	8.3	4.0
将来負担比率 [※] (%)	19.8	22.5
財政力指数 [※]	1.20	0.93
経常収支比率 [※] (%)	84.9	94.2
依存財源割合 (%)	37.6	46.5
自主財源割合 (%)	62.4	53.5

※類似団体平均は、戸田市を除く9自治体の平均値。将来負担比率の平均は数値がない自治体を除く。

(2) 歳出

歳出額の年次変化を見ると、人件費・扶助費[※]・公債費[※]を合計した義務的経費[※]が増加傾向にあります。歳出総額に占める義務的経費の割合は、年度ごとの様々な要因により変動が見られますが、令和4年度（2022年度）には48.4%となっています。その中でも、扶助費が大きな割合を占めています。

図表 11 歳出の推移



資料：戸田市の財務に関する年次報告書

3 市民意識調査

(1) 調査結果

市民生活及び市政に関する市民の意見を把握し、計画策定の基礎情報として活用するために、市民意識調査を実施しました。

市民意識調査は、無作為に抽出した満 18 歳以上の市民 3,000 人を対象に、令和 7 年（2025 年）5 月 1 日から 5 月 30 日までの期間で行いました（郵送配布・郵送回収もしくはインターネットによる回答）。

有効回答数は 1,204 人、回答率は 40.1%でした。

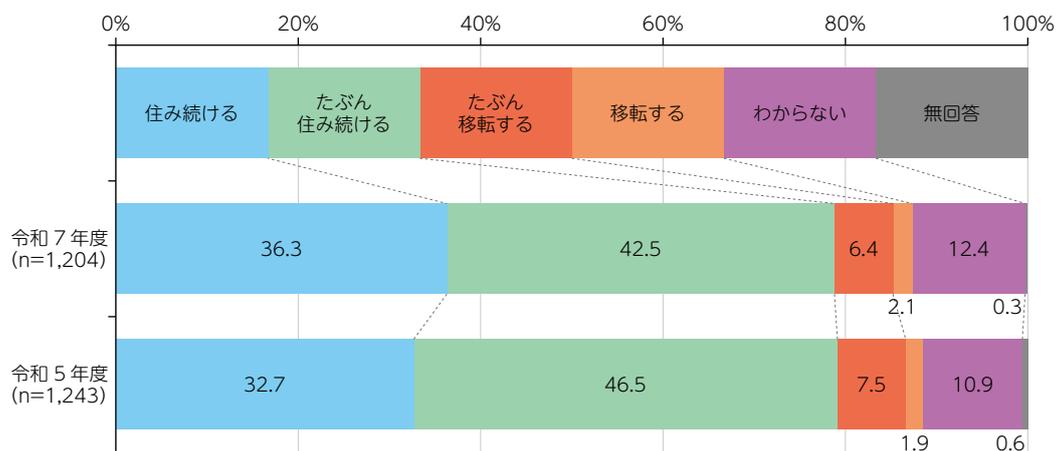
※市民意識調査結果と調査票は、
戸田市ホームページで公開しています。



(2) 定住意向に対する意識

「住み続ける」（36.3%）、「たぶん住み続ける」（42.5%）と答えた割合の合計は 78.8%で、前回調査時（令和 5 年度（2023 年度）実施）の 79.2%から減少しています。また、「たぶん移転する」（6.4%）、「移転する」（2.1%）と答えた割合の合計は、前回調査時の 9.4%から 8.5%に減少しています。前回調査時と比較すると「住み続ける」が、わずかに上昇しています。

図表 12 戸田市への定住意向（令和 5 年度（2023 年度））と今回調査の比較



(3) まちづくりに対する意識（満足度・重要度）

前期基本計画に基づき取り組んできた各施策（32 施策）に対して、「満足しているか（満足度）」「今後重要だと思うか（重要度）」などの分析を行いました。

図表 13 満足度と重要度の前回調査比較



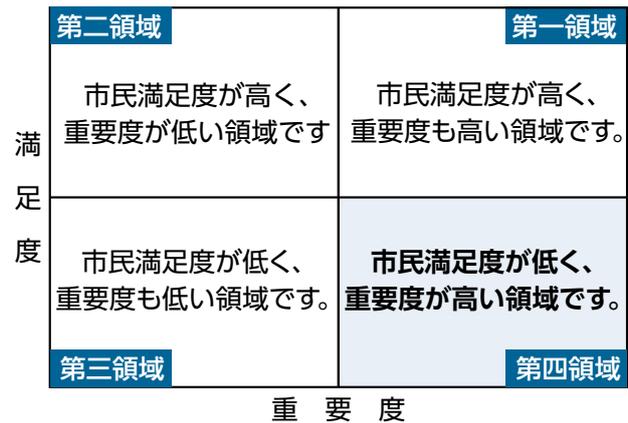
満足度：各施策に対し、「満足」「まあ満足」と回答した割合から、「やや不満」「不満」と回答した割合を差し引いた値である満足度スコアを値としています。

重要度：各施策の中から、重要であると思うものを5つ回答してもらい、全有効回答票のうち、重要と感じている回答割合を値としています。

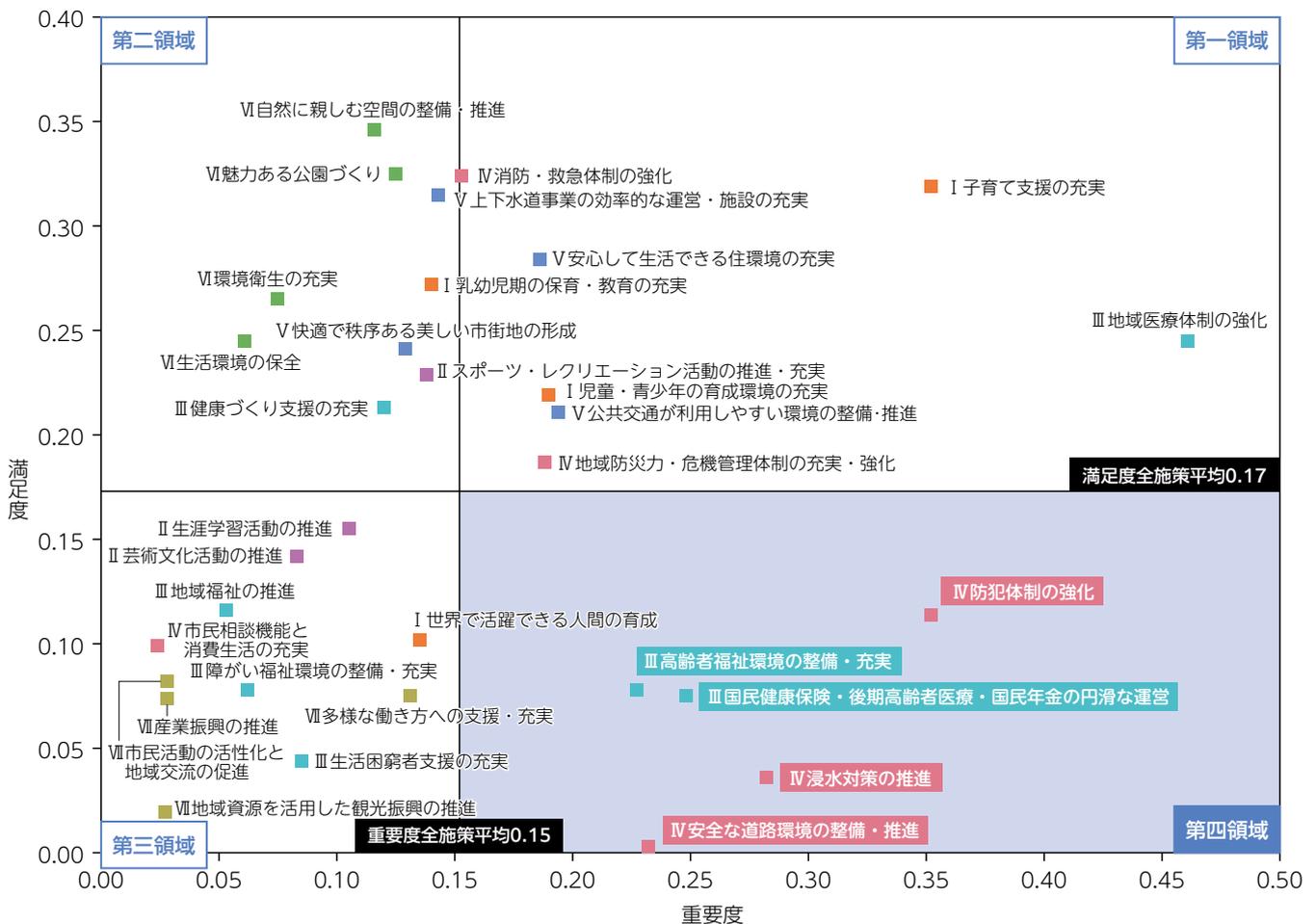
また、図表 14 において、水色の右下の第四領域は、満足度が低く、重要度が高い領域であり、今後、満足度を高めるため、特に優先して取り組む必要があります。

この領域には、基本目標Ⅲから「高齢者福祉環境の整備・充実」と「国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金の円滑な運営」の2施策、基本目標Ⅳから「防犯体制の強化」「浸水対策の推進」「安全な道路環境の整備・推進」の3施策の合計5つの施策が該当しました。

満足度スコアの平均値及び重要度の平均値により4つの領域に区分されます。



図表 14 戸田市の施策の満足度と重要度



4 協働会議

本計画の策定に当たり、様々な視点から未来のまちづくりの方向性等について協議し、市長に提言することを目的として、協働会議を開催し、意見を取り入れています。

(1) 協働会議の開催

令和6年(2024年)9月から令和7年(2025年)2月にかけて、全6回にわたり協働会議を開催しました。戸田市自治基本条例を踏まえた協働の実践の場として、委員は公募市民・団体推薦市民・市議会議員・市職員など、様々な立場にある31名で構成しました。

(2) 協働会議からの主な提言

協働会議では、グループごとにテーマを分担し、以下の項目について議論をしました。

- 1 現状・課題
- 2 今後5年間の目指すべき姿
- 3 目指すべき姿を実現するための取組、アイデア
- 4 テーマに係る市民・議会・行政の役割分担

各テーマで具体的な意見が出ましたが、まちづくりの基本的な考え方として、市民・議会・行政が立場は違えども、「戸田への愛着を持ってほしい」「もっと良いまちにしたい」という思いが全テーマに共通していることです。

※協働会議の経過及び提言書の内容は、資料編「戸田市第5次総合振興計画後期基本計画協働会議提言書」に記載しています。

5 総合振興計画とSDGsの関係

(1) 持続可能な開発目標 (SDGs)

持続可能な開発目標 (SDGs:エスディーゼーズ) は、「我々の世界を変革する」を合言葉に、「誰一人取り残さない」社会を実現するため、世界の経済、社会及び環境の三側面における持続可能な開発を統合的に取り組むことを推進する令和12年(2030年)を期限とした国際目標です。

SDGsは、17のゴールの下に169のターゲットが設定されており、更にその下に232のインディケータ(指標)が設定されています。

(2) 総合振興計画におけるSDGsの視点

SDGsは、国際的な課題だけでなく、国内の地域の課題の解決にも貢献します。また、地方自治体におけるSDGsの達成に向けた取組は地方創生の実現にも資するものとされており、戸田市は地方創生SDGs官民連携プラットフォーム*の会員にもなっています。さらに、国が示すSDGs実施指針においても、各地方自治体が策定する各種計画等にはSDGsの要素を最大限反映することを奨励するとされています。そのため、本計画に基づき持続可能なまちづくりを進めることにより、戸田市はSDGsの達成に貢献します。

*本計画の各施策とSDGsとの関連性は、資料編「SDGsと施策の相関図」に記載しています。

(3) SDGs未来都市に選定

SDGs未来都市とは、SDGsの理念に沿った基本的・総合的取組を推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出をとおして持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域として選定されるものです。

戸田市は、このSDGs未来都市に「一人ひとりの行動変容から始まる持続可能なまちづくり～『このまちで良かった』みんな輝く未来共創のまちとだ～」の提案により令和4年(2022年)5月に選定されました。





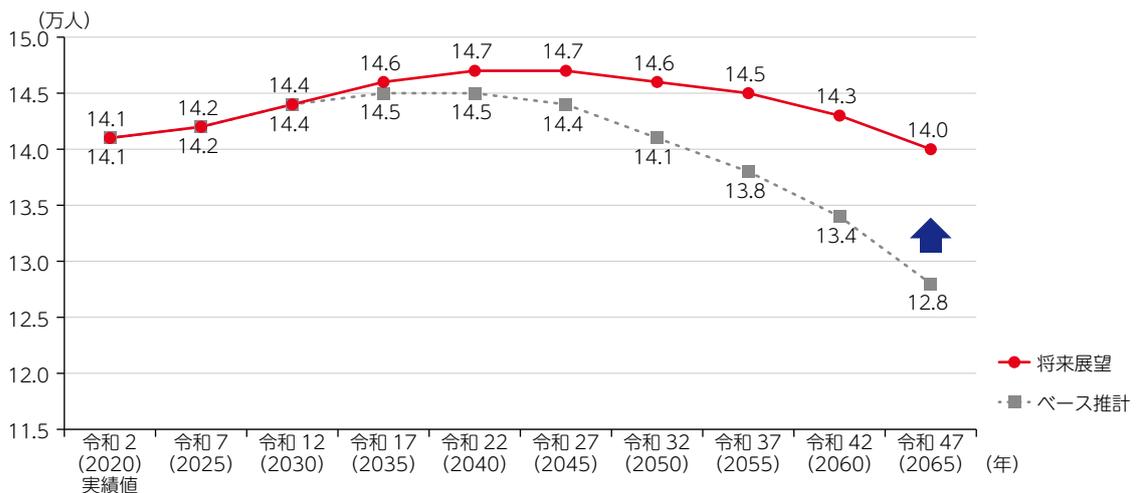
1 人口の将来展望

本計画の策定に当たり、戸田市の人口動向を分析するため、これまでの人口の推移と合計特殊出生率*の状況等を考慮し、戸田市における今後のベースとなる人口（住民基本台帳による人口）を推計しました（ベース推計）。

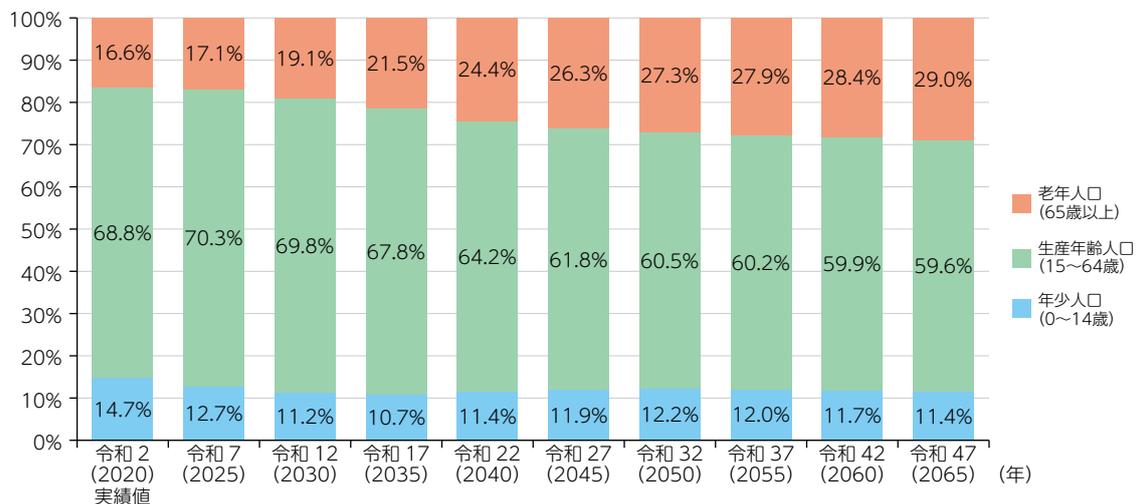
また、「第3期戸田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の施策展開の効果を見込んだ人口の将来展望（総人口の推計）を推計しました。

◎「第3期戸田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の施策展開の効果により、総人口は、令和27年（2045年）に14.7万人、令和47年（2065年）に14.0万人を維持します。

図表 15 人口の将来展望（総人口の推計）



図表 16 将来展望の年齢区分別人口の構成割合の推計

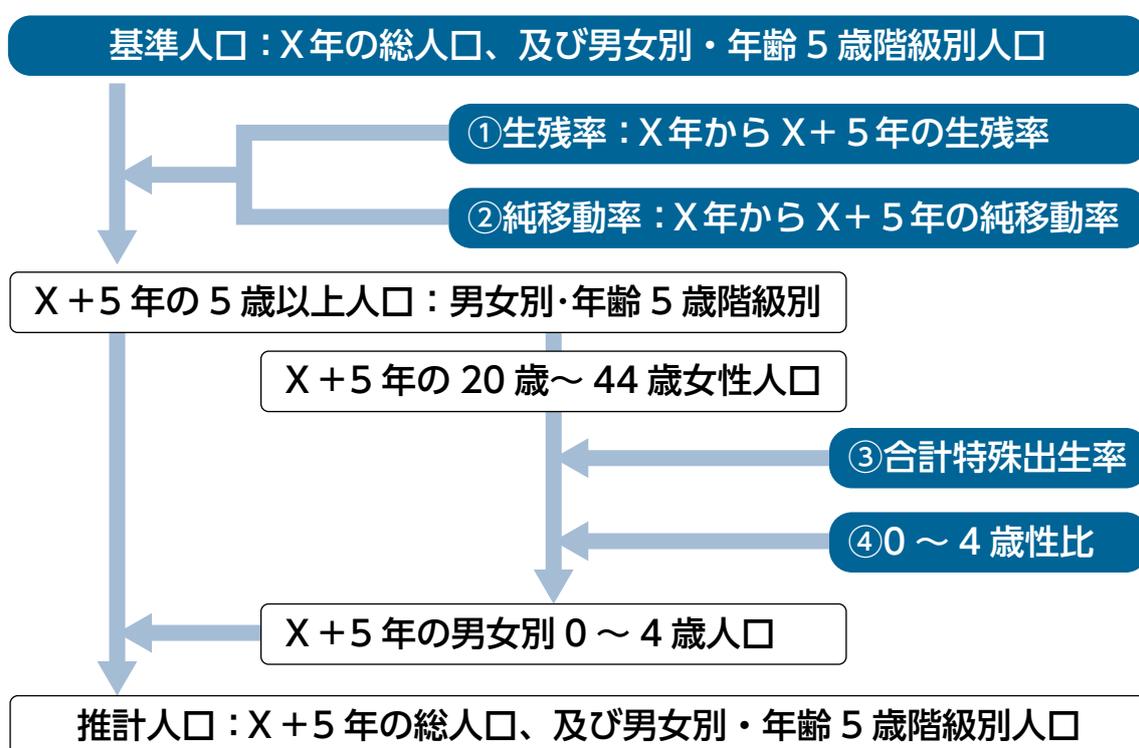


2 推計に当たって

推計に当たっては、将来人口に大きな影響を及ぼす「合計特殊出生率」と、「純移動率」に着目するものとし、双方を個別にシミュレーションできる「コーホート要因法^{*}」を用います。

この手法によれば、国立社会保障・人口問題研究所が公表している推計結果（『日本の地域別将来推計人口』（令和5年（2023年）推計））や、推計に当たって用いられた仮定値（出生・死亡や人口移動に関するパラメータ^{*}）が利用可能です。

図表 17 コーホート要因法の手順（※丸数字は仮定値）



【将来展望における仮定値】

①出生に関する仮定

- ◆施策展開の効果により、合計特殊出生率がベース推計よりも上昇すると仮定します。
 - ・令和4年と令和5年（2022年と2023年）の合計特殊出生率の平均値 1.05 から等間隔で上昇し、令和27年（2045年）に 1.50 に達し、以降は 1.50 で一定とします。

②移動に関する仮定

（ベース推計で、転出超過が見込まれる年齢階層について）

- ◆施策展開の効果により、移動率が原則 5% 改善すると仮定します。
 - ・「0～4歳→5～9歳」「5～9歳→10～14歳」の年齢階層
 - ・「30～34歳→35～39歳」から「45～49歳→50～54歳」までの年齢階層

（ベース推計で、転入超過の縮小が見込まれる年齢階層について）

- ◆施策展開の効果により、転入超過の縮小幅が原則 5% 改善すると仮定します。
 - ・「10～14歳→15～19歳」から「25～29歳→30～34歳」までの年齢階層

第2部

基本構想

第5次総合振興計画における 戸田市が目指す将来都市像を示しています。

戸田市は、東京近郊の工業都市として、また、JR 埼京線開通以降は都市部において自然豊かな住宅都市として発展してきました。この背景には、先人たちがこのまちの魅力を高めながら、便利な生活を送ることができる都市へと発展させてきた歴史があります。その結果、戸田市は全国的に人口減少・少子高齢化が進んでいる状況の中でも、高い水準の人口増加率を維持し、かつ、市民の平均年齢が若く高齢化率*が低いという、全国有数の若く、伸びゆく都市となりました。

現在の戸田市は、近隣市と比較して従業の場としての拠点性を有しているものの、交通利便性の高さを背景とした若年層の転出入が多いベッドタウンという特性があります。常にフレッシュな活力が生み出されてきた一方で、人の入れ替わりが激しい地域では人と人とのつながりが醸成されにくい、といった課題も生じています。

そこで、戸田市では、戸田市自治基本条例において「私たち（市民・議会・行政）は、自らの意思と責任に基づいて、未来に向かって知恵と力を出し合い、みんなで協働のまちづくりを進めていく」ことを宣言し、協働によるまちづくりを推進してきました。

今後は、これまでの取組を更に進め、「みんな」がまちづくりを「我が事」として捉え、主体的・積極的に参画し、未来を見据えて、戸田市の新たな価値や魅力を「共」に「創」り出していくことを目指します。また、便利で快適なだけでなく、感染症に対する防止体制を確立するとともに、自然災害などに強い都市環境を目指し、こどもから高齢者まで、誰もがその人らしく安心して住み続けられる環境づくりを進めていきます。

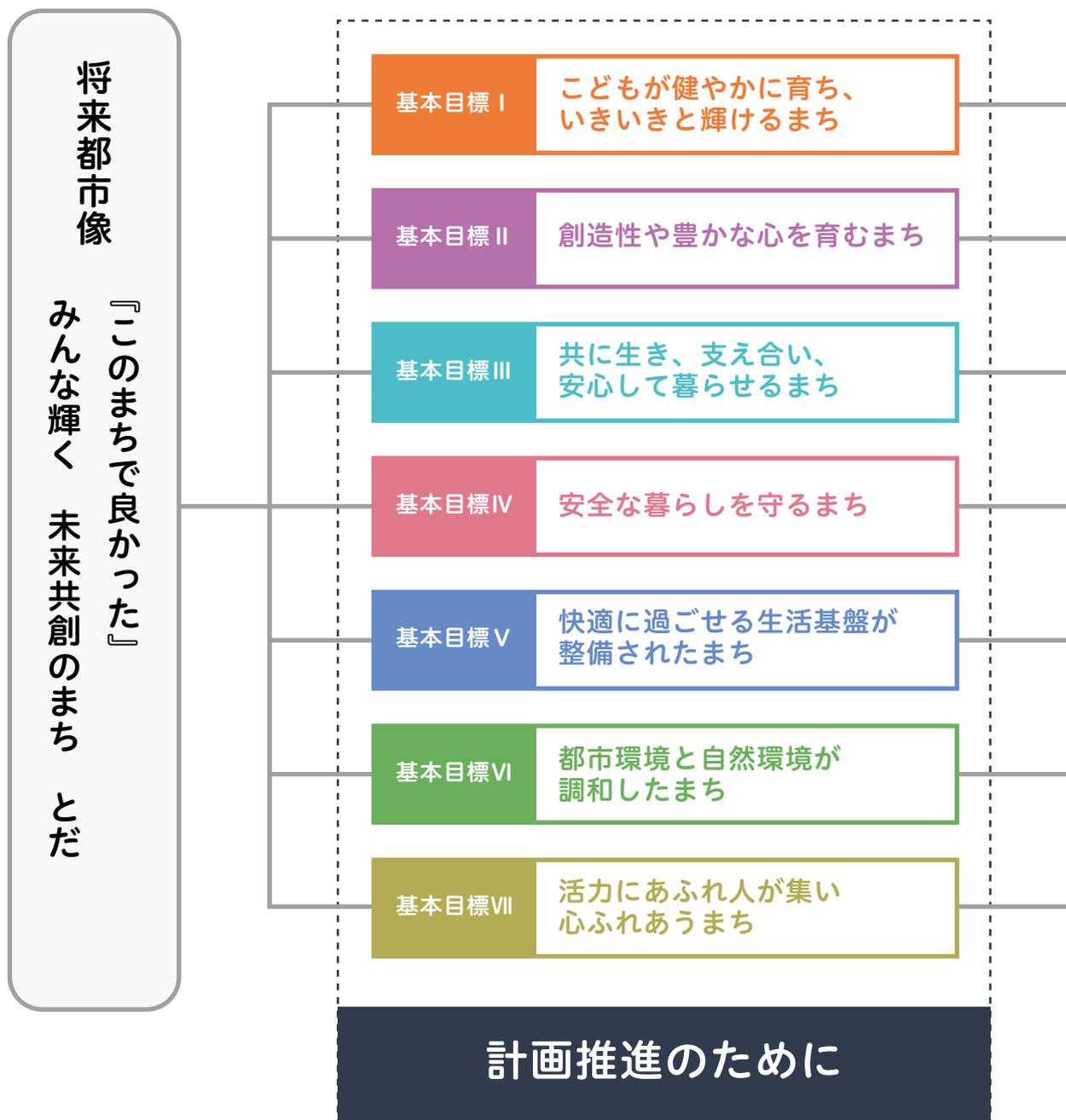
そこで、戸田市の目指す将来都市像を、次のように定めます。

『このまちで良かった』
みんな輝く 未来共創のまち とだ

2 基本目標

将来都市像を実現するために、7つの基本目標を掲げています。
また、それぞれの目標が目指すべき姿を示しています。

計画の全体像



※将来都市像とは、第5次総合振興計画の10年間で市民・議会・行政の三者が協力して目指すものです。
基本目標とは、将来都市像を実現するための目標です。
施策とは、基本目標（目指すべき姿）を実現するための具体的な取組です。

I こどもが健やかに育ち、いきいきと輝けるまち

地域全体で子育てを支えるという理念を大切に、子育て支援に積極的に取り組む市として、安心してこどもを産み、楽しく育てることができ、全てのこどもがすくすくと成長する環境づくりを目指します。

また、安全に健やかに過ごせる環境の中で、これからの社会の在り方を見据えた特色ある教育を展開し、こどもたちが未来の創り手となるための力を育むことを目指します。

II 創造性や豊かな心を育むまち

市民が、生きがいづくりやまちづくりへ参画するために、生涯にわたって学び合える環境を構築するとともに、文化・スポーツ活動を通じて文化の創造・継承やスポーツに触れることで、人生 100 年時代を心豊かに過ごせるまちを目指します。

III 共に生き、支え合い、安心して暮らせるまち

地域医療や健康づくり体制などの充実を進めることで、市民が健康で元気に暮らせるまちを目指します。

また、地域における多様な主体の連携と市民相互の支え合いを基本としながら、的確に福祉サービスを提供することにより、高齢者や障がい者など、支援を必要とする人々が、その人らしく安心して暮らせるまちを目指します。

IV 安全な暮らしを守るまち

市民・地域・行政の役割分担と協働のもと、地震や水害などに対する備えや、消防・救急体制を充実・強化することで、災害等に対し強靱な地域づくりを目指します。

また、犯罪や消費生活トラブルをなくすために、市民の意識高揚と警察等の関係主体との連携を図るとともに、安全な道路環境の整備を推進することにより交通事故を防ぎ、市民が安心して、安全に暮らせるまちを目指します。

V 快適に過ごせる生活基盤が整備されたまち

都市基盤の整備を推進するとともに、景観の調和やライフライン*の整備、公共交通の更なる利便性の向上などにより、市民生活の快適性の確保を目指します。

VI 都市環境と自然環境が調和したまち

戸田市が持つ都市の利便性と豊かな自然を生かしながら、市民の環境に対する意識高揚と自主的な取組を促すことや、快適な生活環境を創出することで、調和のとれた持続可能なまちを目指します。

VII 活力にあふれ人が集い心ふれあうまち

多様な働き方の実現や市内経済を支える産業の振興、町会、ボランティアなどの団体に対する活動の促進などにより、「まちの活力」の創出を目指します。また、地域資源を生かした観光の取組を通じて、賑わいの創出を目指すことや、国内外の地域住民の交流を促進することで、人が集まり、心ふれあうまちを目指します。

3 計画推進のために

本計画を推進するための、全ての分野における4つの基本的な考え方を示しています

考え方1 協働によるまちづくり

戸田市は平成26年(2014年)に「戸田市自治基本条例」を制定し、まちづくりの基本原則に「協働によるまちづくり」、「まちづくりへの参加・参画」を掲げています。本計画の策定に当たっても、この基本原則に則り、市民・議会・行政の三者による検討を進めました。今後の計画推進にも協働の推進が重要となります。

さらに、地域社会において国籍や性別、年齢、個性、考え方などに違いのある様々な人々が、お互いを認め合い、共に生きていくという共生の理念を大切にしていける必要があります。

考え方2 情報共有・発信の強化

「戸田市自治基本条例」では、まちづくりの基本原則の一つに「情報共有の大切さ」を掲げています。協働によるまちづくりを進めていくためには、まずは「知る」ことが大切です。そのため、これまで以上に行政情報を分かりやすく市民や市外の方にも提供(共有)する必要があります。

また、市民発信の情報提供や市民同士の情報共有も大切な視点となります。さらに、シティプロモーション^{*}の根幹をなす「まちの魅力発信」についても、行政主導だけではなく市民も自ら発信できる仕組みが重要となります。

考え方3 質の高い行財政運営の推進

質の高い行財政運営を進めるための資源(ヒト・モノ・カネ)には限りがあり、特に資源(モノ・カネ)を扱う職員の質の向上は重要であるため、中長期的な視点に立った先行投資も含め、その資源の適切な確保や配分、有効活用は不可欠です。そのため、職員の育成、組織の活性化や行政事務のDX^{*}による「効率的な行政運営」と、安定した財源確保、計画的な公共施設マネジメントの推進などを通じた「健全な財政運営」とともに、EBPM^{*}の推進やPDCAサイクル^{*}による施策・事業の改善などがこれまで以上に求められます。

また、質の高い行政サービスに必要な基盤整備として、様々な行政サービスにつながる住民基礎情報の適正な管理及び迅速な処理体制の整備や条例等の整備、文書管理を適切に行う必要があります。

考え方4 信頼される行政の実現

行政事務が適正に執行されなければ、市民から行政に対する信頼を得ることができません。質の高い行財政運営を維持するためには、市から独立した委員会等による、選挙の執行や監査のほか、会計事務の執行、行政処分等に対する不服申し立て制度の運用などを公正かつ適正に行うことが求められます。

また、行政と共に市政の発展に取り組む議会は、二代表制のもと行政を監視するとともに、適正かつ効率的に意思決定や政策提言を行うことが求められます。

第3部

基本計画一後期

1

基本計画・施策体系

基本計画は、基本構想に示された戸田市が目指す将来都市像を実現するため、7つの基本目標と計画を推進するための考え方に基づき、今後5年間で実施すべき施策の内容について定めています。

基本計画の期間は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までとします。

施策体系

基本目標Ⅰ こどもが健やかに育ち、 いきいきと輝けるまち	施策 1 子育て支援の充実
	施策 2 乳幼児期の保育・教育の充実
	施策 3 児童・青少年の育成環境の充実
	施策 4 世界で活躍できる人間の育成
基本目標Ⅱ 創造性や豊かな心を育むまち	施策 5 生涯学習活動の推進
	施策 6 芸術文化活動の推進
	施策 7 スポーツ・レクリエーション活動の推進・充実
基本目標Ⅲ 共に生き、支え合い、 安心して暮らせるまち	施策 8 地域医療体制の強化
	施策 9 健康づくり支援の充実
	施策 10 地域福祉の推進
	施策 11 高齢者福祉環境の整備・充実
	施策 12 国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金の円滑な運営
	施策 13 生活困窮者支援の充実
	施策 14 障がい福祉環境の整備・充実
基本目標Ⅳ 安全な暮らしを守るまち	施策 15 消防・救急体制の強化
	施策 16 地域防災力・危機管理体制の充実・強化
	施策 17 防犯体制の強化
	施策 18 市民相談機能と消費生活の充実
	施策 19 浸水対策の推進
	施策 20 安全な道路環境の整備・推進
基本目標Ⅴ 快適に過ごせる生活基盤が 整備されたまち	施策 21 快適で秩序ある美しい市街地の形成
	施策 22 安心して生活できる住環境の充実
	施策 23 上下水道事業の効率的な運営・施設の充実
	施策 24 公共交通が利用しやすい環境の整備・推進
基本目標Ⅵ 都市環境と自然環境が 調和したまち	施策 25 自然に親しむ空間の整備・推進
	施策 26 魅力ある公園づくり
	施策 27 生活環境の保全
	施策 28 環境衛生の充実
基本目標Ⅶ 活力にあふれ人が集い 心ふれあうまち	施策 29 多様な働き方への支援・充実
	施策 30 産業振興の推進
	施策 31 地域資源を活用した観光振興の推進
	施策 32 市民活動の活性化と地域交流の促進
計画推進のために	考え方 1 協働によるまちづくり
	考え方 2 情報共有・発信の強化
	考え方 3 質の高い行財政運営の推進
	考え方 4 信頼される行政の実現

2

基本計画における施策

基本目標Ⅰ

こどもが健やかに育ち、
いきいきと輝けるまち

基本目標Ⅱ

創造性や豊かな心を育むまち

基本目標Ⅲ

共に生き、支え合い、
安心して暮らせるまち

基本目標Ⅳ

安全な暮らしを守るまち

基本目標Ⅴ

快適に過ごせる生活基盤が
整備されたまち

基本目標Ⅵ

都市環境と自然環境が
調和したまち

基本目標Ⅶ

活力にあふれ人が集い
心ふれあうまち

施策
1

子育て支援の充実

【施策の目的】

- 施策の目的を記載しています。

施策の目的

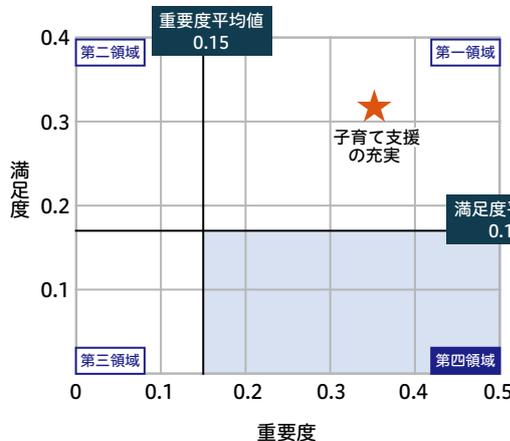
心理的、経済的な問題により、子どもを産み育てることへの不安を抱えている状況を解消し、戸田市で子育てをする全ての家庭が、安心して楽しく子育てができることを実感できる環境を整備します。

■ 現況と課題

- 国は、令和5年（2023年）4月に子ども家庭庁を発足させ、全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指す「子ども基本法」が施行されたほか、「子ども未来戦略」を打ち出すなど、子ども施策を強力に推進しています。
- 戸田市では、若い世代を中心とした転入が多い地域性であることから、これまで地域子育て支援拠点における交流の場づくりや経済的な支援など、子育て支援の充実に努めてきました。
- 令和6年（2024年）3月に「戸田市地域で子育て支援を推進する条例」を施行し、地域全体で子育て支援を推進する気運を高めています。また、令和6年（2024年）4月には、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的な支援を推進し、格差を縮小するとともに、地域子育て相談体制を整備しています。
- 全国的に少子化が深刻化している中、戸田市でも出生率や出生数、出生率の推移が速に低下しており、結婚や出産を望む人々の減少が懸念されています。
- 協働会議で出された意見は、下線で示しています。
- 心理的、経済的な面に起因する子育て不安やコミュニティの希薄化等による孤立感、子どもの貧困や児童虐待、ヤングケアラー*など、子どもや子育て世帯を取り巻く環境は刻々と変化し、複雑化しています。家庭における養育力の向上だけでなく、様々な問題を抱える家庭への支援体制の強化や地域全体での子育て支援に対する意識の醸成が課題となっています。

【現況と課題】

- 施策に関連する現況と、取り組むべき課題を記載しています。
- 協働会議で出された意見は、下線で示しています。



【施策の満足度と重要度】

- 令和7年度（2025年度）に実施した市民意識調査の結果に基づき、各施策に該当する分野の満足度と重要度を記載しています。
- 水色の右下の領域は、満足度が低く、重要度が高い領域であり、今後、満足度を高めるため、特に優先して取り組む必要があります。



取組の方針

【施策と関連するSDGsのゴール】

- 施策を推進することで貢献するSDGsのゴールをアイコンで示しています。

(1) 妊娠から育児まで切れ目ない支援の展開

総合戦略

- 妊娠・出産・産後の母子の心身の健康に係る支援や家庭生活に困難を抱える特定妊婦等を含む当事者が必要としている支援に確実につながることができるよう、切れ目ない支援を展開していきます。
- 市、地域住民などそれぞれが役割を担い、つながり、支えあえるよう、地域で一体となって子育てを応援する意識の醸成を図ります。
- 子育てに関する支援を必要とする人に必要な支援が行われるとともに、必要な人に必要な情報が提供できるよう、関係機関と連携し、必要な情報を提供します。
- 出産を望む人への妊娠・出産に関する正しい知識の普及を図ります。

【取組の方針】

- 施策の目的を達成するために行う、主な取組の方針を示しています。
- 協働会議で出された意見は、下線で示しています。
- 本計画と一体策定した、第3期戸田市まち・ひと・しごと創生総合戦略に該当する取組は **総合戦略** と記載しています。

(2) 児童虐待の防止と対策の強化

総合戦略

- 要保護児童対策地域協議会*における各関係機関との連携を図ります。
- 児童虐待を未然に防ぐため、こども家庭センターによる相談体制の拡充を図り、虐待事案の早期発見と迅速な対応を図ります。

【施策指標】

- 目標値を定め、施策目的に近づくことができているか、その進捗状況を測るための「ものさし」として指標を設定しています。

(3) 経済的な支援と配慮を要する家庭への支援の充実

- こども医療費や児童手当などの各種制度について、効果的な活用を図ります。
- ひとり親家庭など、特に配慮を必要とする家庭に対する支援を充実させます。
- ヤングケアラーへの支援については、関係機関を通じて必要な支援を行うとともに、こどもの意向に寄り添いながら、関係機関と連携し、支援の充実を図ります。

施策指標

指標名	指標説明	当初値	目標値	備考
子育てがしやすいと感じている割合	子育てがしやすいと感じている市民の割合	71.1%	73.8%	【市民意識調査】令和5年度(2023年度)から令和7年度(2025年度)調査までの平均値(年0.55ポイント)を加算
この地域で、今後も子育てをしていきたいと感じている割合	乳幼児健康診査における調査項目「この地域で子育てをしたい」「そう思う」「どちらかというと思う」と回答した割合	96.3%	97.0%	成育医療等基本方針の評価指標に基づく「乳幼児健康診査必須項目」の戸田市直近5か年の最大値96.9%(令和4年度(2022年度))を上回ることを目標として設定
児童虐待に関わる支援が必要な世帯のうち緊急度の高い世帯の割合	要保護児童等の世帯のうち、緊急度の高い世帯の割合	19.7%	18.0%以下	こども家庭センター本格稼働前後の平均値18.5%から0.5ポイント減として設定

関連計画

- 戸田市こども計画

【関連計画】

- 施策に関連する個別計画を記載しています。
- 本計画と整合性を保ち、共通の方向性を持たせることで、施策の実効性を高めるものです。

こどもが健やかに育ち、 いきいきと輝けるまち

地域全体で子育てを支えるという理念を大切に、子育て支援に積極的に取り組む市として、安心してこどもを産み、楽しく育てることができ、全てのこどもがすくすくと成長する環境づくりを目指します。

また、安全に健やかに過ごせる環境の中で、これからの社会の在り方を見据えた特色ある教育を展開し、こどもたちが未来の創り手となるための力を育むことを目指します。



施策 1 子育て支援の充実

施策 2 乳幼児期の保育・教育の充実

施策 3 児童・青少年の育成環境の充実

施策 4 世界で活躍できる人間の育成

施策 1

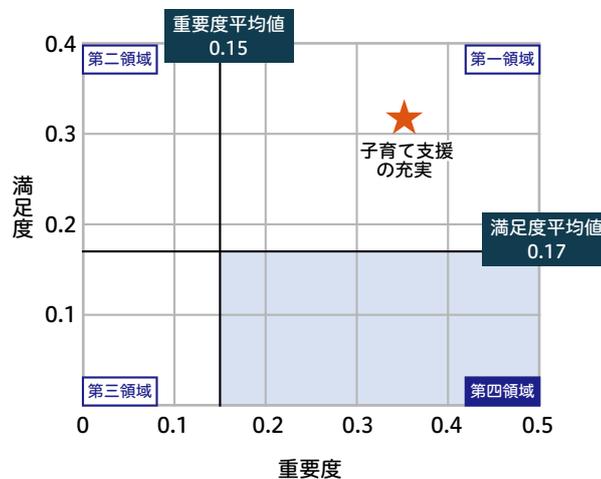
子育て支援の充実

施策の目的

心理的、経済的な問題により、子どもを産み育てることへの不安を抱えている状況を解消し、戸田市で子育てする全ての家庭が、安心して楽しく子育てができることを実感できる環境を整備します。

■ 現況と課題

- 国は、令和5年（2023年）4月にこども家庭庁を発足させ、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指す「こども基本法」が施行されたほか、「こども未来戦略」を打ち出すなど、こども施策を強力に推進しています。
- 戸田市では、若い世代を中心とした転入が多い地域性であることから、これまで地域子育て支援拠点における交流の場づくりや経済的な支援など、子育て支援の充実に努めてきました。
- 令和6年（2024年）3月に「戸田市地域で子育て支援を推進する条例」を施行し、地域全体で子育て支援を推進する気運を高めています。また、令和6年（2024年）4月には、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへの一体的な相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター*」を本格稼働させるとともに、地域子育て相談機関*を市内に順次設置するなど、相談機能の強化を図っています。
- 全国的に少子化が加速する中、本市の合計特殊出生率*も1.04（2023年）と急速に低下しており、結婚や出産を望む人への支援など、少子化対策が急務となっています。
- 心理的、経済的な面に起因する子育て不安やコミュニティの希薄化等による孤立感、こどもの貧困や児童虐待、ヤングケアラー*など、こどもや子育て世帯を取り巻く環境は刻々と変化し、複雑化しています。家庭における養育力の向上だけでなく、様々な問題を抱える家庭への支援体制の強化や地域全体での子育て支援に対する意識の醸成が課題となっています。





取組の方針

(1) 妊娠から育児まで切れ目ない支援の展開

総合戦略

- 妊娠・出産、産後の母子の心身の健康に係る支援や家庭生活に困難を抱える特定妊婦等を含む当事者が必要としている支援に確実につながることができるよう、切れ目のない支援を展開していきます。
- 市、地域住民などそれぞれが役割を担い、つながり、こどもたちが元気に自分らしく成長することができるよう、地域で一体となって子育てを応援する意識の醸成を図ります。
- 子育てに関する支援を必要とする人に必要な支援が行き届くように、相談しやすい体制を拡充していくとともに、必要な人に必要な情報が提供できるよう、多様な媒体・機会を活用して、こども・子育てに関する情報を提供します。
- 出産を望む人への妊娠・出産に関する正しい知識の普及や支援体制づくりを推進します。

(2) 児童虐待の防止と対策の強化

総合戦略

- 要保護児童対策地域協議会*における各関係機関との情報共有及び連携を強化します。
- 児童虐待を未然に防ぐため、こども家庭センターによる母子保健と児童福祉の連携や一体的な相談体制を拡充することで、虐待事案の早期発見と迅速な対応を図ります。

(3) 経済的な支援と配慮を要する家庭への支援

総合戦略

- こども医療費や児童手当などの各種制度について、効果的に運用します。
- ひとり親家庭など、特に配慮を必要とする家庭に対する経済的支援や就労支援、学習支援などの充実を図ります。
- ヤングケアラーへの支援については、関係機関を通じて周知等を行いながら早期発見や把握に努めつつ、こどもの意向に寄り添いながら、関係機関と連携した支援を行います。

施策指標

指標名	指標説明	当初値	目標値	備考
子育てがしやすいと感じている割合	子育てがしやすいと感じている市民の割合	71.1%	73.8%	【市民意識調査】 令和5年度(2023年度)から令和7年度(2025年度)調査までの平均値(年0.55ポイント)を加算
この地域で、今後も子育てをしていきたいと感じている割合	乳幼児健康診査における調査項目「この地域で子育てをしたい」の「そう思う」「どちらかというと思う」と回答した割合	96.3%	97.0%	成育医療等基本方針の評価指標に基づく「乳幼児健康診査必須項目」の戸田市直近5か年の最大値96.9%(令和4年度(2022年度))を上回ることを目標として設定
児童虐待に関わる支援が必要な世帯のうち緊急度の高い世帯の割合	要保護児童等の世帯のうち、緊急度の高い世帯の割合	19.7%	18.0%以下	こども家庭センター本格稼働前後の平均値18.5%から0.5ポイント減として設定

関連計画

- 戸田市こども計画

施策 2

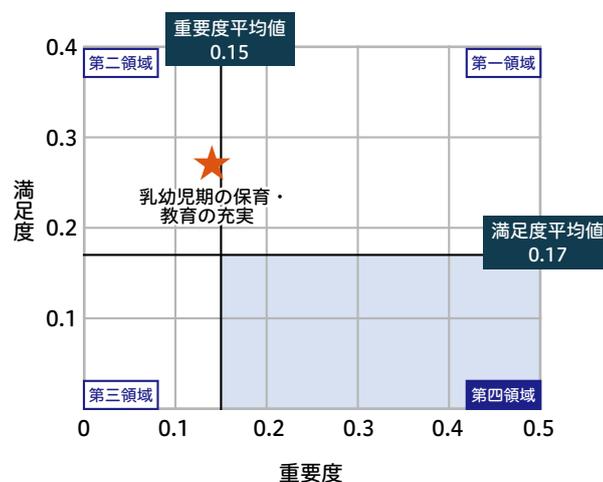
乳幼児期の保育・教育の充実

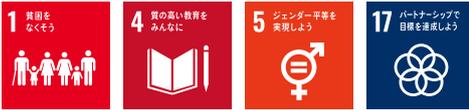
施策の目的

市民の多様な保育・教育ニーズに対応するため、必要なサービスの量と質を確保し、環境整備を図ります。また、幼稚園や保育施設、小学校の連携を強化し、子育てに関する切れ目のない支援の充実を図ります。

■ 現況と課題

- 全国的に急速に少子化が進行する中、女性就業率の上昇や就労環境の多様化により、保育所の申込率が上昇しています。
- 令和5年（2023年）12月に策定された「こども未来戦略」では、こども誰でも通園制度*や保育士配置基準の改善、医療的ケア児等の支援体制強化などが示されたことから、本市の環境に合った事業を検討していく必要があります。同時に、特別な支援が必要なこどもの増加や、保育が必要な医療的ケア児の受入体制の拡充などに適切に対応する必要があります。
- 全国的に深刻な保育士不足の中、保育士の処遇改善や労働環境の改善等が求められており、戸田市においても保育士不足は喫緊の課題です。
- 保育士の負担増や保育施設の利用定員減少を招くおそれがあることから、保育人材の確保や定着化、離職防止等を早急に行うとともに、保育の質と魅力の向上を図り、保護者が安心してこどもを預けられ、保育士が安心して働ける保育園づくりを行っていく必要があります。
- 特別支援保育や虐待などによる個々に配慮が必要なこどもが増加しており、こどもの発達や、幼稚園や保育施設から小学校への学びの連続性を踏まえ、こどもの健やかな育ちをつないでいく必要があります。





取組の方針

(1) 安心して利用できる保育サービスの提供 総合戦略

- 保育サービスを必要とする人が安心してこどもを預けることができるよう、保育コンシェルジュ^{*}による相談やニーズに応じた情報を提供します。
- 「こども未来戦略」の各種取組（こども誰でも通園制度等）をはじめ、一時預かりや病児・病後児保育事業などの多様な保育ニーズに対応した事業見直しや展開を行います。また、公立保育園に求められる役割等についても検討していきます。

(2) 質の高い幼児教育・保育の充実

- 保育士の確保と定着化に関する実効性ある取組を行うとともに、保育士や看護師、栄養士、保育アドバイザーの専門チームによる各保育施設への指導監査や巡回指導、市内合同研修の充実などにより保育士のスキルや保育の安全性・利便性を高めます。
- 公立や民間保育施設、行政の連携により、戸田市全体の保育の質と魅力の向上を図ることで、利用者や保育士に選ばれる保育園づくりを推進します。
- 幼稚園や保育施設から小学校への生活にスムーズに移行できるよう、幼稚園や保育施設、小学校、市教育委員会との連携を強化し、継続的な成長と学びを支える環境を整えます。

(3) 配慮が必要なこどもへの支援

- 医療的ケアが必要なこどもを含む一人ひとりの育ちを保障し、集団生活を通して相互に豊かな関わりを持てるよう、保育環境の整備や専門的な研修を行います。
- 保育施設や専門機関等と連携し、乳幼児の発達などについて観察、把握を行い、保育士や保護者への支援を行います。

施策指標

指標名	指標説明	当初値	目標値	備考
待機児童数	保育所等の待機児童数（毎年4月1日現在）	18人	0人	待機児童ゼロを目指す
研修修得度合	保育施設向け研修会における参加者の修得度合（アンケート結果）	-	85.0%	過去の類似実績から勘案して設定
小学校への架け橋期のカリキュラム（アプローチカリキュラム）実施施設割合	小学校就学に向けた架け橋期のカリキュラム（アプローチカリキュラム）を実施する施設の割合	74.0%	100%	市内全ての保育所、幼稚園における実施を目指す

関連計画

- 戸田市こども計画

施策 3

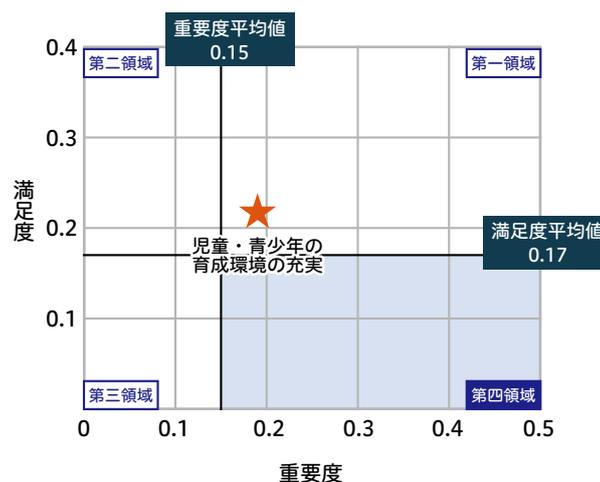
児童・青少年の育成環境の充実

施策の目的

児童・青少年が心身ともに健全に成長するために、家庭・地域・学校・行政が一体となり、児童・青少年の育成環境の充実や整備を図ります。

■ 現況と課題

- 核家族化や共働き家庭の増加等により孤立感が生まれやすい状況にあり、児童・青少年が、心身ともに健やかに育成されるよう、社会や地域全体で見守っていくことが求められています。
- ニーズの高い地域を中心とした学童保育の定員拡大等による待機児童対策を行っていますが、学童保育需要に応じた定員管理や運営手法の見直しが課題となっています。
- 放課後の児童の安全・安心の確保のため、放課後子ども教室^{*}や児童センター^{*}の環境整備を行っていますが、地域や利用者のニーズを的確に捉え、児童が健やかに成長できるよう充実した体制とする必要があります。
- 学童保育室の指導員や青少年の居場所事業、放課後子ども教室におけるボランティアスタッフが慢性的に不足しており、安定した運営を図る上で、担い手の確保が課題となっています。
- スマートフォン等の普及等に伴い、児童・青少年が犯罪やトラブルに巻き込まれるおそれが高まっています。特にインターネットトラブルでは自身が気づかぬうちに加害者や被害者になる危険があることから、児童・青少年を守るため、相談体制の充実と意識啓発が必要となっています。





取組の方針

(1) 放課後の児童が安全に活動できる居場所の確保

総合戦略

- 放課後の子どもたちの安全・安心な居場所の確保や充実のため、家庭・地域・学校・行政が連携して放課後子ども教室を運営し、開催場所の確保及び内容の拡充を図ります。
- 待機児童が生じる見込みがある場合は、公立学童保育室の増改築や民間学童保育室の誘致など、必要に応じた対策を進め、定員の確保を行います。
- 公立学童保育室は、限られた人員の適正配置とともに、民間事業者への委託や指定管理等の運営手法の導入を検討し、効果的かつ安全な保育の提供を行います。

(2) 児童・青少年が自主性や社会性、創造性を育める機会の提供

- 児童センターの機能の拡充や計画的な施設修繕、青少年の広場などの運営やニーズに合った事業展開を行い、児童・青少年の多様な活動の機会を提供します。
- インターネットトラブルなど、日頃から身近にあるトラブルや犯罪の目から自分を守るよう地域の団体活動と連携した啓発などを行うほか、行き慣れた場所で悩みを相談できるよう児童センターの相談機能を拡充します。
- 地域で誰もが参加でき、多様な体験学習や異年齢交流の場の機会を提供する青少年団体の活動を支援し、育成支援を図ります。

(3) 児童との適切な関わりや支援等ができる人材の確保

- 地域や学校などと連携しながら、放課後子ども教室や青少年の居場所で子どもたちを見守るボランティアスタッフの確保に努めるとともに、スタッフ向け研修などの充実にも併せて取り組みます。
- 健全育成の活動をサポートしてくれる地域事業者等の支援者の発掘や育成に努めます。

施策指標

指標名	指標説明	当初値	目標値	備考
青少年の育成に関する満足度	豊かな心を育む青少年の育成に満足している市民の割合	27.7%	33.3%	【市民意識調査】令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までの増加率の平均値(年1.12ポイント)を加算
児童センター及び青少年の居場所の年間延べ利用者数(中高生)	児童センター(2館)、青少年の居場所(7箇所)における中高生の年間延べ利用者数	20,998人	22,287人	前年比1%増で推計
放課後子ども教室延べ利用者数	放課後子ども教室(全12校)における延べ利用者数	6,500人	7,176人	前年比2%増で推計

関連計画

- 戸田市子ども計画

施策 4

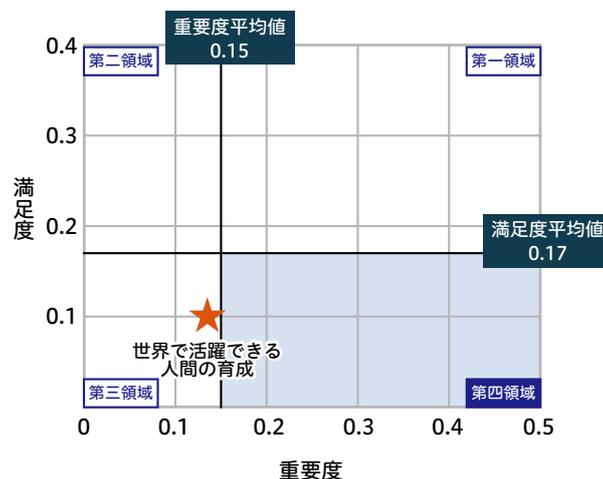
世界で活躍できる人間の育成

施策の目的

世界で活躍できる人間を育成するため、安心して快適に過ごすことができる学校施設の維持・再編、学校の ICT^{*}環境整備推進、安全な給食の提供など児童生徒にとって好ましい教育環境を整備するとともに、これからの時代を生き抜くための力を身につけさせるように努めます。

■ 現況と課題

- GIGA スクール構想^{*}により、児童生徒 1 人 1 台の学習用端末が活用できる環境が整備され、これからの時代を担うこどもたちに必要な資質・能力を身に付けさせるための ICT の強みを生かした個別最適な学びや、仲間とともに学び合う協働的な学びなど、学習の個別化・多様化が進展しています。
- 教科で身につけた力を、実社会で生かし働く力につなげていくために PBL^{*}（課題解決型学習）や STEAM 教育^{*}の視点を取り入れた学びの推進に加え、産官学と連携した学習環境の整備や充実を進めています。
- 不登校の児童生徒の増加や外国人児童生徒の転入に加え、特別な支援を必要としている児童も年々増加しており、こどもの多様性に配慮した支援が求められています。
- 学習指導に加え、多様化・複雑化する学校課題への対応に伴う業務負担が増大しており、教育の質の確保と教職員の働き方改革の両立が求められています。業務の見直しや ICT を活用した校務の効率化を図るとともに、教職員が本来の教育活動に注力できるための教育 DX^{*}（デジタルトランスフォーメーション）の推進が重要です。
- より良い学校運営のためには、地域の協力が不可欠であり、学校運営協議会^{*}のより深い学校理解と積極的な学校運営参画が重要であり、学校応援団^{*}の活動も地域連携には不可欠な存在となっています。
- 学校施設の長寿命化を図っていくため、設備や外壁などは計画的に更新するとともに、建物健全度が低く、老朽化した施設については建替えが必要となります。また、児童生徒をはじめとする学校関係者が安心して活動できる安全な環境の整備が求められています。





取組の方針

(1) 課題解決型学習（戸田型 PBL）の更なる推進

総合戦略

- PBL（課題解決型学習）や STEAM 教育をより一層推進し、児童生徒の知的探求心や好奇心を育み、学びを広げ深めるための環境の整備と充実のため、児童生徒が自由な発想で学びに向き合える創造的な学習空間を整備します。
- 学びの更なる質的向上を図るため、産官学連携による共同研究や連携事業を進め、企業や国の機関、大学などが有する最先端の知見や技術を教育現場に取り入れることで、児童生徒一人ひとりの主体的な学びや深い学びを実現していきます。

(2) 地域との協働を通じた学校運営の推進

総合戦略

- 学校運営協議会に、地域住民の積極的な参画とともに、産官学連携の関係者などの多様な方の参画を推進することで、熟議の活性化や新たな連携の創出につなげます。
- 活動形態の幅を拡張するなど学校と地域の協働関係を更に深化させ、地域住民が学校運営に主体的に参画し、学校を地域活性化の中核とする地域づくり（スクール・コミュニティ）を推進します。

(3) 多様な学びの場と教育環境の充実

総合戦略

- 「誰一人取り残されない」教育の実現に向けた、多様な学びに対応するための環境の充実や小中学校のサポートルームをはじめとする支援体制の強化を図ります。
- 教育総合データベースを活用し、児童生徒等の様々な課題を早期に発見し、一人ひとりの状況に応じた支援を的確に行うため、教育相談体制の充実を目指します。
- 学びの進化を支えるため、テクノロジーの最新動向を常に注視し、新たな学びの創造に資する ICT 環境の整備を推進し、STEAM 教育の一層の向上を図ります。
- 質の高い教育を確保するため、教職員の資質・能力の向上を図る研修等の充実を図るとともに、働き方改革を推進します。
- 学校施設の建替えや設備などの更新に当たっては、児童生徒をはじめとする学校関係者が安心できる環境を創出するため、防犯対策の強化や時代の変化に対応した施設整備の観点を取り入れ、学校環境の向上を図ります。

施策指標

指標名	指標説明	当初値	目標値	備考
自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思う割合	授業がわかる調査の回答割合	小：85.0% 中：84.9%	小：90.0% 中：90.0%	【全国学力・学習状況調査】令和12年（2030年）時点の90%達成に向け増加幅を平準化
中学校3年生の英検3級以上の取得率	中学校3年生の英検3級以上の取得率	58.4%	70.0%	平成27年（2015年）第11回教育委員会定例会で設定した数値目標
市立小中学校大規模改修や改築等の達成率	小中学校の工事の年次割合	—	100%	戸田市公共施設マネジメントアクションプランに基づく進捗率

関連計画

- 第5次戸田市教育振興計画
- 戸田市公共施設等総合管理計画

基本目標
Ⅱ

創造性や豊かな心を 育むまち

市民が、生きがいづくりやまちづくりへ参画するために、生涯にわたって学び合える環境を構築するとともに、文化・スポーツ活動を通じて文化の創造・継承やスポーツに触れることで、人生100年時代を心豊かに過ごせるまちを目指します。



施策 5 生涯学習活動の推進

施策 6 芸術文化活動の推進

施策 7 スポーツ・レクリエーション活動の推進・充実

施策 5

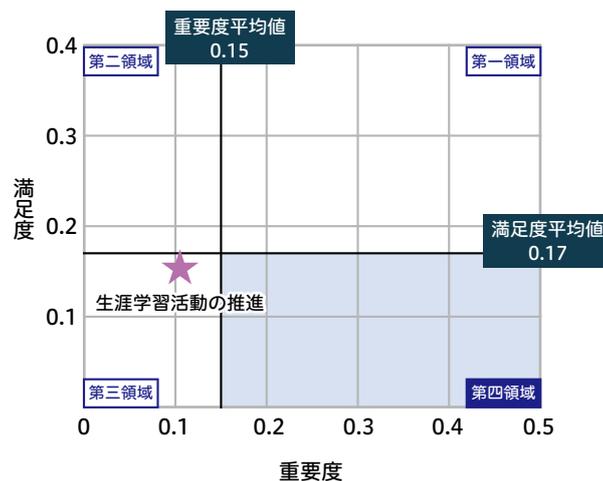
生涯学習活動の推進

施策の目的

市民の誰もが生涯にわたって、自ら主体的に学び、自己実現を図ることができるよう、市民協働による生涯学習環境を構築します。

■ 現況と課題

- 国は、働きながら学べる環境整備や社会教育施設の機能強化、社会教育人材の養成・活躍機会の拡充などを基本施策としています。
- 県は、多様な学習機会の提供、学びを活用した地域課題解決の支援などを主な取組としています。
- 学習の方法やニーズの多様化が進む中、デジタルプラットフォーム^{*}を活用した学びの提供や、いつでも・どこでも・誰もが学ぶことができる環境の充実が求められています。
- 生涯学習事業全般で参加者の固定化と高齢化が進み、多世代のニーズに対応できるような生涯学習の取組が課題となっています。また、学習拠点のほか、市民の居場所として気軽に利用でき、集える環境づくりが必要となっています。
- 福祉センターとの複合施設となっている公民館が老朽化しており、生涯学習活動の拠点として利用しやすい環境の整備が必要となります。





取組の方針

(1) 地域との協働による生涯学習活動の促進 総合戦略

- 「生涯学習」をより身近なものと感じ、生涯にわたって市民誰もが主体的に学び続けることができるよう、生涯学習活動のきっかけとなる場や機会を広げるなどの取組を充実していきます。
- オンデマンド講座やオンラインを活用した取組の充実など、市民の積極的な参加を促すよう、各世代のニーズに合った講座を開催します。
- 図書館や公民館などの生涯学習の拠点だけでなく、公共施設全体で、学びの機会を提供できるよう連携した取組を行い、学びを通じたつながりを育みます。
- 新たな官民連携の手法である、PFS*（成果連動型民間委託契約方式）を導入し、民間ノウハウを最大限発揮することで、公民連携による図書館サービスの向上を図ります。

(2) 生涯学習環境を支える人材育成と体制強化 総合戦略

- 地域全体で子供たちの学びや成長を支える「学校を核とした地域づくり」が求められており、学校や地域の様々な団体と連携した取組を推進します。
- 生涯学習を進める担い手となる人材の発掘や養成、サークルや活動団体の活躍の場の充実を図ります。

(3) 社会教育施設等の充実と利便性の向上 総合戦略

- オンライン学習や電子図書館の充実など、ライフステージや多様なニーズに応じた生涯学習環境の整備を図ります。
- バリアフリーや Wi-Fi 環境の整備など、学びの拠点だけでなく気軽に立ち寄れる施設としての利便性を向上していきます。

施策指標

指標名	指標説明	当初値	目標値	備考
生涯学習活動を行っている市民の割合	生涯学習活動を行っている市民の割合	25.6%	30.6%	【市民意識調査】 年1ポイント増で推計
市立図書館の年間来館者数	中央図書館、上戸田分館、下戸田分室、美笹分室、下戸田南分室、戸田公園駅前配本所における来館者数	437,109人	447,109人	年2,000人増で推計
郷土博物館の年間来館者数	郷土博物館における来館者数（常設展示）	11,705人	12,705人	年200人増で推計

関連計画

- 第5次戸田市教育振興計画
- 戸田市生涯学習推進ビジョン

施策 6

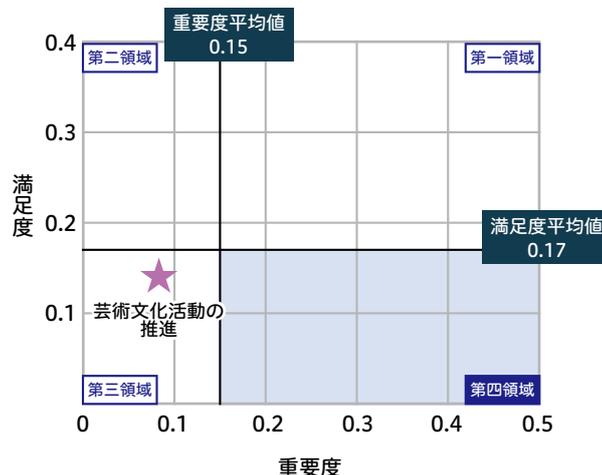
芸術文化活動の推進

施策の目的

市民の芸術・文化に対する関心を高めるために、質の高い音楽や芸術に触れることのできる環境を整えるとともに、市民自らが活躍できる機会をつくるなど、市民の芸術・文化活動を促進します。また、現在残されている文化財の記録保存を含め後世に継承するとともに、まちづくりに文化財を活用しつつ、歴史的な特色を生かした新しい価値を創造し、地域文化の向上を図ります。

■ 現況と課題

- 国は、芸術・文化を通じたまちづくりにも力を入れており、更なる活性化が求められます。また、令和5年（2023年）4月に博物館法が改正され、目的に「文化芸術基本法に精神に基づく」ことが明記されたことから、郷土博物館においても文化施設としての機能や役割を意識した取組が必要となります。
- 商工祭や朝市、商店街でのワークショップ**等、経済活動とコラボレーションした芸術・文化活動が、草の根的に市民に浸透してきています。
- 令和7年（2025年）4月に「戸田市文化芸術推進条例」を制定し、基本理念を定めました。また、郷土博物館も文化施設としてアートミュージアム*機能の展開を図るなど、芸術・文化活動の推進が加速しつつあります。
- 一方で、芸術・文化活動の場や発表する機会が少なく、更なる拡充や提供が求められています。
- アートミュージアムを年間通して常時展開するためには、常設的な展示施設・設備の整備の進め方やマネジメントの手法、専門人材の確保等の検討が必要となっています。
- 人口動態や世代の変化により、郷土史や地域の文化財等に対する市民の関心が希薄化しています。また、文化財所有者等の世代交代にも対応した文化財保護の取組が求められています。
- 文化財等の収蔵スペースの確保が課題となっているとともに、博物館所蔵資料や市内文化財等の情報のデジタル化が求められています。





取組の方針

(1) 芸術・文化活動の環境整備

- 芸術・文化活動の各分野におけるプロフェッショナルの公演など質の高い芸術・文化を鑑賞し体験する機会を設けることで市民の興味関心を高めます。また、小さな頃から芸術・文化に触れることができるよう、こどもや親子をターゲットとした事業の充実も図ります。
- 芸術・文化を振興する団体と連携した事業 PR を行うとともに、主体的な活動を行う市民や新たに芸術・文化活動を行うコミュニティ形成への支援を行い、芸術・文化を発信できる機会の創出を図ります。
- 郷土博物館におけるアートミュージアムの常設的展示などによる機能拡大、学芸員などの専門人材の確保について検討を進めます。
- 郷土博物館と学校による博学連携の取組を拡充します。

(2) 文化財の保護と活用促進

- 歴史や文化に触れる機会や魅力あるイベントを開催することで、郷土史や地域の文化財などに対する関心を高めます。
- 文化財保護法に基づく文化財の保存に加え、収蔵品管理システムを活用した博物館所蔵資料情報のデジタル化を引き続き進めるとともに、市指定無形民俗文化財等の動画コンテンツの作成や配信を行うことにより、文化財に対する関心を高めます。

施策指標

指標名	指標説明	当初値	目標値	備考
文化祭・音楽祭・美術展覧会の出品者数・参加者数及び鑑賞者数	市が主体となって開催しているイベントへの年間出品者数・参加者数及び鑑賞者数	出品者・参加者数 1,213人 鑑賞者数 11,401人	出品者・参加者数 1,511人 鑑賞者数 17,723人	令和3年度(2021年度)から令和6年度(2024年度)までの平均増加割合を令和6年度(2024年度)実績値に乗じて得た値から推計
指定管理業務における文化事業の参加者数及び鑑賞者数	指定管理業務における文化事業に関わる年間の参加者数及び鑑賞者数	参加者数 468人 鑑賞者数 27,110人	参加者数 1,278人 鑑賞者数 34,210人	令和3年度(2021年度)から令和6年度(2024年度)までの平均増加割合を令和6年度(2024年度)実績値に乗じて得た値から推計
戸田市の文化財の認知度	戸田市の文化財を認知している市民の割合	8.8%	9.8%	【市民意識調査】 年0.2ポイント増で推計

関連計画

- 戸田市文化芸術推進基本計画
- 戸田市郷土博物館ビジョン

施策 7

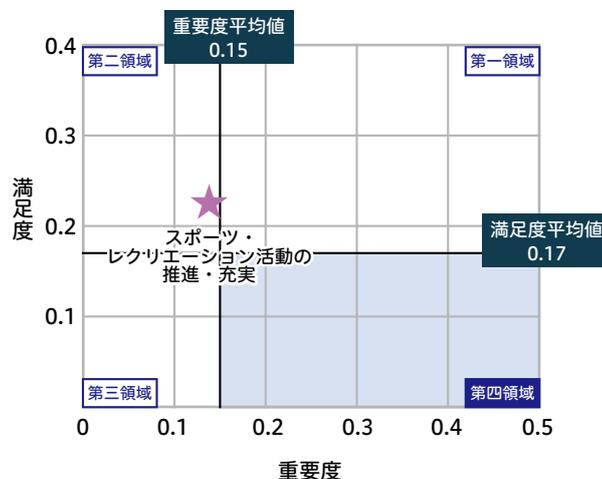
スポーツ・レクリエーション活動の 推進・充実

施策の目的

戸田ボートコースや彩湖など、地域資源を生かした、戸田市独自のスポーツ・レクリエーション活動を展開するなど、市民の誰もが年齢や体力に応じてスポーツやレクリエーションを楽しむことができるようにします。

■ 現況と課題

- フランス・パリで行われた第33回オリンピック競技大会で初めて実施されたブレイキンや、スケートボードなどの「アーバンスポーツ^{*}」の普及や、スポーツ基本法の改正により情報通信技術を活用したスポーツの機会の充実が定められたことから、市民の誰もが年齢や体力に応じてスポーツやレクリエーションを楽しむことができるよう、新たなスポーツやレクリエーションの分野への対応も検討していく必要があります。
- 令和6年（2024年）4月に「戸田市スポーツ推進条例」を制定し、基本理念に加えて、市民等、スポーツ関連団体や事業者のそれぞれにスポーツ推進のための役割を定め、各種取組を推進しています。
- スポーツ推進及びスポーツ・レクリエーション活動の拠点となる戸田市スポーツセンターの再整備に向け、市民ニーズや本施設を取り巻く環境の変化などを整理し、施設のコンセプトや導入施設等の規模、必要となる設備、機能等をまとめた「戸田市スポーツセンター基本構想」の策定を進めています。
- ボートコースを活用した水辺のスポーツの推進のため、地域とボート関係者及び行政で構成する「ボートのまちづくりコンソーシアム」を設置し、地域課題の共有や「ボートのまち戸田」のイメージ定着・PR事業などの検討を行っています。
- 生涯にわたりスポーツに親しむ機会として、スポーツを通じた世代間及び地域間の交流の基盤の形成などが必要となっています。





取組の方針

(1) 誰もがスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境の整備

- 全ての市民がスポーツに参画できる社会の実現を目指し、こどもの健全な発達や体力向上のためのスポーツの充実や、高齢者や障がい者（児）がスポーツに参加できる機会の提供など、多様な人々がスポーツ・レクリエーション活動に参加できる環境づくりを進めていきます。また、全ての市民がスポーツに気軽に親しめる環境づくりのため、市内スポーツ関連団体と連携し、互いの強みを生かした取組の展開を図ります。
- スポーツに親しめる環境づくりのため、スポーツを「みる」機会の提供や、「ささえる」人の育成など、スポーツ・レクリエーション活動の参画人口拡大に取り組みます。
- 戸田市スポーツセンターについては、戸田市スポーツセンター基本構想に基づき、再整備に向けた基本計画や設計などを計画的に進めていきます。

(2) スポーツ・レクリエーション活動を通じた交流の促進

- 地域資源であるボートコースを活用したローイングなどの水辺のスポーツを推進することで、「ボートのまち戸田」の定着を図り、スポーツ・レクリエーション活動を通じた地域への愛着形成につなげます。
- 彩湖・道満グリーンパークなどの地域資源を活用した各種事業により、世代間及び地域間の交流を促進する取組などを展開していきます。

(3) ゆかりのあるスポーツ選手やチームを通じた地域の活性化

- 市内のスポーツ選手等の活動を応援する社会的気運を醸成することで、スポーツを「みる」、「ささえる」機会を創出し、地域の一体感の醸成及び活力の向上につなげていきます。
- 市にゆかりのあるアスリートや地域のスポーツチームなどと連携した競技体験など、健康や地域活性化につながる取組を推進します。

施策指標

指標名	指標説明	当初値	目標値	備考
スポーツ実施率	週1回以上スポーツを実施している市民の割合	43.1%	60.0%	戸田市スポーツ推進計画における市民アンケート調査の結果を適用
スポーツ教室の参加者数	市及びスポーツセンター主催のスポーツ・レクリエーション教室の年間参加者数	74,965人	76,500人	関係所属及び施設を対象とした「スポーツ・レクリエーションに関連する教室・イベント等の調査」の結果を適用
ローイング（ボート）競技への関心度	ローイング（ボート）競技に関心のある市民の割合	33.0%	40.0%	第2期戸田市スポーツ推進計画の目標値を引き続き採用 達成状況は市民意識調査結果を適用

関連計画

- 戸田市スポーツ推進計画

基本目標
Ⅲ

共に生き、支え合い、 安心して暮らせるまち

地域医療や健康づくり体制などの充実を進めることで、市民が健康で元気に暮らせるまちを目指します。

また、地域における多様な主体の連携と市民相互の支え合いを基本としながら、的確に福祉サービスを提供することにより、高齢者や障がい者など、支援を必要とする人々が、その人らしく安心して暮らせるまちを目指します。



施策 8 地域医療体制の強化

施策 9 健康づくり支援の充実

施策 10 地域福祉の推進

施策 11 高齢者福祉環境の整備・充実

施策 12 国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金の円滑な運営

施策 13 生活困窮者支援の充実

施策 14 障がい福祉環境の整備・充実

施策 8

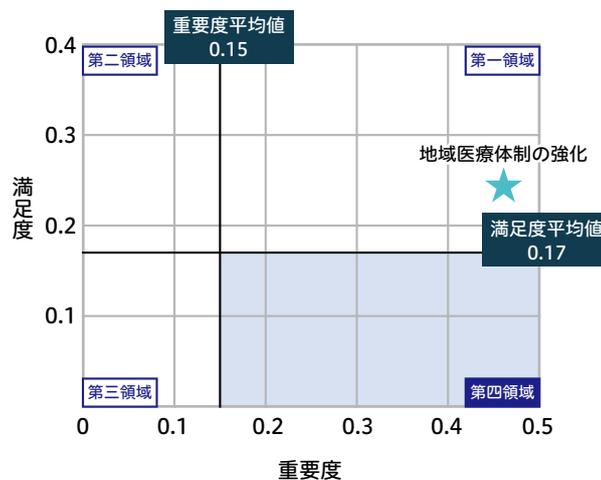
地域医療体制の強化

施策の目的

救急医療体制の確保と公的医療機関としての機能強化、さらに、診療機能の充実により、地域医療の整備を進め、市民が安心して医療を受けることができるようにします。

■ 現況と課題

- 埼玉県地域保健医療計画（第8次）では、初期救急及び第二次救急の体制整備、災害時においても医療を継続して提供できる体制の整備、小児救急医療を含めた小児診療体制の確保、地域包括ケアシステム^{*}に不可欠な在宅医療の推進などを掲げています。
- 休日や夜間に対応できる救急医療体制が求められており、引き続き蕨市、蕨戸田市医師会や医療圏内の他病院と連携していく必要があります。
- 一方で、医師の働き方改革により、全国的に医療人材の不足が深刻化しています。
- 令和6年（2024年）12月からマイナンバーカードによるオンラインでの保険資格の確認が導入されるなど、国は、医療DX^{*}の実現に向けた取組を進めています。
- 団塊の世代が75歳以上となり、医療や介護が必要な高齢者に関する相談などが増えていくことが見込まれる中、地域の医療体制を強化し安定した医療を提供していくためには、医療・福祉・介護の各関係機関との連携をより深めていく必要があります。
- 市民医療センターは、誰もが必要な医療を受けることができるよう、公的医療機関として、在宅医療など地域の様々なニーズに応える必要があります。





取組の方針

(1) 関係機関との連携による医療体制の強化

総合戦略

- 救急医療を担う医療機関等の体制を維持するため、救急医療機関への財政支援や関係機関との連携強化を図ります。
- 大規模地震、風水害等の発生時における医師会等と連携した傷病者の救護など、大規模災害に対し対応できる体制の強化を図ります。
- 市民が必要とする時に必要な医療を継続して受けることができるよう、地域の医療機関との機能分担と密接な連携を図る地域医療連携を推進します。

(2) 医療の分野における地域包括ケアシステム構築の推進

- 高齢者等が必要な医療を受けられるよう、社会状況の変化に柔軟に対応しながら医療・福祉・介護の連携体制を推進し、訪問看護やオンライン診療を含めた訪問診療等、より積極的に在宅医療を推進します。
- 訪問看護は、利用者が安心して在宅生活が送れるよう、24時間体制をとり、緊急時に対応できる体制の強化を図ります。
- 市民医療センターでは、SDH*（健康の社会的決定要因）による社会的処方*を積極的に推進するとともに、アウトリーチ*支援（訪問支援）と外来診療を連携した予防事業や、更なる増加が見込まれる認知症への対応として、認知症サポート医の継続的な配置により、地域包括ケアシステムを積極的に支えます。

(3) 市民医療センターの良好な運営

総合戦略

- 医療従事者の適正な人員を確保し、安定した医療体制を整備するとともに、経営改善だけでなく、地域や社会における医療に関する課題を解決するために必要な取組も積極的に実施します。
- 小児専門外来など、ニーズの高い診療科目の充実を検討します。
- 大規模災害等に備え、平時から災害用医療備蓄品の確保に努め、災害対応の機能強化を図ります。

施策指標

指標名	指標説明	当初値	目標値	備考
救急医療体制の認知度	「戸田市の救急医療（初期救急及び第二次救急）体制を知っている」と回答した市民の割合	68.0%	100%	市民医療センター外来利用者ニーズ調査アンケートの項目
医療の地域完結型受入れ数	急性期病院で治療後、後方支援として市民医療センターに受入れた入院件数	23人	37人	市民医療センターの役割や病床機能、在宅連携などを考慮し、増加率を10%として算出
紹介患者数	市民医療センターで対応困難な場合に、対応可能な急性期病院や専門的な病院へ紹介する患者数	383件	402件	令和12年度（2030年度）の時点で5%増を推計
逆紹介患者数	急性期病院で治療後、市民医療センターに受入れた件数	115件	120件	令和12年度（2030年度）の時点で5%増を推計
訪問看護件数	在宅で療養生活を送るため訪問看護を利用した延べ件数（戸田市訪問看護ステーションにおける医療及び介護保険分を合算した件数）	3,896人	4,743人	訪問看護職員定員数配置想定 of 最大対応可能件数

関連計画

- 戸田市立市民医療センター経営ビジョン
- 戸田市地域包括ケア計画（第9期戸田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画）

施策 9

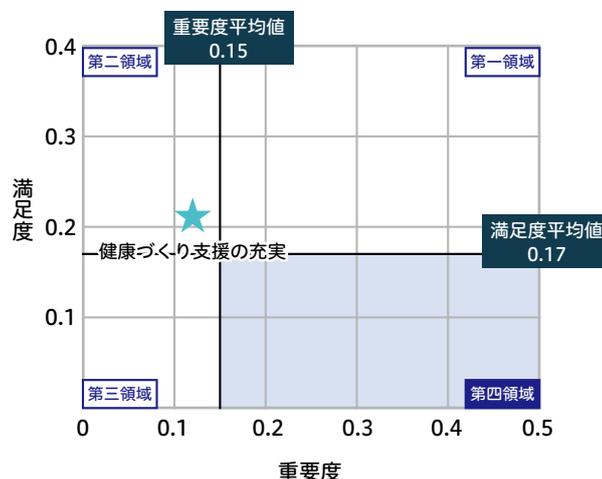
健康づくり支援の充実

施策の目的

元気で長生きできる期間（健康寿命）を伸ばすことによって、豊かな人生を送ることができるよう、地域との協働により、こどもから高齢者まで市民の健康づくりを支援します。

■ 現況と課題

- 令和6年度（2024年度）に示された国の「健康日本21（第三次）」では「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」というビジョンを掲げています。
- 埼玉県では、65歳に達した県民が健康で自立した生活を送ることができる期間を「健康寿命」として算出しています。戸田市は高齢化率*が低く、県内で最も若いまちでありながら、健康寿命は男女ともに県内下位で推移しています。
- 令和6年（2024年）3月に、「まちなかを自然に歩きたくなることで、多世代の集いと交流が生まれ、生きがいを感じながら健幸に暮らすことのできるまちづくり」を基本理念とする「戸田市スマートウェルネスシティ推進プラン」と、健康増進計画などの健康分野の関連計画を一体的に策定するとともに、まちづくり分野と連携した施策を展開しています。
- 令和4年度（2022年度）に実施した戸田市健康づくりに関する市民アンケート調査では、およそ6割の人が、運動習慣が無いと回答しており、健康に取り組む意識を高めることが必要です。また、食育への関心を高めることが、より良い食行動につながる可能性が高いことがわかりました。健康に生きる上での基本である「食」に興味・関心を持ってもらえるよう継続的な周知等が必要となります。
- さらに、同アンケート調査では、こころの問題を身近に相談できる人については、4人に1人がいないと回答しています。
- 令和5年（2023年）3月に「戸田市がん対策推進条例」を制定し、がん患者及びその家族への支援を行うとともに、がんの予防や早期発見を推進しています。





取組の方針

(1) 健康づくりの推進

- 「健幸なまちづくり＝スマートウエルネスシティの推進」を目指し、まちづくり分野と健康・福祉分野が連携し、まちの空間や環境を整備することで、健康づくりに関心のない人が自然と健康になれるよう取組を進めます。また、大学と共同でデータ分析等を行いながら、エビデンスに基づいた健康づくり事業を実施します。
- フレイル*及びオーラルフレイル*対策として、高齢者が意欲的に取り組めるよう、地域の住民主体による通いの場（集いの場）などにおいて健康教育を実施することで、予防意識の向上や啓発を図ります。
- とだウエルネスマイレージ事業の拡充、各種講座や教室、イベントなどを通じて、運動習慣の定着を図ります。
- 健康情報を口コミにより広げていく「健幸アンバサダー*」を養成し、市民の健康リテラシー*の向上と、将来的な介護予防や健康寿命の延伸を図ります。
- 食育や運動、歯科口腔などに関する健康情報の発信や、健康教育を実施し、健康づくりの啓発を行います。

(2) 各種健康診査・がん検診の推進

- 特定健康診査*や後期高齢者健康診査、成人歯科健康診査などの各種健康診査を実施し、病気の早期発見と生活習慣の改善等を推進します。
- 各種イベントなどで、がん予防に関する情報を発信し、普及啓発を行うとともに、各種がん検診を実施し、がんの予防や、早期発見・早期治療を推進します。

(3) 相談支援の充実

- ゲートキーパー*研修やこころの健康講演会など、こころの健康に関する周知・啓発を実施し、こころの健康への理解が深まるよう努めます。
- 相談窓口の周知とともに、専門職による相談や関連機関との連携による相談窓口の充実を図ります。

施策指標

指標名	指標説明	当初値	目標値	備考
健康寿命	市民の健康寿命（65歳に達した人が、健康で自立した生活を送る期間）	男 17.26 女 20.52	男 17.51 女 21.17	直近3年間の増加率の平均値より、男0.05/年、女0.13/年を加算
がん検診受診率	がん検診のうち、部位別悪性新生物による死亡数が多い4つの受診率を設定	胃がん：5.3% 大腸がん：5.8% 肺がん：7.0% 乳がん：17.5%	胃がん：5.3% 大腸がん：5.8% 肺がん：7.5% 乳がん：19.0%	地域保健・健康増進事業報告の各がん検診受診率（直近4年間の平均伸び率に基づき算出）4つのうち2つが目標値以上となることを目指す
ゲートキーパー年間養成人数	年間養成人数（延べ）を設定	120人	140人	

関連計画

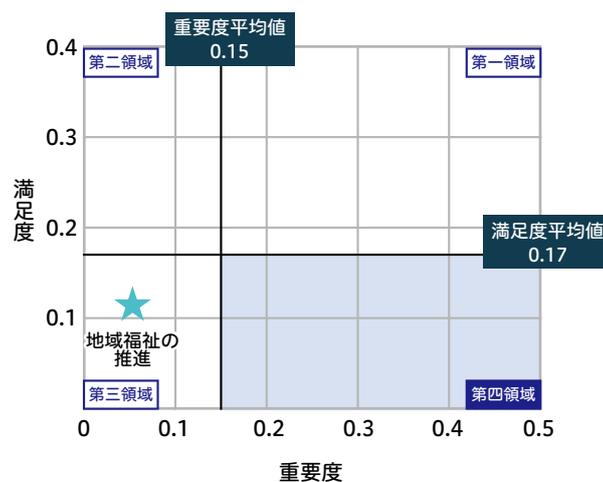
- 戸田市スマートウエルネスシティ推進プラン
- (第3次) 戸田市食育推進計画
- (第2次) 戸田市自殺対策計画
- 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）
- (第4次) 戸田市健康増進計画
- (第2次) 戸田市歯科口腔保健推進計画
- がん対策推進計画
- 第4期特定健康診査等実施計画

施策の目的

地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、誰もが住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らしていける地域づくりを推進します。

■ 現況と課題

- 単身高齢者の増加や転出入の多い地域では、地域コミュニティの希薄化が進んでいます。
- 令和2年（2020年）の社会福祉法改正に基づき、地域住民の抱える複雑化・複合化した課題に対応する包括的な支援体制の整備が求められる中、戸田市では、重層的支援体制整備事業※を令和7年度（2025年度）から実施しています。
- こどもや高齢者、障がい者も含めた地域の様々な人が抱える複雑化・複合化した課題（8050世帯※、介護と育児のダブルケア等）への対応には、多機関協働による支援が求められています。
- 悩みごとや困ったことがあった時に、どのようなことでも相談できる福祉総合相談窓口を設置し、相談に応じたサポートや適切な窓口へつなぐ支援をしています。
- 民生委員※をはじめ、保護司※などの担い手の高齢化が進んでいます。地域福祉の担い手を確保するために、様々な手法の検討が必要となっています。
- 顔の見える関係づくりは地域の支え合いの点で重要であり、地域コミュニティの活性化に向けた地域の居場所づくりや活動拠点の提供、活動支援が必要です。





取組の方針

(1) 地域福祉活動の担い手の確保

- 地域福祉活動の担い手を確保するため、イベントやセミナー、勉強会などを通じ、地域活動に参画するきっかけづくりや人材の育成を行います。
- 地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談や援助を担う民生委員等の知識の向上と活動の支援を行います。

(2) 相談支援体制の充実

- 複合的な悩みの解決に向け、相談のファーストステップとしての福祉総合相談窓口の周知と相談しやすい環境の整備を進めます。
- 地域の身近な相談員である社会福祉協議会*のコミュニティソーシャルワーカー*や民生委員など、地域福祉を支えている団体との連携により、様々な相談に柔軟に対応できる体制の充実に取り組みます。
- 重層的支援体制整備事業を進め、市全体で相談者に寄り添い、伴走する支援体制の構築に取り組みます。

(3) 地域福祉の活動拠点の確保

総合戦略

- 地域における支え合いや助け合いを進めるために、地域で暮らす若い世代から高齢者までの多世代交流を促すとともに、多様な市民の居場所や活動の拠点となる場を確保します。

施策指標

指標名	指標説明	当初値	目標値	備考
ボランティア講座受講後に活動につながった人数	受講後に活動につながった新規ボランティア数	5人	40人	第5期地域福祉計画の目標値を踏まえ算出
福祉総合相談窓口相談者の支援につなげた件数	福祉総合相談窓口利用者のうち、支援につなげた延べ件数	147件	209件以上	複数年の実績から最大値を目標値とし算出

関連計画

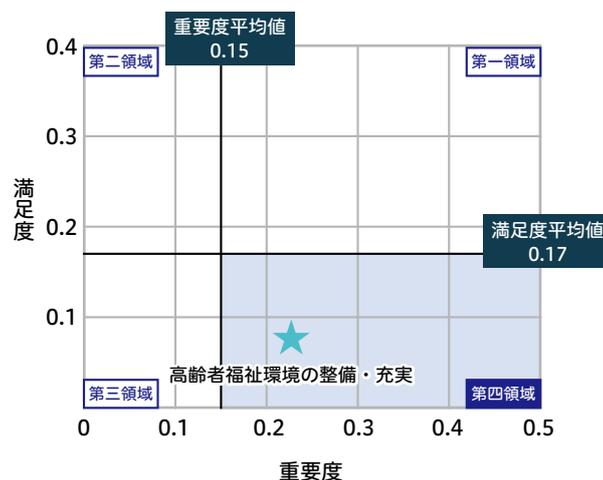
- 第5期戸田市地域福祉計画

施策の目的

高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができるよう高齢者の社会参加の促進や地域包括ケアシステム^{*}の深化・推進を図るとともに、高齢者のニーズに応じた適正な高齢者福祉サービスを提供することで、日常生活への支援体制の充実を図ります。

■ 現況と課題

- 令和7年（2025年）に、団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者となり、介護人材の不足、社会保障費の更なる増大が懸念される2040年問題等を見据えた施策を展開していく必要があります。また、今後、要介護者だけでなく、医療的ケアや介護の必要な在宅療養者が増えることが予想されます。
- 単身高齢者の増加に伴い、単身の認知症等の人が増えることが想定されます。家族、親族の支援が限られる中、地域で支援していく必要があります。また、高齢者が抱える課題は、8050問題のように複雑化・複合化した課題であることも少なくありません。地域包括支援センター^{*}は、地域包括ケアシステムの構築を進める上で重要な立場にあり、相談件数は増加するとともに関係者間の連携を進める中核的な存在として、大きな役割を担っています。
- 高齢者人口の増加が想定される中、高齢者福祉サービスを継続的かつ安定的に提供していけるよう、業務改善やニーズの変化に応じた事業の見直しを行っていくことが求められます。
- 高齢者の社会参加について、意欲や関心のある活動分野は様々であり、高齢者が気軽に社会参加することができる環境の整備が必要です。
- 介護保険制度の持続的な運営により、地域の実情に応じた高齢者福祉施策の推進や介護保険サービスを一層充実させていくとともに、介護予防活動に取り組む意識の醸成が必要です。
- 令和6年（2024年）1月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行され、国は、認知症の人を含めた国民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（共生社会）の実現を推進しています。
- 令和6年（2024年）4月に「戸田市認知症とともに生きるあたたかいまちづくり条例」を制定し、認知症に対する偏見や先入観の払拭、認知症に対する正しい知識の普及を進めています。





取組の方針

(1) 高齢者福祉サービスの適正化

- 高齢者人口の増加や生活支援サービスに対するニーズの変化に応じ、高齢者福祉サービスの整備を図り、本人とその家族が必要なサービスを利用できるようにサービスの周知に努めます。
- 継続的かつ安定的なサービス提供の実現のため、受益者負担の考え方に基づくサービスの適正化等について引き続き検討します。

(2) 高齢者の社会参加の促進

総合戦略

- 社会参加を望むシニア世代それぞれが、自身の意欲や関心に基づき気軽に参加できる環境を整備することで、高齢者の生きがいを創出します。
- 関係機関と連携した高齢者の通いの場や活動の拠点の整備などにより、コミュニティの形成や拡大による地域活動の活性化を図ります。また、若い世代とともに地域社会を支え、年齢を超えた交流を推進します。

(3) 介護保険サービスの充実

- 戸田市立地域包括支援センターが他の地域包括支援センターへの後方支援や総合調整など、基幹的機能を担うことにより、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの効率的かつ効果的な運営体制を構築します。
- 地域におけるネットワークづくりや地域課題の解決のため、地域ケア会議^{*}を平準化し、地域包括支援センターの機能強化を図ります。
- 介護老人保健施設では、高齢者が住み慣れた地域社会、家庭生活に復帰することを目標とし、在宅復帰ができるようにケアプラン^{*}を作成し、きめ細やかな介護サービスを提供します。

(4) 認知症対策の推進

- 認知症サポーター^{*}養成講座等を通じて認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができるように努めます。認知症本人やその家族の視点を生かした地域づくりのため、本人等の声を聞く機会を確保し、市民、事業者、関係機関等の地域の多様な主体との更なる連携体制の構築を図ります。
- 権利擁護が必要な高齢者については、法律、福祉等の専門職からなる地域連携ネットワークの強化を図るとともに、成年後見センターを中心に成年後見制度^{*}の利用を促進します。

施策指標

指標名	指標説明	当初値	目標値	備考
シルバー人材センター [*] 会員数	3月末現在の会員数	909人	1,000人	年18人増を推計
認知症への理解を深めた人数	認知症サポーター養成講座の受講者のうち、認知症への理解が深まったと回答した人数(アンケート結果)	8,775人	11,025人	年450人増を推計

関連計画

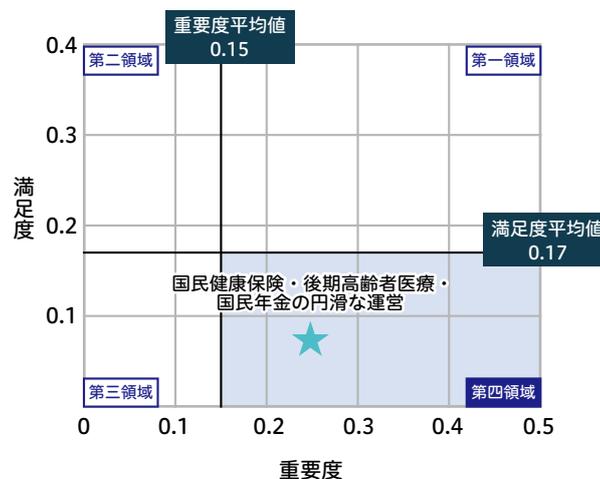
- 戸田市地域包括ケア計画(第9期戸田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画)

施策の目的

社会保険等に加入していない市民が安心して医療サービスを受けることができるように、埼玉県や埼玉県後期高齢者医療広域連合と連携し、国民健康保険制度[※]及び後期高齢者医療制度[※]の健全な運営や財政安定化に努めるとともに、保健事業により保険加入者の健康の保持増進に努めます。また、国民年金の被保険者が将来老齢基礎年金等を適切に受給できるよう、国民年金に関する身近な窓口としての相談を行います。

■ 現況と課題

- 高齢化の進展や国の制度改正などに伴い、国民健康保険の被保険者数が減少する一方で、後期高齢者医療制度の被保険者数や国民年金の受給者数の増加が見込まれることから、持続可能な運営を行っていく必要があります。
- 国民健康保険制度については、埼玉県国民健康保険運営方針に基づき、保険税水準の統一が進められている一方で、国民健康保険の被保険者の負担感を勘案しながら、保険税率の見直しを検討していく必要があります。
- コロナ禍以降の急速なデジタル化の流れからも、多様で利便性の高い納付手段の充実が求められています。
- 一人当たりの医療費が年々増加していることから、医療保険制度の健全な運営に向けた保健事業の実施や医療費の適正化を継続していく必要があります。
- 国民年金制度については、被保険者が正しく理解し、必要な手続きが行えるよう、日本年金機構と連携し、適切な対応をとることが求められています。





取組の方針

(1) 持続可能な医療保険制度の運営

- 国民健康保険制度の健全な運営に向け、戸田市国民健康保険運営協議会において、制度内容や医療費に関する理解促進を図りつつ、慎重に審議のうえ、医療費及び保険税率の適正化を推進します。
- 後期高齢者医療制度については、埼玉県後期高齢者医療広域連合と連携し、制度の理解促進と適切な保険料の収納に努めます。
- 国民健康保険税の収納については、口座振替による納付をはじめ、コンビニ納付やクレジットカード納付、スマートフォン決済による納付のほか、地方税共通納税システム^{*}の利用に係る整備などを進め、多様な納付手段の充実を図ります。

(2) 効果的な保健事業の展開

- 国民健康保険の被保険者の特定健康診査^{*}の受診率や特定保健指導^{*}の実施率を向上する取組、糖尿病性腎症の重症化予防対策などの取組により、健康増進を図ることで健康寿命の延伸や医療費の適正化につなげます。
- 後期高齢者医療制度については、後期高齢者健康診査の受診勧奨のほか、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業を積極的に推進するなど、効果的かつ効率的な保健事業を実施します。

(3) 国民年金事務の適正な執行

- 国民年金制度については、日本年金機構と連携を図り、広報誌やホームページの活用、年金相談等を通じて、被保険者の理解促進・啓発に努めます。

施策指標

指標名	指標説明	当初値	目標値	備考
国民健康保険被保険者1人当たり医療費	1人当たり療養諸費費用額	337,743円	337,743円以下	1人当たり医療費を抑制していく必要があるため、当初値以下を目指す。
国民健康保険税の収納率	国民健康保険税の収納率	92.75%	93.15%	過去3年間の収納率を踏まえ、伸び率を算出
後期高齢者医療健康診査受診率	後期高齢者医療健康診査受診率	40.1%	43.0%	埼玉県後期高齢者医療広域連合における「第3期高齢者保健事業計画（データヘルス計画）」の令和11年度（2029年度）最終受診率目標43.0%を目標値に設定

関連計画

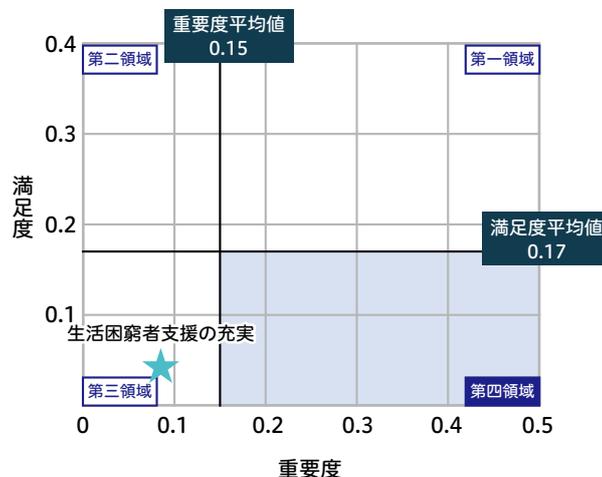
- 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）
- 第4期特定健康診査等実施計画

施策の目的

生活保護[※]制度や生活困窮者自立支援事業の適正な運用により、それぞれの実情に応じた適切な支援を行い、生活困窮者等の生活安定と自立を図ることを目指します。

■ 現況と課題

- 収入減少や物価高騰の影響により生活費が圧迫され貯蓄が減少した人、単身高齢者など、様々な課題を抱える人からの相談が増えています。
- 生活困窮者自立支援事業で実施してきた「生活困窮者自立相談支援」及び「住居確保給付金事業」に加え、令和5年度（2023年度）から新たに「就労準備支援」及び「家計改善支援」を開始し、自立支援の取組を拡充しています。
- 高齢化が進んでおり、就労指導や就労意欲があっても就職に結びつかない事例が多くなっています。また、健康管理の指導に加え、増加している医療扶助や介護扶助について、重症化予防や医療費の更なる適正化が必要となっています。
- 生活保護受給世帯数は横ばいとなっていますが、近年の社会状況の変化から、多様な相談が増加しています。適切な支援につなげるためには、相談に対応できるスキルの向上や相談体制の連携や強化が必要となっています。
- 生活保護に至る前の生活困窮者や生活保護受給世帯に対し、それぞれの状況や課題に応じて生活の安定自立に向けた支援を充実させていく必要があります。
- 貧困が世代を超えて親から子へと受け継がれてしまういわゆる貧困の連鎖の解消が求められています。





取組の方針

(1) 生活保護世帯への支援

総合戦略

- 生活保護担当職員や就労支援相談員が、生活保護受給者に対し、定期的な面接やふるさとハローワーク[※]への同行、求職活動の支援を行うことにより、生活保護からの自立を支援します。
- 貧困の連鎖に対しては、小中学生や高校生などに対する教育支援員の派遣や学習支援事業を行い、学習における理解や学力の向上を図るとともに、進学に向けた支援を行っていきます。

(2) 生活自立相談センターによる生活困窮者支援の充実

- 関係機関との連携を深め、生活困窮者の早期把握を行うとともに、生活自立相談センターにおいて、庁内関係各課と連携や調整を図りながら生活困窮者に対する包括的な支援を行います。

(3) 医療扶助等の適正化

- 生活保護受給者の高齢化に伴い、増加している医療扶助や介護扶助については、後発医薬品[※]の使用促進などにより医療扶助等の適正化を推進します。
- 健診受診勧奨や生活習慣病に関する保健指導などの重症化予防対策を進め、医療と生活の両面から健康管理に対する支援を行うことで、医療費の抑制に取り組みます。

施策指標

指標名	指標説明	当初値	目標値	備考
生活保護受給者のうち就労年齢層(15～64歳)の就労支援事業参加者数	生活保護受給者の自立促進に向けた就労支援事業の参加者数	95人	95人以上	高齢化に伴い就労不可能者が増加する中、当初値以上を目指す
就労支援事業参加者のうち就労年齢層(15～64歳)の就労・収入増加者数	生活保護受給者の自立促進に向けた就労支援事業のうち、就労につながり、収入が増えた人の数	20人	20人以上	高齢化に伴い就労不可能者が増加する中、当初値以上を目指す

関連計画

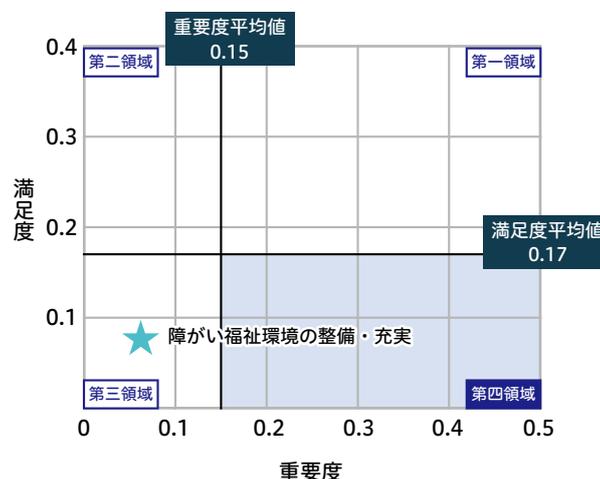
- 第5期戸田市地域福祉計画

施策の目的

障がい者（児）が、住み慣れた地域において、自らの選択と決定に基づき、社会のあらゆる活動に主体的に参加できるよう、社会のバリアフリー化を推進するとともに、必要なサービス等の基盤整備と支援体制の充実を図ります。

■ 現況と課題

- 地域社会における共生の実現に向けた国の理念の下、障がい者（児）が自ら望む地域生活を営むことができるよう、多様化するニーズへのきめ細かい対応が求められています。
- 「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律」では、これまで努力義務となっていた民間事業者による合理的配慮*の提供が令和6年（2024年）4月から義務化されています。
- 令和6年（2024年）4月に「戸田市障がいを理由とする差別のない共生社会づくり条例」を制定し、障がいを理由とする差別をなくし、障がいのある人もない人も分け隔てなく、誰もが人格と個性を尊重し合いながら、共に安心して暮らすことのできる社会づくりの推進に努めています。
- 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、相談支援の中核的な役割を担う機関となる戸田市障害者基幹相談支援センターを令和3年（2021年）10月に開設し、相談支援体制の充実に向けた取組を推進しています。
- 令和4年（2022年）3月に「戸田市特別支援教育推進計画」を策定し、全ての学校における特別支援教育の充実に向けた取組を推進しています。また、特別支援教育への理解が深まる中、医療的ケア児や様々な障がいのある児童生徒の学びの場として、市内小中学校を選択するケースも増えてきており、体制整備の必要性が高まっています。
- 発達・情緒通級指導教室*や早期からの就学に関する相談のニーズが増加しており、体制の強化を図る必要があります。





取組の方針

(1) 相談体制・情報提供体制の充実・強化

- 全ての障がい者（児）等の自己選択や自己決定を尊重し、適切な障害福祉サービス等を利用できるよう、障害者基幹相談支援センターを中心に、総合的で継続性のある相談体制づくりを推進するとともに、相談担当者の資質の向上、関係機関の連携強化を図ります。
- 共生社会づくりに係る周知・啓発活動と理解促進、制度改正や障害福祉サービスの利用促進など、障がい者（児）への幅広い情報の提供を行うことで、全ての障がい者（児）が、必要とする障害福祉サービス等を受けつつ、自立と社会参加の実現を図ります。

(2) 地域生活や就労に向けた支援の充実

総合戦略

- 障がいのある人が生きがいを持つとともに、地域の一員として安心して自分らしい生活を送れるように、生活支援などの取組の充実を図ります。
- 障がい者の就労に対する理解について啓発を行っていくとともに、障がい者の職場定着を図るための支援を行います。

(3) 健やかな育ちと学びへの支援

- 障がいの早期発見・早期療育に努め、関係機関が連携して切れ目のない一貫した支援を行います。
- 関係機関が連携し、医療的ケア児や重症心身障がい児への包括的な支援の充実を図ります。
- 全ての学校における特別支援教育を推進するとともに、医療的ケア児を受け入れるための環境の充実を図ります。
- 発達・情緒通級指導教室の巡回指導や早期からの就学相談の拡充など、適切な教育サービスを受けることができる環境を整備します。

施策指標

指標名	指標説明	当初値	目標値	備考
障がい者（児）が相談支援専門員によるサービスの利用支援等を受けた件数	障がい者（児）が相談支援専門員によるサービスの利用支援を受けた数	5,426 件	7,586 件	戸田市障がい者総合計画の指標を適用し、年 432 件を加算
障がい者（児）への理解促進に関する参加型講座受講者の知識の習得度合	事後アンケートによる障がい者（児）への理解促進に関する参加型講座の受講者総数の知識の習得度合	94.0%	100%	講座等の意義を踏まえ 100%とした
障がい者が就労支援サービスを受けた件数	障がい者が就労支援サービスを受けた件数	4,041 件	5,961 件	戸田市障がい者総合計画の指標を適用し、年 384 件を加算

関連計画

- 戸田市障がい者総合計画
- 第5期戸田市地域福祉計画
- 戸田市特別支援教育推進計画

基本目標
IV

安全な暮らしを守るまち

市民・地域・行政の役割分担と協働のもと、地震や水害などに対する備えや、消防・救急体制を充実・強化することで、災害等に対し強靱な地域づくりを目指します。

また、犯罪や消費生活トラブルをなくすために、市民の意識高揚と警察等の関係主体との連携を図るとともに、安全な道路環境の整備を推進することにより交通事故を防ぎ、市民が安心して、安全に暮らせるまちを目指します。



施策 15 消防・救急体制の強化

施策 16 地域防災力・危機管理体制の充実・強化

施策 17 防犯体制の強化

施策 18 市民相談機能と消費生活の充実

施策 19 浸水対策の推進

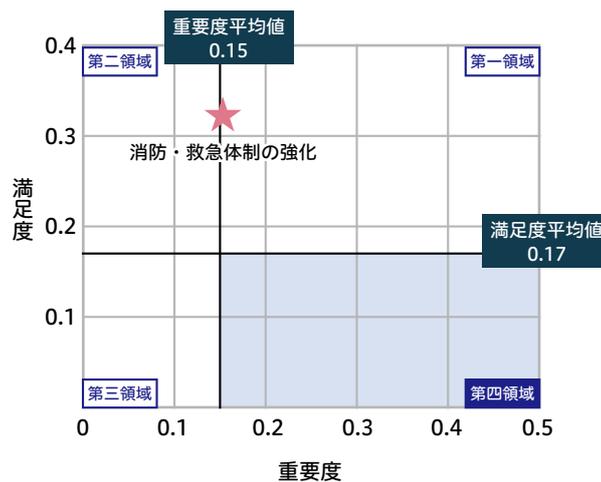
施策 20 安全な道路環境の整備・推進

施策の目的

火災や大規模災害、特殊災害から市民の安全を守るとともに、救急患者への迅速な対応などを行うために、消防・救急体制の強化を図り、市民が安心して生活できるようにします。

■ 現況と課題

- 119番通報及び救急出場件数の増加に加え、搬送者の約50%を高齢者が占め、増加傾向にあります。
- 大規模災害等に備え、マンパワーの確保や練度の維持向上、消防施設や消防車両・資器材、装備品の更新、維持管理など、引き続き消防力の維持、強化を図っていくことが求められています。
- 消防体制を維持するためには消防職員の計画的な採用、配置、教育による人材育成が重要になります。
- 救急出場件数は10年間で約1.5倍となりました。今後も救急需要の増加が見込まれる中、迅速に対応できる救急体制を構築するためには、通信指令室の体制強化だけでなく、救命講習への積極的な市民の参加や市内のコンビニエンスストアなどの事業所に設置されているAED^{*}を誰もが使用できる環境づくりの更なる推進が重要となっています。
- 火災予防は早期発見が重要であり、住宅用火災警報器^{*}の設置が効果的であるものの、設置義務化から10年が経過し作動不良などが懸念されるため、適切な維持管理が課題となっています。また、大地震による電気に起因した火災を防ぐため、感震ブレーカー設置の普及啓発が必要です。





取組の方針

(1) 消防力の維持・強化

- 適正な人員確保に向けた計画的な職員採用、職員の健康管理や職場環境の整備に努め、教育機関における研修受講や資格取得の機会を提供し、高度な専門知識の獲得を促すことで、マンパワーの強化を図ります。
- 映像を活用した遠隔指示が可能となる高機能消防指令センターの更新整備を進めるとともに、老朽化した消防車両や資機材の更新整備、最新資機材の導入などを計画的に行い、消防施設や設備の強化を図ります。

(2) 救急体制の充実・強化

- 各種救命講習の開催方法の工夫や応急手当指導員^{*}による講習回数の拡大など、より多くの市民が受講しやすい環境づくりを推進するとともに、AEDの設置場所である戸田市救急ステーション^{*}登録事業所の拡充と周知を図ります。
- 応急処置の遠隔指示が可能となる映像通報システムの導入を進め、バイスタンダー（現場に居合わせた人）による応急処置の実施率の向上を図ります。

(3) 火災予防の推進

- 火災予防運動やイベント、事業者と連携した普及活動を通じて、火災予防の意識向上や住宅用火災警報器の点検の必要性、感震ブレーカーの重要性などの周知に努めます。
- 消防訓練や小学校等の防災訓練を通じた水消火器等の使い方の指導等、火災発生時の初動対応の知識養成の推進に取り組みます。

施策指標

指標名	指標説明	当初値	目標値	備考
火災による死傷者数	年間の火災による死傷者数（自損行為を除く）	3名	3名以下	当初値：直近3年間の平均値 当初値以下を目指す
1カ月後生存率	一般市民が目撃した心原性心肺機能停止傷病者の1カ月後の生存者数の割合	21.3%	21.3%以上	当初値：直近3年間の一般市民が目撃した心原性心肺機能停止傷病者の1ヶ月後生存率の平均値 当初値以下を目指す
大規模災害対応力	大規模災害対応力の割合	93.3%	93.3%以上	当初値：令和6年度（2024年度）の大規模災害対応力 当初値以上を目指す

関連計画

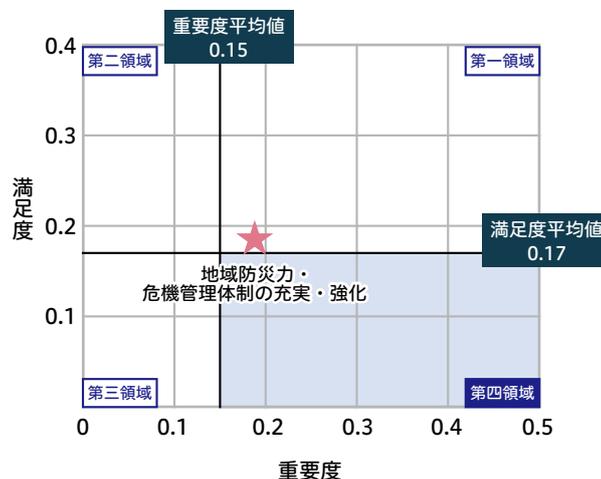
- 戸田市消防本部人材育成基本方針

施策の目的

自然災害や武力攻撃事態等から市民を守るため、地域防災の要となる自主防災会[※]や消防団[※]を含めた体制の整備や危機管理体制の強化を図ります。また、市民一人ひとりが災害に対する考え方や知識を持ち、防災・危機管理意識を高め、有事の際にはお互いに助け合うことのできる地域づくりを進めることにより、災害に強いまちの実現を目指します。

■ 現況と課題

- 全国的に消防団員の高齢化や若者層の入団数の減少が発生しており、戸田市も例外ではありません。加えて、自主防災会の加入者の減少や専門的な知識を持つ防災士[※]数の伸びの鈍化など、「共助」「公助」の担い手不足が課題となっています。
- 戸田市の特性として、都内への通勤者が多いことから、機能別消防団員[※]の確保による共助意識の浸透など、日中に発災した場合の担い手不足への対策を進める必要があります。
- 災害が発生した際の避難所における感染症対策、生活環境や衛生環境の向上の必要性が高まっています。多様化する避難所運営に関するニーズを捉えつつ、様々なシチュエーションを想定した防災訓練などを展開することで、「自助」「共助」「公助」の理念の浸透を図っています。
- 災害時だけでなく平時から、市民に災害に関する必要な情報が届くよう、ICT[※]を活用した情報発信の手法の検討が求められています。
- 災害時の多様化するニーズに対応するためには、防災備蓄倉庫の収納スペースの確保が課題となっており、備蓄品の整理や管理、コンパクトなものへの入替えなどが必要となっています。
- 自然災害以外の災害発生時や武力攻撃などに対しても、国が定めた国民保護計画等に基づき、市民の生命、身体及び財産を守ることが求められています。





取組の方針

(1) 消防団員の確保・強化

- 広報紙やホームページだけでなく、埼玉県ポータルサイトを活用したPR、市民向けイベントでの啓発活動や活動状況の「見える化」などを展開して、多様な人材の確保と消防団のPRに取り組みます。
- 大規模地震や風水害など、災害に対応できるよう技術と知識の向上を図ります。
- 災害時に消防団員が速やかに招集し、活動できる体制構築と関係機関との連携強化に努めます。

(2) 地域防災力の向上と危機管理体制の強化 総合戦略

- 災害時に市民が適切に行動できるように、災害の種類によって避難行動が異なることや、避難所への避難だけでなく、「広域避難」や「在宅避難」など、状況に応じた様々な避難方法があることについて、平時からハザードブックやホームページ、各種防災訓練などの様々な機会、市民に対して周知啓発を重ね、防災意識の向上を図ります。
- 音声コードや多言語対応など、市民に情報が届くよう発信方法の多様化に努めます。
- 災害時等に有効に機能するよう、防災備蓄倉庫の備蓄品等の把握や入替えを行い、良好な状態を保持します。
- 防災士の資格取得支援だけでなく、消防・防災フェアなどを通じた若い世代の防災意識向上を目指すとともに、災害協定による企業との連携を更に推進し、発災時の対応力を強化することで、「自助」「共助」の理念を浸透させ、地域防災力の向上を図ります。
- 有事の際に、市民が適切に行動できるように情報伝達体制を整えます。

施策指標

指標名	指標説明	当初値	目標値	備考
災害などに何らかの対策をしている割合	何らかの対策をしていると答えた市民の割合	96.8%	98.8%	【市民意識調査】令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までの増加率の平均値(年0.4ポイント)を加算
防災器材等整備補助金を利用した自主防災会平均数	共助を担う自主防災会の活動に必要な器材の整備強化の観点から、補助金を利用した自主防災会平均数	9 自主防災会	11 自主防災会以上	令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までの増加率の平均値(年0.4ポイント)を加算
消防団車の出動割合	消防本部からの要請で出動した消防団車両の割合	90.0%	100%	実際に消防本部からの要請で出動した消防団車の台数 ÷ 消防本部から要請した消防団車両の台数 × 100

関連計画

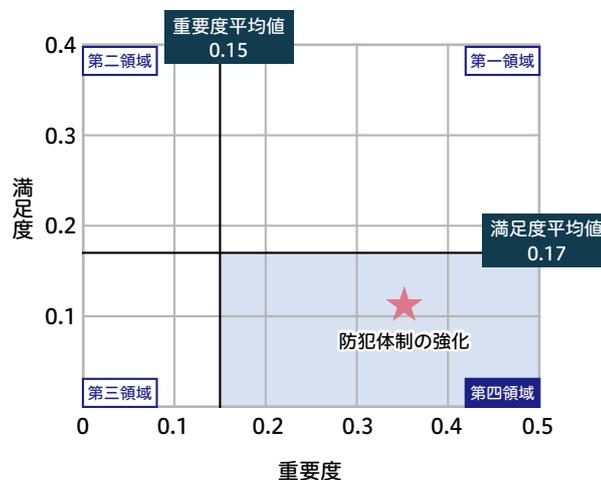
- 戸田市地域防災計画
- 戸田市国民保護計画

施策の目的

市民の誰もが安全で安心して暮らせるよう、地域と連携した防犯対策を推進するとともに、防犯体制の強化を図ります。

■ 現況と課題

- 犯罪の認知件数は、平成 15 年（2003 年）をピークに翌年から 17 年連続で減少してきましたが、新型コロナウイルス感染症の 5 類への移行後、人流の活発化に伴い、認知件数は徐々に上昇し、再び増加傾向に転じています。引き続き、高齢者や子ども、女性を狙った犯罪が発生しています。
- 教員の刺傷事件や市内病院での発砲事件など、近年稀に見る事件が発生しており、市民一人ひとりが常日頃から防犯対策を講じる必要性が増しています。
- 市民の防犯意識を醸成するため、市公式 LINE やいいとだメール^{*}、市ホームページなどの多様な方法を通じた効果的な情報発信を行い、防犯情報の共有を行う必要があります。
- 自主防犯活動の担い手である地域団体の会員の高齢化が進んでいるため、継続的な自主防犯活動への支援や、新たな担い手の創出が必要となっています。
- 公民連携の取組として、市内全小学校区の通学路を中心に設置した「見守り防犯カメラ」の安定した運用や犯罪情勢等に応じた適切な配置、必要に応じた防犯灯の設置などのインフラ整備が必要となっています。
- こどもの位置情報を家族などに通知する見守りサービスの普及、青色防犯パトロール隊による巡回パトロールや地域安全ステーション^{*}の効果的運用、地域住民による見守り活動の拡充などにより、犯罪の起こりにくい環境の整備が求められています。





取組の方針

(1) 市民の防犯意識の向上

総合戦略

- いいとだメールや市公式 LINE、防災無線などにより防犯情報を発信することで、防犯意識の向上を促します。
- 防犯講習会や出前講座等による防犯啓発活動、公民連携による取組などを通じて、防犯意識の向上を促します。

(2) 自主防犯活動の支援

- 自主防犯活動団体に対して、継続的に防犯に関する情報を提供するなど、活動に対する支援を行います。
- 地域安全ステーションを拠点として、防犯パトロール隊など地域の自主防犯活動への各種支援を行います。
- 市内の事業者などに対して自主防犯活動への参加を募るなど、自主防犯活動団体の拡大に取り組み、防犯活動の更なる活性化を図ります。

(3) 犯罪が起こりにくい環境づくり

総合戦略

- 「見守り防犯カメラ」の安定稼働や高齢者世帯への「警告アナウンス付き自動通話録音機」の貸出事業、自宅の防犯対策を講じる市民を対象にした「住まいの防犯対策補助金制度」などの取組を展開することで、抑止効果の向上を図ります。
- 青色回転灯搭載車両等による効果的な巡回パトロールを継続して実施します。
- 各種防犯活動は、警察と連携した上で効果的な対策を講じ、犯罪が起こりにくい環境をつくります。

施策指標

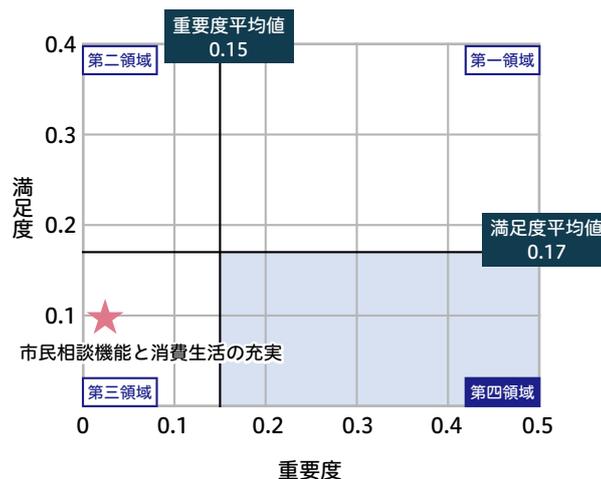
指標名	指標説明	当初値	目標値	備考
防犯対策が不十分だと感じている割合	まちの防犯対策が不十分と感じている市民の割合	24.2%	24.2% 以下	【市民意識調査】 当初値：令和7年度（2025年度） 調査結果 当初値以下を目指す
自主防犯活動団体の支援団体数	備品の支給、犯罪発生情報の提供等の支援を行っている自主防犯活動団体の数	57 団体	57 団体以上	当初値：R7年度（2025年度）の 団体数 当初値以上を目指す

施策の目的

日常生活の中で生じた不安や疑問を相談する窓口として、関係部署・機関と連携強化を図るとともに、市民に対し必要な情報提供や啓発活動を行い、市民の問題解決を支援します。

■ 現況と課題

- 高齢者の増加や成人年齢の引き下げによって、消費者トラブルに巻き込まれてしまう機会が増加することが懸念されるため、これまで以上に注意喚起や啓発活動が重要となっています。
- 令和5年度(2023年度)に「戸田市インターネット上の誹謗中傷等の防止に関する条例」を制定し、インターネットを正しく活用する能力の向上のための周知啓発、相談体制の整備などの各種施策を講じ、取組を進めています。
- 市民一人ひとりが抱える悩みやトラブルは多種多様で複雑化していることが多く、1つの機関だけでは問題の解決に至らないケースが増加傾向にあることから、関係機関や他部署との連携を深めていく必要があります。
- 市民が抱える様々な問題解決の糸口になれるよう、引き続き相談対応職員のスキルアップを図っていく必要があります。
- 令和4年度(2022年度)に配偶者暴力相談支援センターを開設し、配偶者やパートナーからのDV^{*}被害について悩んでいる方の相談を受けています。





取組の方針

(1) 身近な市民相談窓口の充実

- 多様化・複雑化する消費者トラブルなどにも迅速に対応できるよう関係機関や部署間の連携を強化するとともに、ポスターや広報紙、ホームページなどを通じて各種相談窓口の周知に努めます。
- 利用しやすい相談体制の充実に向け、専門相談のオンライン化を検討し、利用者の利便性や相談の質の向上を図ります。

(2) 消費生活の充実

- 消費生活センターでは、消費者トラブル防止のための知識や対応方法、トラブル事例などの情報提供、様々な啓発活動や消費生活出前講座を実施するとともに、引き続き、市民の消費生活トラブルの未然防止に取り組めます。

施策指標

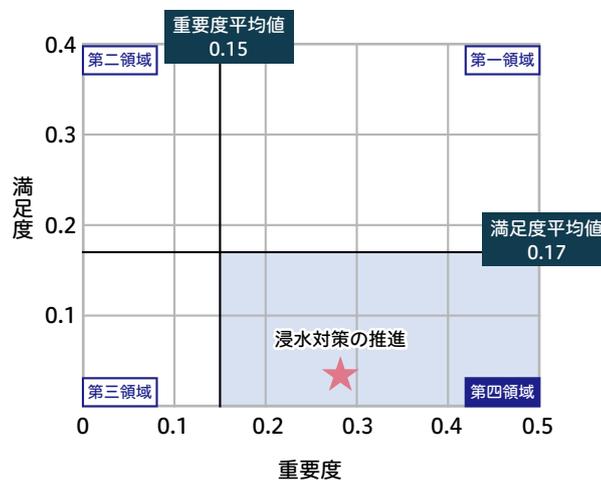
指標名	指標説明	当初値	目標値	備考
問題解決の契機を得たと感じた市民の割合	専門相談を受けた市民が問題解決の契機を得たと感じた人の割合	93.2%	100%	専門相談を受けた人に対するアンケート調査結果を適用
消費生活相談を受けられた市民の割合	相談を希望する市民が相談を受けることができた割合	95.0%	100%	相談者数/相談希望者数
DV相談者を支援につなげた割合	関係機関と調整し、支援につなげた割合	76.8%	85.0%	支援件数/相談者件数

施策の目的

河川整備により治水^{*}機能の強化を図るとともに、集中豪雨に対応した下水道施設を整備することにより、水害に対し安全・安心に生活できるまちづくりを推進します。

■ 現況と課題

- 気候変動による水災害の激甚化・頻発化が全国的に起きている中、戸田市においても内水氾濫^{*}などが発生しており、浸水対策への関心が高まっています。
- 堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域から氾濫域にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う「流域治水」が進められており、戸田市では、令和5年（2023年）4月に「戸田市流域治水対策連絡会議」を設置しました。
- 市内の河川の治水機能の向上のため、さくら川及び上戸田川の計画的な整備が求められています。
- 雨水を一時的に溜める雨水貯留施設や道路排水施設の能力を上回る集中豪雨が頻発化していることから、既存施設の適切な維持管理や更なる施設整備が求められています。





取組の方針

(1) 河川の治水機能の向上 総合戦略

- さくら川は、早期整備完了に向け、河川整備を推進します。
- 上戸田川は、土地区画整理事業*と連携し、河川整備を推進します。

(2) 流域治水の推進 総合戦略

- 国や埼玉県、沿川自治体などと連携しながら計画的に事業を進めます。
- 戸田市流域治水対策連絡会議では、庁内の情報共有や連携を図り、関係者がハード・ソフト対策に取り組み、流域治水を推進していきます。

(3) 下水道施設等の整備

- 効果的な浸水防除のため、集中的な雨水排水施設の整備を推進するとともに、道路排水施設の性能を十分に発揮できるよう、既存施設の適切な維持管理や改善に努めます。

(4) 雨水貯留施設の整備 総合戦略

- 超過降雨にも対応する浸水対策として、道路や公園などの公共用地を活用した雨水貯留施設等の整備だけでなく、市民や事業者が設置する雨水貯留槽等の設置補助金の周知や促進を図ります。
- 土地区画整理事業地内の調整池などの整備を推進します。

施策指標

指標名	指標説明	当初値	目標値	備考
浸水被害箇所数	市内での床上浸水・床下浸水が発生した件数（年間）	4件	4件以下	当初値：直近5年間の平均値 当初値以下を目指す
さくら川護岸改修率	さくら川の護岸改修整備率	60.1%	73.4%	護岸改修率の平均値（2.66ポイント）を加算 前期の指標と同率を設定

関連計画

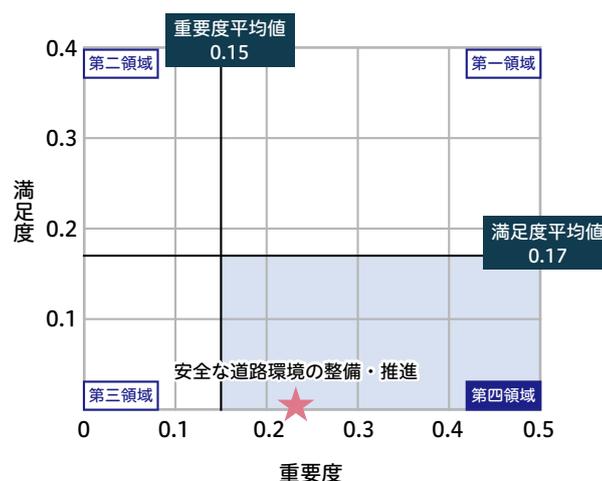
- 戸田市上下水道ビジョン
- 都市計画事業 新曽第一土地区画整理事業 事業計画
- 都市計画事業 新曽第二土地区画整理事業 事業計画
- 荒川左岸南部流域関連戸田公共下水道事業 事業計画

施策の目的

市民が安全に生活を送ることができるように、暮らしの基盤となる道路の整備を行うとともに、交通安全意識の普及啓発を行うことで、誰もが安心して通行できる道路環境の実現を目指します。

■ 現況と課題

- 少子高齢化が進むことを踏まえ、こどもから高齢者、障がい者まで、誰もが安心して通行できる道路環境を整えていく必要があります。
- 令和5年(2023年)4月から自転車用ヘルメットの着用が「努力義務化」されました。また、同年7月には、一定の基準を満たす電動モビリティ*については、「特定小型原動機付自転車」と位置付けられるなど、新しい交通ルールが適用されています。
- 令和6年(2024年)3月に「戸田市バイシクルシティ推進プラン」を策定し、市民や来訪者が安全・安心で、快適に自転車で通行できる道路環境を確保するため、自転車通行空間や無電柱化が求められています。
- 歩行者・自転車・自動車それぞれの交通安全ルール・マナーの分かりやすい周知など、様々な取組を通し、全ての市民の交通安全意識の向上が求められています。
- 市が管理する道路施設の老朽化が進行しており、維持管理費用の増加が懸念されます。道路陥没等による事故を未然に防ぐため、道路や橋梁などの定期的な点検や調査が必要とされるなど、予防保全*への本格転換による持続可能なインフラメンテナンスの実現が求められています。





取組の方針

(1) 安全・安心な市内道路網の整備

総合戦略

- 歩行者の安全を第一とし、歩行者・自転車・自動車それぞれの交通特性に応じた安全な空間を確保し、3者の共存を図ります。
- 誰もが安全に通行できる道路環境を確保するため、無電柱化の必要性の高い区間から重点的に整備を進めます。

(2) 道路・橋梁等の老朽化対策

総合戦略

- 道路については、日常的に実施する道路パトロールに加え、定期的な路面性状調査や路面下空洞調査の実施により、損傷状況を把握し、迅速かつ計画的な修繕、改修を進めます。また、道路の附属施設（交通安全施設等）についても適切な維持管理に努めます。
- 橋梁や横断歩道橋などの構造物については、定期的に点検や調査、パトロールなどを行い、予防保全型の維持管理を基本として、計画的な修繕、改修を進めます。

(3) 市民の交通安全意識の醸成

- 市民の交通安全意識の醸成に向け、地域や交通安全関係団体、警察と連携して、各種啓発イベントや交通安全教室などを実施するとともに、多言語の冊子や啓発看板などによる交通ルール・マナーの周知啓発に積極的に取り組みます。
- 運転免許証の自主返納制度を周知、促進するとともに、高齢者を対象とした交通安全教室の充実を図ります。

施策指標

指標名	指標説明	当初値	目標値	備考
周りの道路の安全性がよいと感じている市民の割合	「周りの道路の安全性」に対し「非常に良い」「やや良い」「普通」と回答した市民の割合	19.4%	21.0%	【市民意識調査】令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの増加率の平均値（年0.32ポイント）を加算
人身事故件数	人身事故の発生件数（年間）	288件	288件以下	当初値：令和6年度（2024年度）実績 当初値以下を目指す
道路損傷による死亡事故発生件数	市道における道路損傷による死亡事故発生件数	0件	0件	道路損傷による死亡事故が発生しないよう、関連する事業を適切に推進する必要があるため、0件を設定

関連計画

- 第2次戸田市歩行者自転車道路網整備計画
- 戸田市横断歩道橋長寿命化修繕計画
- 都市計画道路前谷馬場線整備事業 事業計画
- 都市計画事業 新曽第二土地区画整理事業 事業計画
- 戸田市交通安全計画
- 戸田市橋梁長寿命化修繕計画
- 舗装維持修繕計画
- 都市計画事業 新曽第一土地区画整理事業 事業計画
- 戸田市バイシクルシティ推進プラン

基本目標

V

快適に過ごせる生活基盤が 整備されたまち

都市基盤の整備を推進するとともに、景観の調和やライフラインの整備、公共交通の更なる利便性の向上などにより、市民生活の快適性の確保を目指します。



施策 21 快適で秩序ある美しい市街地の形成

施策 22 安心して生活できる住環境の充実

施策 23 上下水道事業の効率的な運営・施設の充実

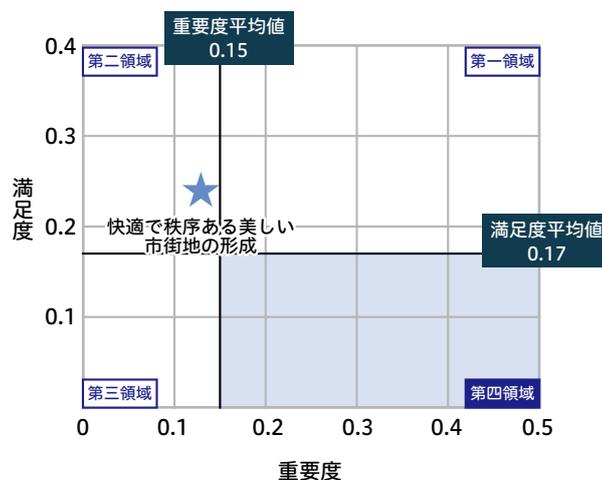
施策 24 公共交通が利用しやすい環境の整備・推進

施策の目的

地域の特徴を生かした都市基盤整備を進めるとともに、地区計画[※]等の制度を活用した土地利用の規制・誘導を図ることにより、快適で秩序ある市街地の形成を目指します。また、戸田市の特色を生かした美しい魅力的なまち並みの創出により、次世代につながる良好な景観の形成を目指します。

■ 現況と課題

- 人口減少や少子高齢化が進み、地域の活力の低下が懸念される中、都市の魅力向上をさせ、まちなかににぎわいを創出することが求められています。また、社会情勢や土地利用の動向の変化などに対応した計画的かつ持続可能なまちづくりを展開していく必要があります。
- 近年、全国でも市民や事業者など、民間主体によるまちづくりの取組が活発化しており、官民連携によるまちづくりの枠組みが拡大しつつあります。
- 戸田市においても、都市の魅力向上とにぎわいを創出するため、「居心地が良く歩きたくなる」まちづくりを進めています。市民や事業者の参画を促すとともに、官民連携で目標を設定・共有した上で進めていくことが重要です。
- 土地区画整理事業[※]は着手してから長い年月が経過していることから、早期の完了が求められています。
- 景観形成においては、まちの顔にふさわしい鉄道3駅周辺の拠点性を高め、土地利用ごとの特性を生かした彩りや活気ある豊かなまちづくりを行っていく必要があります。多くの人にとって利用しやすく駅周辺にふさわしい景観に配慮した整備が求められています。





取組の方針

(1) 誰もが快適に住み続けられるまちづくりの推進

総合戦略

- 第3次戸田市都市マスタープラン及び戸田市立地適正化計画などに基き、事業の整備効果や波及効果を可視化するとともに、各種事業計画等の見直しを行います。
- 高齢者や子育て世代に必要な生活関連施設の誘導や、戸田市移動等円滑化促進方針及び戸田市バリアフリー基本構想に基づくバリアフリーの連続性の確保、さらに住環境整備の方針などの柔軟な見直しにより、快適に住み続けられる環境づくりを推進します。
- 都市施設の適正な維持管理及び必要に応じた機能充実を行うことにより、多様なまちづくりを推進します。

(2) にぎわいのある拠点の形成

総合戦略

- 鉄道3駅周辺では、官民連携によるウォークアブル[※]なまちづくりの実現を目指し、道路空間を車中心から人中心へ転換し、「居心地が良く歩きたくなる」まちの拠点づくりを推進することで、多様な人々が交流する場など、地域に新たなにぎわいを生み出します。

(3) 市街地整備に向けた事業の推進

総合戦略

- 新曽第一・新曽第二地区の土地区画整理事業や新曽中央地区都市整備事業などについては、権利者等の理解と協力を得ながら計画的な事業推進を図ります。

(4) 特徴を生かした魅力ある都市景観の形成

- 豊かな水や緑の景観資源が市街地と近接しているという本市の特徴を生かし、土地利用ごとに個性と美しさを有する魅力ある都市景観の形成を推進します。
- 景観事前協議を活用した大規模建築物等の景観誘導や、三軒協定[※]等の地域住民による主体的な景観づくりにより、良好な景観形成を推進します。

施策指標

指標名	指標説明	当初値	目標値	備考
バリアフリー化事業の進捗率	戸田市バリアフリー基本構想における特定事業（後期事業）着手率	—	100%	戸田市バリアフリー基本構想に基づく進捗管理
駅周辺ににぎわいや魅力があると感じる割合	駅周辺ににぎわいや魅力があると感じる市民の割合	42.4%	44.7%	【市民意識調査】第3次都市マスタープランにおける目標値を設定
新曽第一・第二地区の使用収益開始率	新曽第一・第二土地区画整理事業における仮換地指定対象面積のうち、使用収益を開始した面積の割合	新曽第一 92.3% 新曽第二 32.4%	新曽第一 98.1% 新曽第二 47.1%	当初値に令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)に使用収益開始を予定している画地地積を加算して算出
都市景観アドバイザー [※] の助言反映率	都市景観アドバイザーによる助言反映率（助言反映件数÷案件数）	72.9%	79.7%	令和12年度(2030年度)の時点で9.3ポイント増を推計

関連計画

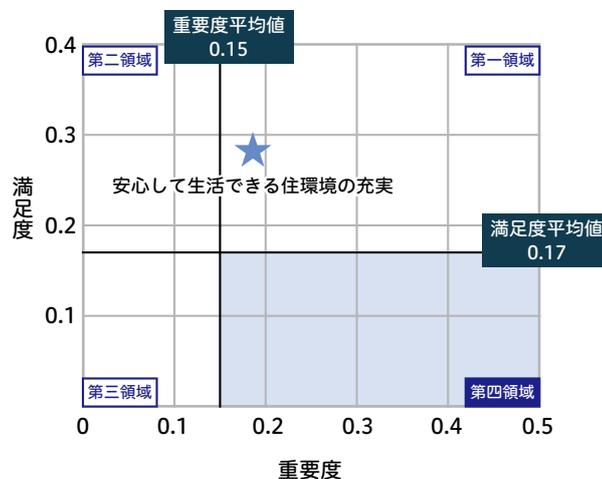
- 第3次戸田市都市マスタープラン
- 都市再生整備計画（北戸田駅周辺地区）
- 都市計画事業 新曽第一土地区画整理事業 事業計画
- 戸田市移動等円滑化促進方針
- 第2次戸田市景観計画
- 戸田市立地適正化計画（防災指針含む）
- 新曽中央地区 地区計画、地区まちづくり協定
- 都市計画事業 新曽第二土地区画整理事業 事業計画
- 戸田市バリアフリー基本構想
- 美女木向田地域整備計画

施策の目的

既存住宅ストックの適正管理・活用を促進するとともに、市営住宅を供給することにより、市民が安心して生活できる住環境を整備します。

■ 現況と課題

- 令和 4 年（2022 年）6 月に「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」が改正され、建築分野の省エネ対策の徹底等を通じた脱炭素社会の実現が求められています。
- 今後、日本の総人口が減少し年齢構成比の変化が想定される中で、多様なライフスタイルに対応した住環境の整備が必要になります。
- 国が地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命等を保護するため、昭和 56 年（1981 年）5 月以前に建築された旧耐震基準の建築物の耐震化を進めている最中、令和 6 年（2024 年）元日に発生した能登半島地震では、平成 12 年（2000 年）5 月以前の耐震基準で建築された木造住宅においても倒壊等の被害が多く発生しています。
- 適切な管理が行われない空き家は、一般的に災害や犯罪を誘発すると捉えられており、環境や景観の阻害要因となるなど様々な問題を生じさせることにつながり、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがあります。
- 本市の分譲マンションは 5 年後には約 6 割が築 30 年を迎えることから、適切な維持管理がなされない場合、管理不全な状態のマンションが増加してしまうことが懸念されます。
- 住宅困窮者のセーフティネットとしての役割を担う市営住宅は、住民が安心して生活できるよう適切に維持管理をしていく必要があります。





取組の方針

(1) 住環境の向上 総合戦略

- エネルギー消費の約3割を占める建築物分野（業務・家庭）において、建築物の省エネ化に係る設備や機器の導入により、省エネ対策を加速させるため、法に基づく建築物の適合義務や認定制度などについて、広く周知啓発を図ります。
- ライフスタイルやライフステージに応じた多様な暮らしや活動しやすい環境づくりを支えるために、多様な世代に対応した住環境が提供されるよう、宅地開発事業等に関する基準の見直しを行います。
- 旧耐震基準の住宅や新耐震基準の木造住宅の耐震化を促進します。
- 空き家所有者等に適正な維持管理と利活用を促し、地域の秩序が保たれるよう取り組みます。

(2) 分譲マンションなどの管理適正化の推進

- 管理組合等の適正な運営により、分譲マンションの維持管理が促進されるよう、専門知識を有する関連団体と連携したセミナーや相談会を実施し、周知啓発、意識醸成を図ります。
- 分譲マンション管理適正化の実現に向け、管理状況の実態把握を図るとともに、専門家による助言を行うなど、必要に応じた個別支援を実施します。

(3) 市営住宅の適正な管理運営

- 市営住宅は、適正な維持管理を行うとともに、計画的な修繕による耐久性の向上や省エネ性能の高い設備への更新などの長寿命化を図ります。

施策指標

指標名	指標説明	当初値	目標値	備考
空き家の適正管理率	市内の空き家のうち適正に管理された空き家の割合	50.0%	62.0%	過去5年の実績値の平均値以上を目指す
管理計画認定制度により認定を受けたマンションの数	管理計画認定制度により認定を受けたマンションの数	8件	23件	マンション管理適正化推進計画に基づく目標値 (計画期間10年間で29件の認定目標値 2.9件/年)
市営住宅長寿命化計画進捗率	市営住宅長寿命化計画における長寿命化進捗率	0.0%	50.0%	第2次戸田市市営住宅長寿命化計画に基づく目標値

関連計画

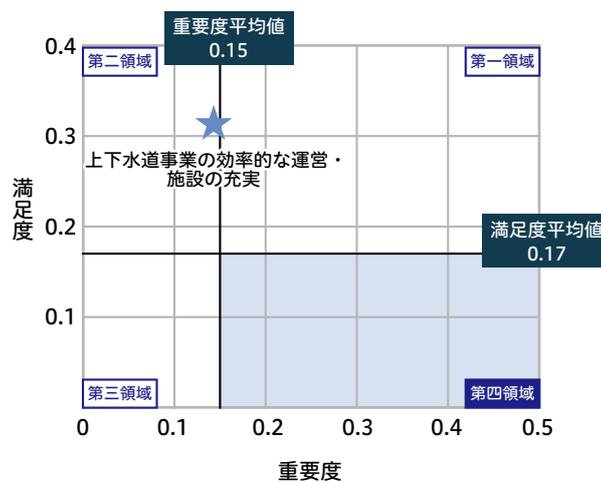
- 第3次戸田市都市マスタープラン
- 第2次戸田市空家等対策計画
- 第2次戸田市市営住宅長寿命化計画
- 戸田市マンション管理適正化推進計画
- 第3次戸田市既存建築物耐震改修促進計画
- 戸田市公共施設等総合管理計画

施策の目的

健全かつ効率的な上下水道事業運営を図るとともに、市民が安心して上下水道を利用できるよう、安定した水の供給と公共下水道を普及させます。

■ 現況と課題

- 節水機器の普及や節水意識向上により、水道の有収水量は、近年減少傾向で、上下水道事業の収益に影響しています。
- 水道事業では埼玉県水道用水供給事業の料金改定により、県水受水費単価が令和8年度（2026年度）から引き上げられます。また、下水道事業では流域下水道の維持管理負担金及び建設負担金が、令和7年度（2025年度）から引き上げられています。
- 戸田市の水道料金は、28年間据え置かれていましたが、将来にわたり健全な水道事業経営及び安全で強靱な水道施設を維持していくために、令和7年（2025年）4月1日に改定を実施しました。
- 水道管路や浄水場施設の老朽化が進行しています。また、市街化の進展、専門人材の不足や資材価格、人件費などの高騰の影響もあり、工事の困難性が高まっています。
- 浄水場施設並びに基幹管路及び重要給水施設につながる管路の更新が不可欠で、事業規模に合わせた予算の確保が必要です。
- 維持管理費用や物価、人件費高騰による費用増が見込まれる中、健全かつ効率的な上下水道事業運営を図るためには、上下水道事業ともに料金水準及び料金体系の見直しの必要性が高まっています。





取組の方針

(1) 健全かつ効率的な上下水道事業の運営

- 「戸田市上下水道ビジョン」及び「戸田市上下水道事業経営戦略」に基づき、計画的な事業運営を行うとともに、料金や使用料の適正な設定を検討します。

(2) 上水道施設の計画的な更新 総合戦略

- 中長期的な視点のもと、戸田市上下水道ビジョンに基づき、費用の平準化や低減化を図りつつ、最適な工法により水道施設の更新を計画的に推進します。

(3) 下水道施設の計画的な整備 総合戦略

- 汚水未整備地区の早期解消に向け、土地区画整理事業*と連携しながら、効率的に汚水管の整備を進めます。
- 老朽化が進む管路、ポンプ施設等の更新は、ウォーター PPP*を含む官民連携手法の検討など、民間の創意工夫を活用することで、効率的な事業展開を図ります。

施策指標

指標名	指標説明	当初値	目標値	備考
水道料金回収率	給水に係る費用のうち水道料金で回収する割合	91.1%	100%	令和8年度(2026年度)を始期とする「戸田市上下水道ビジョン」並びに「戸田市上下水道事業経営戦略」に掲げる指標項目 供給単価 / 給水原価 × 100
浄水場更新事業進捗率	東部浄水場総事業費に対する出来高額の割合	0.0%	93.18%	令和12年度(2030年度)末の出来高予定額 / 総事業費
汚水整備率	下水道(汚水)の整備率	96.3%	97.8%	未整備地区の大半を占める土地区画整理事業地内の今後の進捗を考慮して設定

関連計画

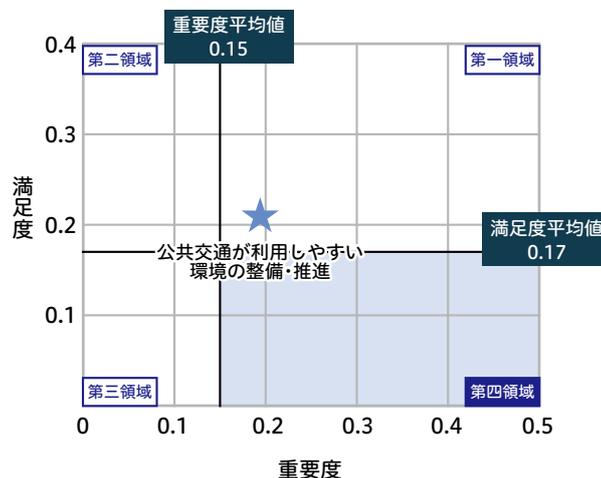
- 戸田市上下水道ビジョン
- 戸田市上下水道事業経営戦略
- 戸田市水道事業アセットマネジメント基本計画
- 水道管路更新計画
- 荒川左岸南部流域関連戸田公共下水道事業 事業計画
- 戸田市下水道ストックマネジメント計画
- 戸田市上下水道耐震化計画
- 戸田市耐水化計画

施策の目的

市内外を結ぶ公共交通の利便性を高め、市民の誰もが公共交通機関を利用して、快適に移動できる環境を整えます。

■ 現況と課題

- 全国的な傾向として、鉄道やバスの利用者数はコロナ禍以前の水準まで回復せず、路線バスの系統廃止や運行回数の減少など、公共交通サービス水準が低下しつつあります。
- 令和6年（2024年）4月に「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」が改正され、時間外労働の上限規制や拘束時間などの基準が変更されたことで、既に顕著であったバスやタクシーの運転手不足が深刻化しています。
- 将来にわたり市民が利用しやすく、持続可能な公共交通の維持、向上を図るため、人口動態の変化や地域性、人流の動向を踏まえた上で、移動ニーズに対応した市内公共交通サービスの維持とともに、公共交通サービス水準の低い地域における改善が必要です。
- 駅ホーム上における転落事故や接触事故を防止するため、市内3駅のホームドアの早期設置が求められています。
- 路線バスとtocoバス*の役割分担に応じた相互補完関係を構築するとともに、バスの利便性向上や利用促進を図る必要があります。
- 本市は、交通分担における自転車の利用率が埼玉県内1位であり、市内の移動手段として自転車が盛んに活用されていることから、公共交通を補完する手段として、令和4年（2022年）3月から官民連携によるシェアサイクルの実証実験に取り組んでいます。
- 交通拠点である市内3駅は自転車を利用する市民が多く、自転車等の駐車需要に対応した環境整備と放置自転車の防止を図る必要があります。





取組の方針

(1) 持続可能な公共交通の維持・確保 総合戦略

- 各交通モードにおける地域の関係者の連携、協働（共創）を通じて、平坦でコンパクトな地域特性を生かしつつ、様々な移動手段を選択可能で、誰もが安全で快適に移動できる交通環境の形成に向けて取り組みます。
- 鉄道やバス、タクシーなど、現状の公共交通ネットワークの維持、確保を図るとともに、自家用車に過度に依存しない持続可能な交通体系の構築を目指します。
- 交通事業者や関係機関などと連携し、バス等の運転手確保に向けた支援策を検討します。

(2) 市民の移動ニーズに対応した公共交通サービスの提供 総合戦略

- 公共交通は市民の日常生活に欠かせない移動手段であることから、公共交通サービス水準の維持、改善、鉄道やバスなどの乗り継ぎ機能の強化、新たな公共交通サービスの検討に努めます。
- 鉄道駅ホームドアの早期設置に向けて、東日本旅客鉄道株式会社に対する働きかけを行うとともに、支援策を検討します。

(3) 自転車駐車場の適切な管理運営

- 民間事業者との連携により、適切な管理運営を行うことで、誰もが駅前自転車駐車場を利用できる状態を維持するとともに、駅を中心に自転車の放置を防止します。

施策指標

指標名	指標説明	当初値	目標値	備考
公共交通が利用しやすい環境の整備・推進に関する満足度	公共交通が利用しやすい環境の整備・推進に満足している市民の割合	37.7%	44.0%	【市民意識調査】令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの増加率の平均値（年1.26ポイント）を加算
tocoバスの利用者数	tocoバスの全循環の年間利用者数	390,649人	403,000人	令和12年度（2030年度）の時点で約3%増を推計
市立自転車駐車場（8ヶ所）の稼働率	自転車駐車場の利用台数を収容可能台数で割った割合	68.9%	70.0%	

関連計画

- 第3次戸田市都市マスタープラン
- 戸田市立地適正化計画
- 戸田市バイシクルシティ推進プラン
- 戸田市地域公共交通計画

基本目標
VI

都市環境と自然環境が 調和したまち

戸田市が持つ都市の利便性と豊かな自然を生かしながら、市民の環境に対する意識高揚と自主的な取組を促すことや、快適な生活環境を創出することで、調和のとれた持続可能なまちを目指します。



施策 25 自然に親しむ空間の整備・推進

施策 26 魅力ある公園づくり

施策 27 生活環境の保全

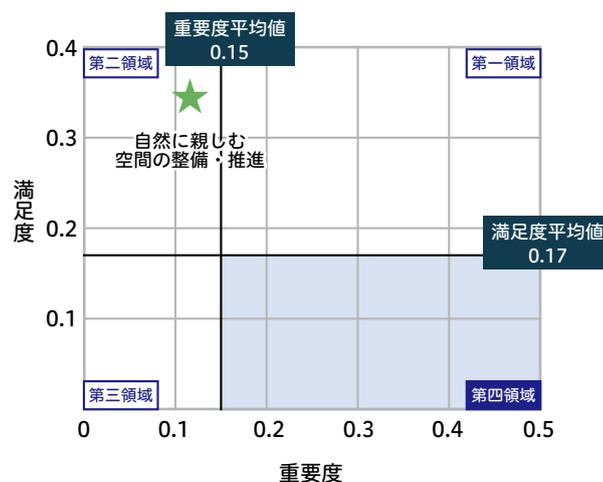
施策 28 環境衛生の充実

施策の目的

良好な緑地の保全などを通じて、生物多様性に配慮した自然空間を創出するとともに、既存の緑地・水辺とのネットワーク化を図り、市民が緑や土、水辺といった自然を身近に感じ、親しむことができる環境を整備します。

■ 現況と課題

- 国は「国土の適切な管理」「安全・安心で持続可能な国土」「持続可能な地域社会の形成」といった課題に対し、自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成）を活用する取組の1つとして、グリーンインフラ^{*}を推進しています。
- 市民が自然を身近に感じ、親しむことができるよう、緑地・水辺のネットワーク化を進める必要があるため、道路や河川、公園などの公共空間における緑地の確保や保全が重要となっています。
- 市内では、宅地開発事業等の進行により、民有地における緑地が減少傾向にあり、自然環境を保全する必要があるため、民有地の緑化も公共空間と同様に重要となっています。
- 戸田市では、都市化の進行により農地が減少し、農作業等を通じた土に触れる機会そのものが少なくなっています。また、農地所有者から土地を借用して事業を実施している「土に親しむ広場^{**}」も減少しており、市内で気軽に農作業を楽しめる場の維持が難しい状況にあります。
- 戸田市では、自然を大切にすることや郷土への愛着を育むシンボルとして、「市の花」「市の木」「市の鳥」を制定しています。こうした市のシンボルを自然環境施策に活用することにより、緑地や水辺に生息している多様な生き物を身近に感じることで、自然環境保全の関心を高めるよう取り組んでいます。





取組の方針

(1) 潤いのある緑地空間の確保

- 公園等の緑地空間の保全に努めるとともに、公園の大規模改修や新規設置の際にはグリーンインフラの視点を取り入れた整備を行います。
- 緑や自然に親しめるような公園整備等を進めることで、緑がもたらす魅力を発信できる場所を確保し、市民や事業者からの協力の下に、緑化の維持や保全に努めます。
- 緑化に関する補助金の利用促進や宅地開発における緑化基準の指導を継続的に実施し、民有地の緑地の確保に努めます。

(2) 自然に親しむ環境づくり

- 「市の花」サクラソウや「市の木」モクセイ、「市の鳥」カワセミを活用したイベントの開催など、自然に触れ親しむことができる機会の提供に努めます。
- 農地所有者などと連携して収穫体験を実施することで、土に親しむ機会を創出します。
- 河川への愛着や興味関心が高まるよう、笹目川秋フェスタや清掃イベントなどを継続的に実施し、水辺に親しむことができる環境づくりに取り組みます。

施策指標

指標名	指標説明	当初値	目標値	備考
緑などの自然環境がよいと感じている割合	緑などの自然環境がよいと感じている市民の割合	36.9%	45.6%	【市民意識調査】 「非常に良い」「やや良い」と感じている市民の割合における、直近3回の調査のうち最も高い割合を目標値に設定
緑や土に親しむ環境の整備面積	自然に親しむことができる公園、緑地等の整備面積	1,147,413㎡	1,149,935㎡	総合振興計画の期間内における新設予定公園面積を含む
河川イベントの参加者数	笹目川イベント等の参加者数	1,650人	1,650人以上	当初値以上を目指す

関連計画

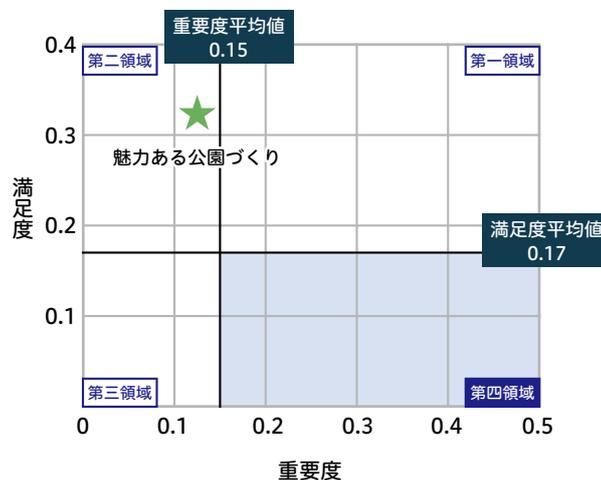
- 戸田市緑の基本計画
- 水と緑のネットワーク形成プロジェクト（戸田市地区）行動計画
- 戸田ヶ原自然再生事業全体構想
- 戸田市公園リニューアル計画

施策の目的

市民にとって身近な憩いの場である公園等について、地域の景観や特色を生かし、市民の誰もが安心して集える公園・緑地を整備します。

■ 現況と課題

- 国では、都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する3つの重点戦略として、「新たな価値創出や社会課題解決に向けたまちづくりの場とする」「しなやかに使いこなす仕組みを整える」「管理運営の担い手を広げ・つなぎ・育てる」を掲げ、地域の価値を高め続ける「使われ活きる公園」を目指す方針を示しています。
- 戸田市は、令和3年（2021年）3月に策定した「公園リニューアル計画」に基づき、ソフト・ハード・マネジメントの3つの視点から総合的に取り組み、にぎわい創出や市民協働の促進を図りながら、「楽しい公園・気持ちいい公園・大好きな公園」を目指し、オールとだで築く新たな公園づくりを進めています。
- 市内の公園については、設置から40年以上が経過し古くなった公園が多くなり、地域性や市民ニーズを踏まえた魅力的で安全な公園に再整備する必要が生じています。また、土地区画整理事業*の進展により、新規の公園整備が予定されていることもあり、整備費や維持管理費の増加も見込まれることから、財政を圧迫しないような管理運営手法を検討していく必要があります。
- 市内の公園清掃やちびっ子プールの管理運営に携わる市民が減少傾向にあることから、次世代の担い手づくりを進め、育てていく必要があります。
- 公園リニューアル計画によって、公園の利活用が進む一方で、他の公園利用者や周辺住民への配慮が必要になっています。公園は誰もが自由に利用できる場所ではありますが、安全確保や周辺住民への配慮のために、利用に関して制限を設けざるを得ない状況も生じています。
- 環境空間*における緑地・緑道の整備促進を図るため、相互の事業について、東日本旅客鉄道株式会社とは、継続的に協議を進めていく必要があります。





取組の方針

(1) 持続可能な公園経営と魅力ある公園づくり

総合戦略

- 公園の機能と役割を市全体で整理しながら、公園が持つ潜在的な魅力を引き出し、利用したくなるような公園リニューアルを進めます。
- 市内公園を包括的に管理する指定管理者制度*を拡大することで、より一層の効果的かつ効率的な管理運営を進め、市民へのサービス還元を図りながら、持続可能なマネジメントに取り組みます。
- 市民・団体・企業等の主体的な活動の場として、にぎわい・活力にあふれた楽しめる公園を目指し、積極的な公園活用を通じて、公園に対する愛着を育み、次世代の担い手づくりにつなげます。また、誰もが快適に利用できる公園となるよう利用に関するマナーの向上を図ります。

(2) 公園の役割を整える施設整備

総合戦略

- 公園の大規模改修や新規設置の際には、憩い、集える公園とするために、公園ワークショップ**で機能や役割の検討を行い、市民の交流の場としての活用など、地域に親しまれる公園づくりを計画的に進めます。
- 公園施設の維持管理に要する費用を抑制するため、予防保全**型の対策を進め、公園施設の安全性を確保し、長寿命化を図ります。

(3) 環境空間における緑地・緑道の整備促進

- 環境空間については、東日本旅客鉄道株式会社と継続して協議を行い、沿線活性化のための事業活用とともに、緑地・緑道の整備を進めます。

施策指標

指標名	指標説明	当初値	目標値	備考
魅力ある公園づくりに関する満足度	魅力ある公園づくりに満足している市民の割合	42.3%	44.0%	【市民意識調査】令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までの増加率の平均値(年0.34ポイント)を加算
町会・自治体が維持管理に携わる公園数	町会・自治会が維持管理に携わる公園数	95公園	95公園以上	これまでの減少傾向を踏まえ、当初値以上を目指す
公園等の利便性	公園等の利用しやすさに満足している市民の割合	42.5%	47.7%	【市民意識調査】直近3回の調査のうち最も高い割合を目標値に設定

関連計画

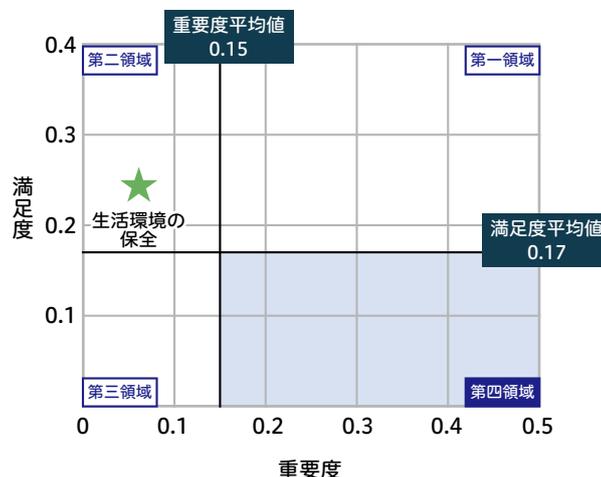
- 戸田市公園リニューアル計画
- 戸田市緑の基本計画

施策の目的

環境に配慮した取組を推進することで、快適な生活環境の保全を図ります。

■ 現況と課題

- 国は、脱炭素に向けた取組として、令和3年（2021年）4月に開催された気候変動サミットで、令和12年度（2030年度）までに平成25年度（2013年度）比で温室効果ガス^{*}46%削減を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しました。また、埼玉県も脱炭素社会の実現に向けた動きが加速したことを受け、令和12年度（2030年度）までに平成25年度（2013年度）比で温室効果ガス46%削減と目標値を引き上げています。
- 戸田市は、国や県の動向を踏まえ、令和6年（2024年）3月に「2050年ゼロカーボンシティとだ」を表明するとともに「戸田市環境基本計画2021」を改定し、市が行う事務事業や公共施設において、令和12年度（2030年度）までに平成25年度（2013年度）比で温室効果ガス50%削減、市全域においては46%削減を目標にしています。
- 国は、資源の効率的な利用と経済成長を両立させるための国家戦略として令和4年（2022年）9月に「循環経済工程表（CEロードマップ）」を取りまとめました。この工程表では、従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄」という経済システムから脱却し、製品や資源の価値を最大限長く保ち、廃棄物を最小限に抑える循環経済への転換を目指しています。その実現に向けた柱の一つとして、「3R + Renewable^{*}」の概念を推進しています。
- 国は、騒音規制法の規定に基づき、地方公共団体から報告される自動車騒音の常時監視結果を取りまとめ、自動車交通騒音の現況を公表しています。令和5年度（2023年度）において、昼夜間ともに環境基準^{*}を達成した住戸の割合は、全国で95%でした。
- 上戸田川浄化施設^{*}や国による荒川からの浄化導水^{*}により、一定の水質改善効果が発揮されています。一方で、各施設の老朽化が進んでおり、持続的な施設運用が課題となっています。





取組の方針

(1) 脱炭素化の推進

- 公共施設において調達する電力を可能な限り再生可能エネルギー 100%電力に切り替え、再生可能エネルギーの利用拡大を図ることで、市が行う事務事業や公共施設に起因する温室効果ガス排出量の削減を進めます。

(2) 循環型社会^{*}の推進

- 3 R + Renewable を推進し資源の有効活用を図るため、引き続き不用品登録のあっせんや粗大ごみからの再生家具への活用などを進めるとともに、プラスチック製品の原料を再生可能資源へ切り替えるなどの取組を推進します。

(3) 環境リスクの低減

- 市内の主要幹線道路を対象として自動車騒音の常時監視を実施します。評価対象路線の環境基準の達成状況を把握するとともに、道路管理者等に調査結果を送付し改善に向けた具体的な対策の検討を促します。
- 河川の水質改善が図られるよう、国や埼玉県などの関係機関とも連携し浄化導水を実施するとともに、市管理の上戸田川浄化施設の定期的なメンテナンスを実施し、浄化施設の適正稼働及び浄化槽の適正管理の促進に努めます。

施策指標

指標名	指標説明	当初値	目標値	備考
市事務事業の温室効果ガス排出量削減率	平成 25 年度（2013 年度）比の温室効果ガス排出量の削減率	8.0%削減	50.0%削減	戸田市環境基本計画 2021 における、令和 12 年度（2030 年度）までの削減目標を設定
一般廃棄物の資源化率	ごみの総量のうち、資源物や中間処理後に資源化（リサイクル）される量の割合（資源物 / 総排出量）	19.35%	19.40%	一般廃棄物処理基本計画における令和 12 年度（2030 年度）の「資源化率」を目標値に設定（戸田衛生センターで算出）
自動車騒音の環境基準達成率	昼夜間ともに環境基準を達した住居の割合	95.7%	95.0%以上	令和 5 年度（2023 年度）の全国の環境基準達成率以上を目標値に設定

関連計画

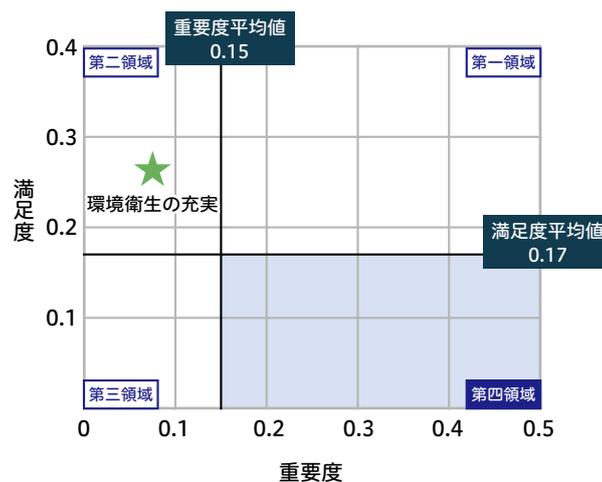
- 戸田市環境基本計画 2021 改定版
- ごみ処理基本計画

施策の目的

ごみのないきれいなまち並みを維持するなど、快適で衛生的な生活環境の充実を図ります。

■ 現況と課題

- 衛生的で充実した生活環境を維持していくためには、家庭ごみを安定的に回収し、環境負荷が少なく適正なごみ処理体制を維持していく必要があります。同時に CO2 削減の観点からごみの減量化が必要であるとともに、プラスチックごみ問題への対応が求められています。
- 集合住宅などの開発による収集箇所の増加に対し、委託業者の人員確保が難しく、安定した収集体制の維持が課題となっています。
- 事業者による経済活動の活性化や新規参入により、事業系廃棄物などのごみの総排出量が増加しています。
- プラスチックや金属が混入するなど、ごみの分別が不十分な事例や指定収集日を守らない不法投棄が見受けられます。
- 全国的にリチウムイオン電池を起因とした火災事故等が発生しており深刻な問題になっています。火災等が発生した場合、廃棄物処理施設や、収集運搬車両が使用不能となり生活環境に支障が出るなど、大きな影響を及ぼすこととなります。
- 環境美化意識は高まっており、イベント参加者やボランティアによる河川のごみ拾いが実施されています。





取組の方針

(1) ごみの減量の推進

- 日々のごみ収集や処理を適正かつ円滑に実施することで、衛生的な生活環境を維持するとともに、ごみ分別の徹底やプラスチックごみの発生抑制の啓発に取り組めます。
- 事業系ごみの分別や家庭ごみの分別とごみ出しルールの徹底についての啓発を行います。

(2) 環境衛生対策の充実

- 歩行喫煙やたばこの吸い殻のポイ捨ての防止、ペットのふんの持ち帰りなどの様々な環境マナーの啓発に努めます。
- 関係部署との連携を強化し、地域の清掃活動やごみの散乱の防止などの環境美化活動の支援、啓発を通じて市民意識の向上を図ります。
- 容器包装プラスチックや製品プラスチックの資源化への対応については、処理施設である蕨戸田衛生センター組合と連携し対応設備の研究を進めます。

施策指標

指標名	指標説明	当初値	目標値	備考
ごみの排出量	1人1日あたり生活系ごみ排出量	537 g	534 g	一般廃棄物処理基本計画（令和7年3月蕨市・戸田市・蕨戸田衛生センター組合）における、令和12年度（2030年度）の1人1日あたり生活系ごみ排出量を目標値に設定
530運動におけるごみ回収量	年4回の530運動で回収したごみの量	13,075 kg	13,075 kg 以下	現状よりも、ごみの回収量が減ることを目指し、目標値は当初値以下を設定
不法投案件数	市内で発生した年間の不法投案件数の4年間の平均値	1,312 件	1,312 件以下	現状よりも、不法投棄の件数が減ることを目指し、目標値は当初値以下を設定

関連計画

- 戸田市環境基本計画 2021 改定版
- ごみ処理基本計画

基本目標
Ⅶ

活力にあふれ人が集い 心ふれあうまち

多様な働き方の実現や市内経済を支える産業の振興、町会、ボランティアなどの団体に対する活動の促進などにより、「まちの活力」の創出を目指します。

また、地域資源を生かした観光の取組を通じて、賑わいの創出を目指すことや、国内外の地域住民の交流を促進することで、人が集まり、心ふれあうまちを目指します。



施策 29 多様な働き方への支援・充実

施策 30 産業振興の推進

施策 31 地域資源を活用した観光振興の推進

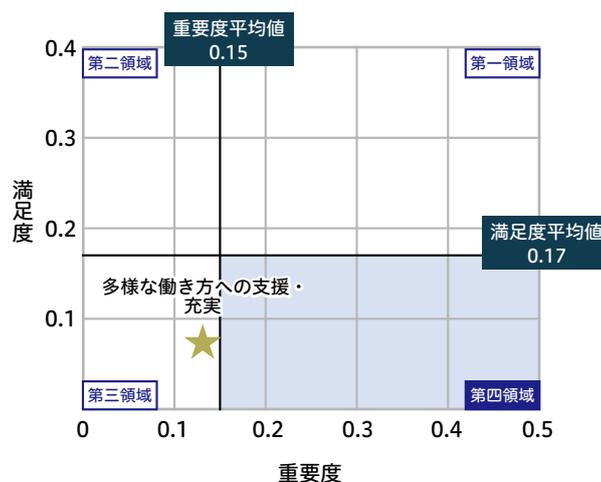
施策 32 市民活動の活性化と地域交流の促進

施策の目的

女性や若者、高齢者、障がい者、外国人などの労働者それぞれの事情に合わせた就労機会の創出、キャリア形成の実現を図るとともに、各支援機関と連携し、起業相談などの充実を図り、起業家の育成支援を強化していくことで、多様な働き方への支援をしていきます。

■ 現況と課題

- 平成 31 年（2019 年）4 月に働き方改革関連法*が施行され、時間外労働の上限規制や年次有給休暇の取得義務化、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保など、働きやすい環境づくりが進みつつあります。
- 新たな職種や業務に適応するためのスキルを獲得するリスキリング**など、多様な働き方に向けた動きが加速しています。
- 戸田市では、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口が増加し、また、女性や高齢者などの就業率が上昇しています。一方で、求職者と求人を行う事業所の間に業種や就労環境のミスマッチが生じており、市内事業所の中には、慢性的な人手不足となっている業種があります。
- 市内で起業しやすい環境づくりや求職者に対する就労支援、市内事業所の事業承継などが課題となっています。
- 「障害者の雇用の促進等に関する法律」等の改正により、令和 6 年（2024 年）4 月から障がい者の法定雇用率が 2.3%から 2.5%に引き上げられ、令和 8 年（2026 年）7 月からは 2.7%となります。企業や学校、各種関係機関と連携し、障害特性やニーズの多様性にも配慮した雇用機会の創出が求められています。





取組の方針

(1) 多様な働き方への支援

総合戦略

- 戸田市ふるさとハローワーク*と連携し、職業相談や各種セミナーの開催、人手不足の業種と求職者とのマッチングなどを進め、それぞれの事情やニーズに合わせた就労機会の創出を図ります。
- 女性や若者、高齢者、障がい者、外国人などを所管する関連部署間の連携により、多様な働き方を支援します。

(2) 各支援機関との連携による多様で切れ目ない起業支援

総合戦略

- 戸田市商工会起業支援センター*を拠点に、セミナーや起業相談の充実を図るなど、起業家に寄り添った切れ目のない支援を継続的に展開します。

施策指標

指標名	指標説明	当初値	目標値	備考
市内事業所の従業者数	市内の事業所における従業者数	68,173 人	70,000 人	【経済センサス】 年 0.5%の増加率を推計
戸田市ふるさとハローワークの就職決定者数	戸田市ふるさとハローワークの就職決定者数	285 人	292 人	年 0.5%の増加率を推計
創業者数	市・商工会・埼玉県産業振興公社による支援を利用した年間創業者数	38 人	40 人	戸田市創業支援等事業計画に基づく、市・商工会・埼玉県産業振興公社による 2030 年目標を目標値に設定

関連計画

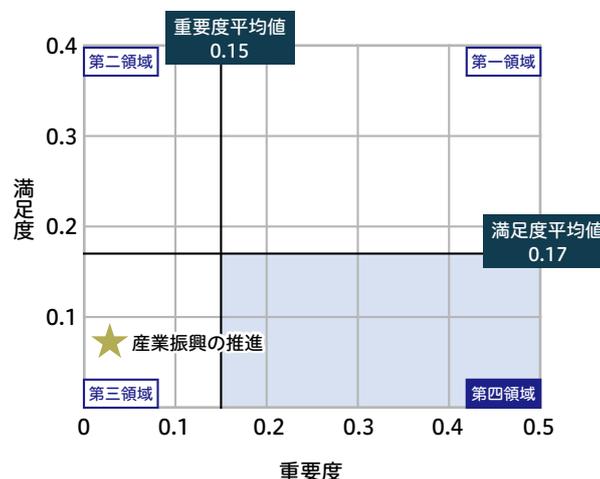
- 第2次戸田市経済戦略プラン
- 戸田市創業支援等事業計画
- 戸田市障がい者総合計画
- 戸田市こども計画
- 戸田市地域包括ケア計画（第9期戸田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画）

施策の目的

戸田市を支える市内事業者の経営基盤の安定を図るとともに、競争力を高めるための新しい技術や商品の開発、立地や設備投資、人の集まる店舗づくりなどを支援していくことで、地域に根差した産業の振興を推進します。

■ 現況と課題

- コロナ禍を契機としたデジタル化の進展など、ビジネスモデルの大きな変化が見られるとともに、国際的な原材料価格の上昇に加え、円安による輸入コストの増加、人手不足や人件費の高騰など、市内事業者にとって難しい経営環境にあります。
- ふるさと納税制度を利用した国全体の寄付総額は、令和5年度（2023年度）に1兆円を超えており、魅力的な地域産品の開発やサービス提供など、自治体間の競争が激化しています。
- 持続可能な社会の実現に向けて、SDGsの推進や脱炭素の取組など、利益の追及だけでなく企業としての社会的責任が求められています。
- 戸田市では、大規模事業所の市外への移転が見られるものの、市内事業所数は維持しており、商工会会員数も増加に転じています。
- 交通の利便性などから発展してきた印刷業や運輸業、食料品製造業などは減少傾向にある一方、地域に身近な小売業や医療・福祉関係の業種が増加し、産業形態に変化が出てきています。
- 市内には特徴ある技術を持ち、魅力的な商品を製造・販売している事業所が多く、今後事業が拡大する可能性を秘めています。
- 多様化する消費者ニーズや社会的課題に対応するため、戸田市商工会と連携したプロモーションの強化やにぎわいづくりなども求められています。





取組の方針

(1) 企業の経営基盤強化に向けた支援

総合戦略

- 社会情勢や事業者ニーズに応じた補助金制度などの市内事業者への支援をはじめ、戸田市商工会と連携した経営改善に向けた各種講習会やビジネス交流会などを継続的に開催することで、市内事業者の経営基盤の強化に努めます。

(2) 地域産業の魅力発信とにぎわい創出

総合戦略

- 市内事業者の特徴ある技術や魅力的な商品を PRするとともに、商店会や市内商店などの魅力づくりを支援します。
- ふるさと納税制度を活用し、市内事業者の地場産品等を返礼品として市外に PRすることにより、市内産業の活性化や販路拡大を推進します。

施策指標

指標名	指標説明	当初値	目標値	備考
事業所数	市内で経済活動が行われている事業所の数	5,260 事業所	5,270 事業所	【経済センサス】 現状以上の事業所数を確保し、前回以上の増加(10 事業所(0.2%))を推計
商工会会員数	戸田市商工会の会員数	2,765 事業所	2,775 事業所	増加事業所が全て会員になることを目指し、目標値を推計
市内総生産(名目)	埼玉県市町村民経済計算結果における市内総生産(名目)	550,728 百万円	608,048 百万円	年2%の増加率を推計

関連計画

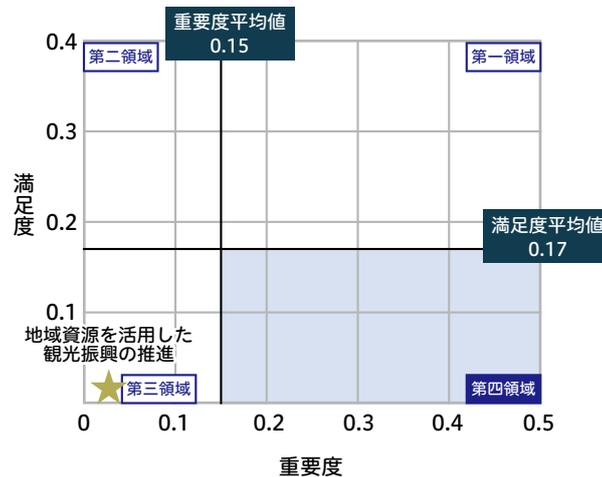
- 第2次戸田市経済戦略プラン

施策の目的

戸田橋花火大会、戸田ボートコース、彩湖・道満グリーンパークなどの地域資源を観光振興の観点から活用を図ることにより、戸田市への愛着を育み、市内外の誰もが観光を楽しめる環境を整備します。

■ 現況と課題

- 令和5年（2023年）3月に閣議決定された「観光立国推進基本計画」では、「持続可能な観光」「消費額拡大」「地方誘客促進」の3つをキーワードに、持続可能な観光地域づくり、インバウンド*回復、国内交流拡大の3つの戦略に取り組むこととしています。
- 戸田市は都心から近く、広域的な交通利便性が高いという特性があります。また、戸田橋花火大会や彩湖・道満グリーンパーク、戸田ボートコースなどの地域資源があり、市外から多くの方が訪れています。
- 彩湖・道満グリーンパークの魅力向上を図るため、関係機関と連携し、新たなコンテンツの提供機会を創出する必要があります。
- 戸田市は、転出入が多く、地域への愛着が育まれにくいという背景があります。市民に地域の魅力を知ってもらい、「住み続けたいまち」として愛着を醸成していくことが重要となっています。





取組の方針

(1) 観光資源の創出・充実 総合戦略

- 戸田橋花火大会や彩湖・道満グリーンパーク、戸田ボートコースなど、戸田市ならではの地域資源を有効に活用し、更なる魅力向上を図るとともに、地域の観光資源の掘り起こしや拠点の充実に取り組みます。
- 彩湖・道満グリーンパークについては、関係機関と連携し、彩湖の湖面や湖畔を生かした新しい事業の実施に取り組みます。

(2) 地域の魅力を知る機会の提供 総合戦略

- 戸田市の自然や歴史・文化、産業、暮らしなどの魅力を市内外に発信し、地域の魅力を知る機会を広く提供します。
- 観光スポットや魅力的な店舗、イベント等の観光情報に加え、ふるさと納税返礼品などの地場産品を地域の魅力として PR することで、戸田市への愛着の醸成につなげていきます。

施策指標

指標名	指標説明	当初値	目標値	備考
戸田市に愛着を感じている割合	戸田市に住み続けたいと感じている市民の割合	78.8%	80.5%	【市民意識調査】令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までの増加率の平均値(年0.34ポイント)を加算
観光入込客数	市内外からの観光を目的とした年間来訪者数	1,259,173人	1,382,871人以上	前期計画期間で達成した最大値(令和5年)以上の入込客数を目指し、目標値を設定

関連計画

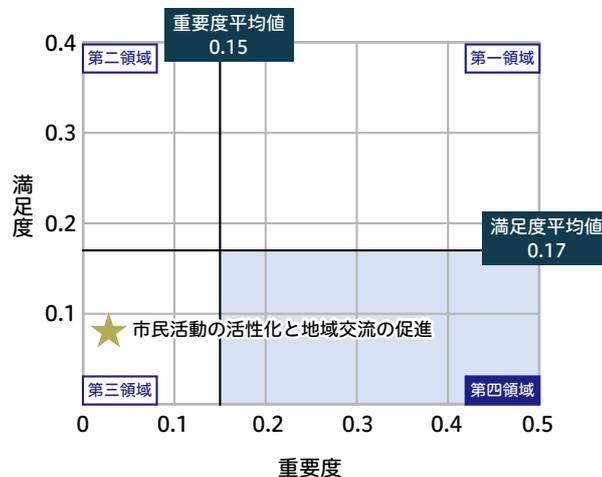
- 第2次戸田市経済戦略プラン

施策の目的

町会・自治会活動や市内における市民活動が活性化し、様々な人が地域活動に参加することで、地域課題の解決に取り組めるように、地域コミュニティを支援する体制の充実を図ります。また、戸田市への愛着が醸成されるよう、戸田ふるさと祭りの開催や国内外の都市との交流を促進します。

■ 現況と課題

- 全国的に都市部では、核家族世帯や単身世帯の増加、マンションの増加などを主な要因として、町会加入率の低下、後継者の不足や担い手の高齢化などの課題が挙げられています。
- 国は、持続可能な町会・自治会活動の維持に向けた手法の一つとして、町会・自治会活動のDX^{*}を挙げています。戸田市も、町会・自治会の負担軽減や現役世代を含む多くの市民の町会・自治会加入促進策として、DXを推進しています。
- 地域課題の解決に取り組む市民活動団体等が増えてきている一方で、活動資金不足や会員の減少などの理由により活動を休止せざるを得なくなるケースもあることから、市民活動団体等が自立し安定的に活動を継続していくことができるよう支援の充実が求められています。
- 単身世帯や外国人市民の転入等により、町会・自治会加入率の低下が懸念される中でも、持続可能な地域コミュニティが形成できるように、それぞれの町会・自治会の抱える様々な問題の解決に向けた支援を強化していく必要があります。
- 近年、外国人市民が増加しており、戸田市国際交流協会をはじめ、町会・自治会などの地域コミュニティと協働しながら、日本の文化・伝統や地域内のルール、情報を分かりやすく伝え、日本人市民と外国人市民が互いの文化を理解し、交流していくことができる、住みよい環境の整備が求められています。





取組の方針

(1) 持続可能な地域コミュニティの形成・活性化

総合戦略

- 町会・自治会未加入世帯への加入啓発活動を継続していくとともに、行政からの依頼事項の見直しを図り、町会・自治会の負担軽減に取り組むことで、担い手不足の解消に努めます。
- 持続可能な地域コミュニティ活動ができるように町会・自治会それぞれが抱える問題の解決に向けた支援を強化します。
- 町会・自治会の負担軽減や地域コミュニティの活性化に向けて、デジタル環境整備やデジタル活用支援など、町会・自治会活動のDXを推進します。

(2) 市民活動の支援推進

総合戦略

- 市民活動団体等が自立して安定的な活動が継続できるよう、補助制度の適宜見直しにより、支援の充実に取り組みます。
- 町会会館等のWi-Fi環境を活用した地域イベントの開催など、市民活動団体等が町会・自治会と連携した活動が行えるよう支援を行います。

(3) 国際理解・国内交流の促進

総合戦略

- 友好・姉妹都市^{*}との綿密な連絡調整を図り、教育効果が高く評価されている青少年の交流事業を中心に国際交流の取組を展開します。
- 戸田市国際交流協会を中心に市民活動団体や関連機関などと連携し、市民が主体となって実施する国際交流の機会を増やすことで、相互理解や共通認識の醸成を促進します。
- 外国人市民とのコミュニケーションを円滑に進めるための支援や相談体制の充実を引き続き進め、地域交流の促進を図ります。

施策指標

指標名	指標説明	当初値	目標値	備考
町会・自治会の加入世帯割合	主要な地域コミュニティである「町会・自治会の加入世帯割合」を設定した	48.8%	45.0%以上	加入世帯の減少を抑制することを目指し、直近5年間の減少率を下回らないよう目標値を設定
ボランティア・市民活動支援センター登録団体数	ボランティア・市民活動支援センターに登録された活動団体数	198	198以上	当初値：令和7年3月末時点の登録団体数 当初値以上を目指す
多文化共生推進事業の参加者数	戸田市国際交流協会事業参加人数及び外国人相談窓口利用者数を設定した	2,364人	2,600人	令和12年度(2030年度)の時点で10%増加を目指し、目標値を設定

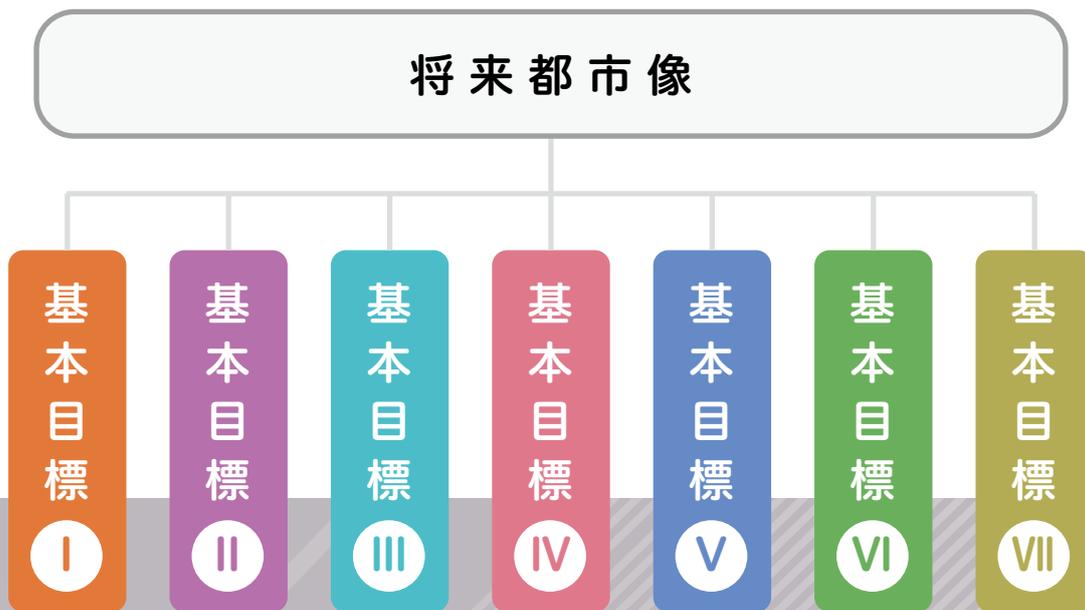
関連計画

- 第2次戸田市多文化共生推進計画
- 戸田市市民活動推進基本方針

3 計画推進のために

将来都市像を実現するために全ての分野における基本的な考え方を定め、本計画を推進します。

計画推進のための考え方



考え方 1 協働によるまちづくり

考え方 2 情報共有・発信の強化

考え方 3 質の高い行財政運営の推進

考え方 4 信頼される行政の実現

考え方 1

協働によるまちづくり

戸田市は平成26年(2014年)に「戸田市自治基本条例」を制定し、まちづくりの基本原則に「協働によるまちづくり」、「まちづくりへの参加・参画」を掲げています。本計画の策定に当たっても、この基本原則に則り、市民・議会・行政の三者による検討を進めました。今後の計画推進にも協働の推進が重要となります。

さらに、地域社会において国籍や性別、年齢、個性、考え方などに違いのある様々な人々が、お互いを認め合い、共に生きていくという共生の理念を大切にしていける必要があります。





取組の方針

(1) 戸田市自治基本条例の推進

- 戸田市自治基本条例の理念を広く普及させるため、周知啓発活動を継続し、市民や町会・自治会、地域に関わる様々な人や団体などが、議会、行政と共に考え、協議や話し合いを行い、地域課題の解決に向けた協働の取組を推進します。

(2) 多文化共生社会[※]の促進

- 第2次戸田市多文化共生推進計画を推進し、戸田市国際交流協会を中心に市民活動団体等との連携を進め、各種事業の周知や意識啓発を充実することで、日本人市民と外国人市民が互いの文化の違いを理解し認め合い、交流することで、多様性を尊重する多文化共生社会の実現を目指します。

(3) 平和意識の高揚

- 戦後80年が経過し、戦争体験者が少なくなる中でも、その記憶を次世代に伝え、平和の尊さを未来に引き継ぐことが重要であるため、こどもも参加しやすい企画を開催するとともに、変わりゆく現在の世界平和情勢も伝える工夫をすることで、平和意識の高揚を図ります。

(4) 人権意識の高揚

- 人権意識の高揚や人権教育の指導者養成を目的とする市民への啓発や研修については、内容や場所、開催方法、周知方法などを工夫し、関係部署が連携して取り組みます。さらに、差別や人権課題の理解促進を図るため、市民や企業、市職員などを対象とする人権研修や講演会なども開催することで、人権意識を醸成します。
- 市民の人権意識に関する分析や研究を行い、差別の現状や新たな人権課題等を十分把握した上で、相談体制や周知啓発活動を充実させます。

(5) 男女共同参画[※]の推進 総合戦略

- 戸田市男女共同参画推進条例及び戸田市男女共同参画計画に基づき、誰もがそれぞれの違いや多様な生き方を尊重し、個性や能力を十分に発揮できるよう、上戸田地域交流センターを男女共同参画の推進拠点として、より効果的で多様な事業を積極的に実施します。
- 戸田市男女共同参画推進委員会をはじめ、市民と事業者、市が連携し、協力し合いながら、男女共同参画社会の実現に向けて取り組みます。

考え方 2

情報共有・発信の強化

「戸田市自治基本条例」では、まちづくりの基本原則の一つに「情報共有の大切さ」を掲げています。協働によるまちづくりを進めていくためには、まずは「知る」ことが大切です。そのため、これまで以上に行政情報を分かりやすく市民や市外の方にも提供・共有する必要があります。

また、市民発信の情報提供や市民同士の情報共有も大切な視点となります。さらに、シティプロモーション[※]の根幹をなす「まちの魅力発信」についても、行政主導だけではなく市民も自ら発信できる仕組みが重要となります。





■ 取組の方針

(1) 地域情報化の推進 総合戦略

- デジタル市役所（行政のデジタル化）を目指し、デジタル化の基本原則である（1）デジタルファースト（個々の手続きが一貫してデジタルで完結）、（2）ワンスオンリー（一度提出した情報は再提出不要）、（3）コネクテッド・ワンストップ（複数の手続きをワンストップで実現）に従い、デジタル化を推進します。
- シビックテック（市民や団体がテクノロジーを活用して地域課題解決を目指す活動）を推進するとともに、市民ニーズを捉え柔軟に地域課題の解決を目指します。
- 市民の利便性向上、行政運営の効率化を目指し、機能要件やデータ要件、連携要件に関する標準化を推進します。
- 誰一人取り残さない、人にやさしいデジタル化を目指し、デジタルデバイド*対策を併せて推進します。

(2) 広報活動・シティプロモーションの充実 総合戦略

- 市民ニーズや社会情勢の変化を踏まえ、広報紙や市ホームページの充実を図るとともに、必要な人に必要な情報が届くよう、SNS*や商業施設のデジタルサイネージ*など、様々な媒体の特性を理解した上で、効果的に発信していきます。
- 戸田市の認知度を高め、更には市民の誇りや愛着心の醸成を図るために、SNS やホームページなどを通じて、戸田市の「まちの魅力」を市内外に発信するなど、シティプロモーションを積極的に推進します。
- 市民が情報発信に利用している SNS を有効活用します。

質の高い行財政運営を進めるための資源（ヒト・モノ・カネ）には限りがあり、特に資源（モノ・カネ）を扱う職員の質の向上は重要であるため、中長期的な視点に立った先行投資も含め、その資源の適切な確保や配分、有効活用は不可欠です。そのため、職員の育成、組織の活性化や行政事務のDX^{*}による「効率的な行政運営」と、安定した財源確保、計画的な公共施設マネジメントの推進などを通じた「健全な財政運営」とともに、EBPM^{*}の推進やPDCAサイクル^{*}による施策や事業の改善などがこれまで以上に求められます。

また、質の高い行政サービスに必要な基盤整備として、様々な行政サービスにつながる住民基礎情報の適正な管理及び迅速な処理体制の整備、条例等の整備、文書管理を適切に行う必要があります。

■ 取組の方針

（１）客観的データに基づく政策立案の推進

- 広く市民の意見を聴くことができるよう「市長への提言」をはじめ、市ホームページやSNS^{*}などを活用した広聴活動を継続しつつ、適切に反映しながら、施策や事業を展開することで、地域課題の解決につなげていきます。
- 市政課題の解決に向けてデータを分析することで市民ニーズをより深く理解し、そのニーズに合った政策を立案できるよう、データ分析に基づく政策立案（EBPM）を推進します。

（２）行政評価^{*}の推進

- PDCAサイクルにおける自己評価を行い、行政活動の成果の検証や事業の改善に取り組みます。加えて、市民や有識者などの外部視点による再評価（外部評価）を実施することで、評価視点の多角化を図り、職員の施策立案能力の向上、施策の推進等につなげます。

（３）健全な財政運営

- 財源確保を図るため、新たな財源の創出とともに、市民利益の向上に真に必要な事業選択を行い、効果的かつ効率的な予算編成に取り組み、財政規律を維持します。
- 健全な財政運営を実現するため、事業目的や必要性を見極めつつ、補助金や既存事業の見直しを行います。
- 公共調達においては、適正な執行及び公正な競争により、効果的な調達を実施するとともに、入札制度の見直しや入札関連事務の電子化により、効率的で透明性の高い公共調達を一層推進します。
- 適正かつ公平な課税を行うため、課税客体の的確な把握に努めるとともに、電子申告やマイナンバー制度の適正な運用、標準準拠システム^{*}の安定稼働により、業務の効率化を図ります。
- 口座振替納付やコンビニ納付、クレジットカード納付、スマートフォン決済による納付のほか、地方税共通納税システム^{*}の利用に係る整備などを進め、多様な納付手段の充実を図ることで、納期内納付を促進します。



- 滞納者に対しては、催告文書の送付や納税コールセンターから早期納付を呼びかけるとともに、適正な財産調査に基づく滞納処分を実施し、滞納の早期解消を促進します。
- 公共施設の現状と課題、社会的状況や市民ニーズの変化などを適切に把握した上で、公共施設等の更新や複合化、長寿命化など、将来を見据えた計画的な公共施設マネジメントを実践することにより、財政負担の軽減や平準化、公共施設等の最適な配置の実現を目指します。

(4) 効率的な行政運営 総合戦略

- 公文書の電子保存や情報の一元的な管理、例規改正事務のデジタル化を進めるほか、行政事務のBPR^{*}（業務改革）による業務の効率化とともに、デジタル化による利便性の高い市民サービスの実現を目指して取り組みます。
- 行政DXを推進するため、職員に対するDX研修の実施など、情報化に対応した人材の育成を図るとともに、国の支援制度等による外部人材を有効活用します。
- 戸田市人材育成基本方針に基づき、職員の育成や人事評価制度の進展を図り、職員の能力開発及び一人ひとりの能力や特性を最大限に生かした人材の配置に努めます。さらに、適正に報われる人事評価制度や実績管理を実施し、職員のモチベーションや満足度が向上する仕組みづくりを推進します。
- 市民との協働や様々な研修などを通じて多様な人と一緒に働く中で相互理解を促進し、誰もが働きやすく能力を発揮できる環境整備を進めます。さらに、育児休暇や介護休暇制度、多様な働き方が選択できる職場環境の整備や拡充に伴う支援体制の充実により、職員一人ひとりの状況に応じた働きやすい組織体制を整備します。
- 公民連携提案窓口「とだラボ」を通じて、多様な分野において民間と行政がそれぞれの持つ資源や特色、ノウハウを生かした提案を募集し、複雑化する行政課題や地域問題等に迅速かつ柔軟に取り組むことで、より効率的かつ効果的な市民サービスの実現を図ります。

(5) 行政サービスの根幹となる基盤の整備

- 住民情報の適正な取扱いや手続の迅速化を実現するため、民間活用による弾力的な窓口体制の再整備を進め、美笹支所や戸田公園駅前出張所などの地域の窓口を充実します。また、住民基本台帳に関する手続における市民の利便性向上ため、オンライン申請等の拡充を図ります。
- 施策等の根拠となる条例等を適切に整備するため、職員の法制執務能力の向上に努めるとともに、市民共有の知的資源である公文書を適正に管理します。
- 安心安全な執務環境と来庁者の利便性の確保に努め、市民に親しまれる庁舎を目指します。



考え方 4

信頼される行政の実現

行政事務が適正に執行されなければ、市民から行政に対する信頼を得ることができません。質の高い行財政運営を維持するためには、市から独立した委員会等による、選挙の執行や監査のほか、会計事務の執行、行政処分等に対する不服申し立て制度の運用などを公正かつ適正に行うことが求められます。

また、行政と共に市政の発展に取り組む議会は、二元代表制のもと行政を監視するとともに、適正かつ効率的に意思決定や政策提言を行うことが求められます。





■ 取組の方針

(1) 公正で民主的な市政の推進

- 議会では、市民の多様な意見を踏まえ積極的に政策提言するとともに、議案審議等を通じて議会の権能の一つである監視機能を発揮します。さらに、市民の代表から構成される市の団体意思の決定機関として、議会に関する情報を積極的に公開するとともに、市民にとって分かりやすく、市民の意見が意思決定に反映された、開かれた議会運営を目指し、議会だよりをはじめ、議会 HP での議会の映像配信や会議録などによる迅速な議会情報の発信に努めます。
- 議会活動の高度化と効率化のための環境整備としてデジタル化を推進するとともに、外部有識者の専門的知見や議会モニターなどの市民視点を取り入れながら、議会運営の質向上を目指します。
- 期日前投票も含めた投票環境の整備や、若年層に対する選挙の啓発活動を推進することで、市民の市政に対する関心の向上を図るとともに、選挙事務を公平かつ公正に遂行します。
- 市民の知る権利に資する有用な情報の発信と提供を図るとともに、広聴機能の充実やパブリック・コメント^{*}制度の周知により、多くの市民がまちへの関心を高め、意見が述べやすい環境の整備を推進します。

(2) 適正な事務の執行

- 正確な例規整備により公正な行政処分等を執行し、不服申立制度により市民の権利利益の救済も図るなど、行政の適正な運営を確保します。
- 個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報保護制度を適正に運用し、市が保有する情報資産の管理徹底を図ります。さらに、紙文書と電子文書の適正な保存、管理とともに、公文書のあり方を踏まえた行政文書から歴史公文書までの一元管理を行うことができるよう専門的知識を持つ職員の育成に努めます。また、これらの状況を踏まえた総合文書管理システムの更新、運用を図ります。
- 戸田市資金管理及び運用に関する方針に基づき、金融情勢を捉えながら、定期性預金や債券等により、安全で確実な資金の運用と管理を行います。
- 会計実務研修を実施し、職員の会計事務の適正執行に対する意識や実務の向上を図ります。さらに、会計事務の効率化に関する研究や改善策の提示とともに、国の動向を踏まえ eLTAX^{*}を活用した公金収納のデジタル化を推進します。
- 戸田市の財務に関する事務の執行や市の経営に係る事業の管理、事務の執行が法令に基づいて適法かつ適正に行われているかを検査し、市民や議会等にその情報を提供する監査委員の機能が適切に発揮されるよう補助を行います。

第4部

戸田市国土強靱化地域計画

第1節 国土強靱化の概要

1 国土強靱化地域計画策定と改訂の背景

国においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模自然災害時に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、平成25年（2013年）12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を公布・施行しました。この基本法の規定に基づき「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が平成26年（2014年）6月に定められました。基本計画は、社会経済情勢等の変化や、国土強靱化施策の推進状況等を考慮し、おおむね5年ごとに計画内容の見直しを行うことになっています。直近では、令和5年（2023年）7月28日に基本計画変更が閣議決定されました。前回の改定（平成30年12月）後に発生した自然災害から得られた新たな教訓や、「デジタル等新技術の活用」や「地域防災力向上」等の新たな内容が盛り込まれています。

また、埼玉県においては、基本計画と調和を図りながら、「埼玉県地域強靱化計画」（以下「県地域計画」という。）を平成29年（2017年）3月に策定し、令和4年3月に改定しました。

戸田市においても、将来発生することが見込まれる大規模自然災害時において市民の生命及び生活を守るとともに、被害の軽減を図り、最悪の事態を回避する災害に強いまちづくりの推進が必要になっています。そのため、国、県の動向を踏まえつつ、大規模自然災害が起こっても機能不全に陥らない、「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えたまちづくりを推進するため「戸田市国土強靱化地域計画」（以下「市地域計画」という。）を令和3年3月に策定しました。

この度、市地域計画について、基本計画の改定や、近年の災害で生じた課題等、戸田市第5次総合振興計画が後期基本計画へ移行することを踏まえ、これまでの取組を確認・検証した上で、計画を見直すこととしました。

2 国土強靱化地域計画の位置づけ

市地域計画は、基本法第13条に基づき策定する地域計画で、災害対策基本法に基づき策定した「戸田市地域防災計画」等とも整合を図りながら、戸田市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる計画です。

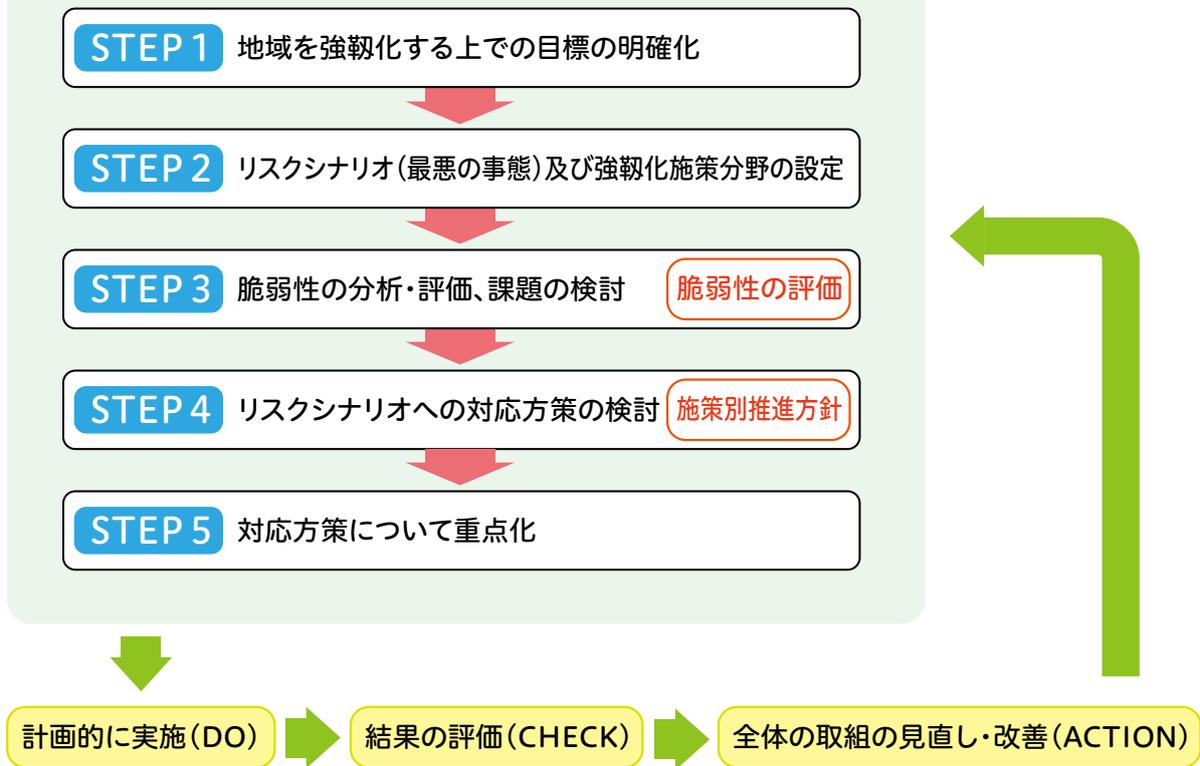
そのため、県地域計画が、戸田市を含有する県土全域に係る計画であることを踏まえ、同計画との調和を保つとともに、未来に向けたまちづくりの指針である「戸田市第5次総合振興計画後期基本計画」（以下「本計画」という。）と整合を図りながら、一体として策定するものです。

3 策定の進め方と今後の見直し

市地域計画は、国土強靱化地域計画策定に関する国の指針である「国土強靱化地域計画策定・改定ガイドライン」(第2版)を参考に、以下のプロセスにより計画を策定します。

また、市地域計画は、KPI(重要業績評価指標)を用いて市地域計画に位置づけた施策・事業の進捗状況を把握し、事業等の改善を行うPDCAサイクル*に沿って継続的な改善を図ります。

戸田市国土強靱化地域計画の策定 (PLAN)



第2節 地域を強靱化する上での目標

戸田市では、基本計画及び県地域計画を基本としながら、地域強靱化を推進する上での「基本目標」とそれをより具体化した「事前に備えるべき目標」を次のとおり設定します。

基本目標と事前に備えるべき目標の設定

基本目標

- I 市民の生命を最大限守ること
- II 地域社会の重要な機能を維持し、生活・経済への影響をできる限り軽減すること
- III 市民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減すること
- IV 迅速な復旧・復興を可能とする備えをすること

事前に備えるべき目標

- (1) あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- (2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- (3) 必要不可欠な行政機能は確保する
- (4) 経済活動を機能不全に陥らせない
- (5) 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- (6) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

第3節

リスクシナリオの設定と脆弱性評価の結果

1 リスクシナリオの設定

市地域計画では、国等のリスクシナリオを基にし、戸田市において考えられるリスクシナリオを次のとおり設定します。

事前に備えるべき目標とリスクシナリオ

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	(1)-①	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		(1)-②	大規模地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		(1)-③	突発的または広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	(2)-①	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		(2)-②	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		(2)-③	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理、地域活動の担い手不足がもたらす多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		(2)-④	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
		(2)-⑤	大規模な自然災害と感染症との同時発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	(3)-①	被災による市内の混乱（犯罪の増加等）、警察機能の大幅な低下による治安の悪化
		(3)-②	被災による国、県との連絡不全に陥る状態
		(3)-③	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	経済活動を機能不全に陥らせない	(4)-①	高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災・爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
		(4)-②	食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響
		(4)-③	異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
		(4)-④	金融サービス・郵便等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	(5)-①	テレビ・ラジオ放送等の通信インフラの障害により、インターネット・SNS等、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる、また、情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態
		(5)-②	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
		(5)-③	都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
		(5)-④	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
		(5)-⑤	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	(6)-①	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
		(6)-②	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
		(6)-③	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		(6)-④	土地利用の混乱や、事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		(6)-⑤	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		(6)-⑥	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響

2 脆弱性評価の結果

国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性評価を行う必要があります。戸田市では、基本計画を参考に、6つの「事前に備えるべき目標」及び26個の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定し、現状の施策等について評価を行います。脆弱性評価の結果は、以下に示す通りです。

(1) あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

①大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

■ 公共建築物の耐震性能の維持

- 市有建築物について、地震災害時における倒壊被害等を防ぐとともに、各施設の機能の充実に努めながら、計画的に改修や建て替えを行う必要があります。

■ 民間建築物の耐震化

- 密集市街地や古い住宅が存在しており、引き続き民間住宅等の耐震化を進める必要があります。また、ブロック塀等の倒壊防止や建物内の家具転倒防止等の取組を進める必要があります。

■ 地域の災害対応力の向上

- 訓練、講演会、啓発事業等の実施を通じて、市民や市職員の防災意識及び災害対応能力の向上を図る必要があります。

■ 道路基盤の確保

- 迅速な消火・救助活動や避難に資するため、緊急輸送道路*をはじめとした幹線道路の整備を進めるとともに、道路施設の適切な維持管理を行う必要があります。
- 迅速な消火・救助活動や避難の妨げとなる狭隘道路の改修を進める必要があります。
- 災害時の道路閉塞を啓開するため、関係事業者との連携体制を強化する必要があります。
- 電柱倒壊による災害リスクを低減させるため、無電柱化を進める必要があります。
- 既存橋梁については、耐震化を進めるとともに、適切な維持管理を行う必要があります。

■ 消防体制の強化

- 災害時における火災の延焼等による被害の拡大を防止するため、資機材の適切な更新等により常備消防力の維持を図るとともに、初期消火や救助体制の確保のため、消防団*の消防力を維持・強化する必要があります。

■ 避難所・避難場所等の整備

- 災害時に避難所・避難場所を確実に使用できるよう、継続的かつ計画的に整備を進める必要があります。

②大規模地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

■ 密集市街地等の改善

- 市内では、道路が狭く住宅等が密集したエリアが存在するため、道路の拡幅による避難路の確保や、老朽建築物の建て替えや除去等、住宅の不燃化、空き家対策や公園の整備等による火災の発生・延焼防止に向けた防災性を高めるまちづくりを推進する必要があります。

■ 火災の発生予防

- 災害時における火災発生を防ぐため、市内防火対象物の火災予防体制の確立に向けて、引き続き防火管理者講習の実施や火災予防に関する広報・意識啓発等を進める必要があります。

■ 延焼遮断帯となる公園・緑地の整備

- 火災が発生した場合の延焼遮断のための公園や緑地を確保するため、引き続き新設公園の整備や公園施設の改修・再整備等を進める必要があります。

■ 上水道施設等の機能維持

- 災害時においても必要な給水を可能とし、飲料水・生活用水^{*}を可能な限り確保する観点から、浄水施設や上水道管路等の耐震化を進めるとともに、適切な維持・管理を行う必要があります。
- 井戸の整備等の給水体制を構築するとともに、適切に維持・管理していく必要があります。

■ 行政による情報処理・発信体制の整備

- 災害時に適切に情報を収集・処理し、避難指示等の必要な情報を市民に対して発信することができるよう、防災行政無線をはじめとした様々な情報媒体による情報発信体制を構築する必要があります。

■ 民間建築物の耐震化（再掲 (1) ①）

■ 地域の災害対応力の向上（再掲 (1) ①）

■ 道路基盤の確保（再掲 (1) ①）

■ 消防体制の強化（再掲 (1) ①）

■ 避難所・避難場所等の整備（再掲 (1) ①）

③突発的または広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）

■ 雨水等の排水機能の維持・確保

- 雨水等を適切に処理・排水するための設備について、引き続き整備を進める必要があります。
- 下水道施設の整備水準を大きく超える降雨（超過降雨）に対して浸水対策を推進するため、浸水被害の多い地区では、雨水貯留・浸透施設^{*}等の設置等、重点的に対策を進める必要があります。

■ 下水道施設等の機能維持

- 災害時においても下水道施設が適切に機能するよう、下水道施設の耐震化を進めるとともに、老朽化した管渠、ポンプ場等について、適切な管理・更新を行う必要があります。

■ 地球温暖化対策

- 近年の気候変動による外水氾濫*や内水氾濫*のリスク及びヒートアイランド現象*による高温被害等を防止、軽減するために、地球温暖化への総合的な対策を行う必要があります。

■ 河川治水機能の維持・向上

- 流域の浸水被害の軽減を図るため、各河川施設が正常に稼働するよう、定期的な点検や河川改修等を行う必要があります。
- 水防活動体制の構築等を強化する必要があります。

■ 地域の災害対応力の向上（再掲 (1) ①）

■ 道路基盤の確保（再掲 (1) ①）

■ 行政による情報処理・発信体制の整備（再掲 (1) ②）

(2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

① 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

■ 民間建築物の耐震化（再掲 (1) ①）

■ 地域の災害対応力の向上（再掲 (1) ①）

■ 道路基盤の確保（再掲 (1) ①）

■ 消防体制の強化（再掲 (1) ①）

■ 行政による情報処理・発信体制の整備（再掲 (1) ②）

② 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

■ 救命・救急体制の構築

- 災害時に適切な救急活動を迅速に実施することができるよう、医療関係団体との連携を図るとともに、各種救命講習の開催、戸田市救急ステーション*の充実等により、救命率向上を図る必要があります。

■ 保健体制の強化

- 災害時における感染症の発生や拡大を予防するため、平時から予防接種の促進等の健康指導を行う必要があります。
- 大規模災害時における感染症の拡大や避難所をはじめとした被災者の健康被害に備えた保健体制を構築する必要があります。

■ 避難所・避難場所等の整備（再掲 (1) ①）

③ 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理、地域活動の担い手不足がもたらす多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

■ 災害廃棄物等処理体制の構築

- 災害発生時に円滑な廃棄物処理を行うため、廃棄物処理計画等に基づき、廃棄物処理体制を構築する必要があります。

- 蕨戸田衛生センターの処理施設（ごみ焼却施設・粗大ごみ処理施設・し尿処理施設・リサイクルプラザ）の適切な維持・管理を行うとともに、災害に対応できる施設とするよう、計画的な整備を進める必要があります。

■ 地域コミュニティの活性化

- 町会・自治会活動への支援や地区コミュニティ協議会活動の支援等を通じて、地域コミュニティの活性化を図り、災害時における共助体制の構築を図る必要があります。

■ 市民活動の活性化

- ボランティア・市民活動支援センターを適正に管理し、市民活動団体の交流・連携等や市内における市民活動を支援することで、市民活動団体の育成・活性化を図る必要があります。

■ 地域の災害対応力の向上（再掲（1）①）

■ 道路基盤の確保（再掲（1）①）

■ 避難所・避難場所等の整備（再掲（1）①）

■ 上水道施設等の機能維持（再掲（1）②）

■ 下水道施設等の機能維持（再掲（1）③）

■ 保健体制の強化（再掲（2）②）

④想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

■ 地域における防犯力の向上

- 自主防犯活動への支援等を通じて、地域における自主防犯活動の強化を図り、災害時における共助体制を構築する必要があります。

■ 地域の災害対応力の向上（再掲（1）①）

■ 道路基盤の確保（再掲（1）①）

■ 避難所・避難場所等の整備（再掲（1）①）

■ 行政による情報処理・発信体制の整備（再掲（1）②）

⑤大規模な自然災害と感染症との同時発生

■ 民間建築物の耐震化（再掲（1）①）

■ 地域の災害対応力の向上（再掲（1）①）

■ 避難所・避難場所等の整備（再掲（1）①）

■ 上水道施設等の機能維持（再掲（1）②）

■ 下水道施設等の機能維持（再掲（1）③）

■ 保健体制の強化（再掲（2）②）

(3) 必要不可欠な行政機能は確保する

- ①被災による市内の混乱（犯罪の増加等）、警察機能の大幅な低下による治安の悪化

■ 道路基盤の確保（再掲（1）①）

②被災による国、県との連絡不全に陥る状態

- 消防体制の強化（再掲 (1) ①）
- 避難所・避難場所等の整備（再掲 (1) ①）
- 火災の発生予防（再掲 (1) ②）
- 行政による情報処理・発信体制の整備（再掲 (1) ②）
- 救命・救急体制の構築（再掲 (2) ②）

③市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

■ 基幹施設の機能維持

- 災害時の基幹施設となり得る庁舎等について、災害時にもその機能が発揮できるよう適切に維持管理を行うとともに、災害時の応急活動が円滑に実施できるよう機能強化を図っていく必要があります。

- 地域の災害対応力の向上（再掲 (1) ①）
- 消防体制の強化（再掲 (1) ①）
- 行政による情報処理・発信体制の整備（再掲 (1) ②）

(4) 経済活動を機能不全に陥らせない

①高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災・爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

■ 有害物質への対策

- 高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災・爆発に伴う有害物質等の拡散から市民を守るべく、対策を講じる必要があります。

- 地域の災害対応力の向上（再掲 (1) ①）
- 消防体制の強化（再掲 (1) ①）
- 密集市街地等の改善（再掲 (1) ②）
- 火災の発生予防（再掲 (1) ②）
- 延焼遮断帯となる公園・緑地の整備（再掲 (1) ②）

②食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響

■ 事業者に対する業務継続体制の構築

- 災害時においても必要な経済活動を行うことができるよう、関係事業者等に対する業務継続計画の策定支援等、業務継続体制を構築する必要があります。

- 道路基盤の確保（再掲 (1) ①）
- 避難所・避難場所等の整備（再掲 (1) ①）

③異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

- 上水道施設等の機能維持（再掲 (1) ②）
- 下水道施設等の機能維持（再掲 (1) ③）

④金融サービス・郵便等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響

■ 道路基盤の確保（再掲 (1) ①）

(5) 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

①テレビ・ラジオ放送等の通信インフラの障害により、インターネット・SNS等、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる、また、情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態

■ 地域の災害対応力の向上（再掲 (1) ①）

■ 消防体制の強化（再掲 (1) ①）

■ 行政による情報処理・発信体制の整備（再掲 (1) ②）

■ 地域における防犯力の向上（再掲 (2) ④）

■ 基幹施設の機能維持（再掲 (3) ③）

②電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止

■ 公共建築物の耐震性能の維持（再掲 (1) ①）

■ 道路基盤の確保（再掲 (1) ①）

■ 消防体制の強化（再掲 (1) ①）

■ 地球温暖化対策（再掲 (1) ③）

■ 基幹施設の機能維持（再掲 (3) ③）

③都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

■ 公共建築物の耐震性能の維持（再掲 (1) ①）

■ 道路基盤の確保（再掲 (1) ①）

■ 消防体制の強化（再掲 (1) ①）

■ 地球温暖化対策（再掲 (1) ③）

■ 基幹施設の機能維持（再掲 (3) ③）

④上下水道施設の長期間にわたる機能停止

■ 道路基盤の確保（再掲 (1) ①）

■ 避難所・避難場所等の整備（再掲 (1) ①）

■ 上水道施設等の機能維持（再掲 (1) ②）

■ 下水道施設等の機能維持（再掲 (1) ③）

⑤基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

■ 道路基盤の確保（再掲 (1) ①）

■ 事業者に対する業務継続体制の構築（再掲 (4) ②）

(6) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

①自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

■ 地域の災害対応力の向上（再掲 (1) ①）

■ 道路基盤の確保（再掲 (1) ①）

■ 密集市街地等の改善（再掲 (1) ②）

■ 事業者に対する業務継続体制の構築（再掲 (4) ②）

②災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態

■ 地域の災害対応力の向上（再掲 (1) ①）

■ 地域コミュニティの活性化（再掲 (2) ③）

③大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

■ 災害廃棄物等処理体制の構築（再掲 (2) ③）

④土地利用の混乱や、事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

■ 境界線の明確化

● 公共座標や境界標^{*}を適切に管理する必要があります。

■ 密集市街地等の改善（再掲 (1) ②）

⑤貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

■ 地域における伝統の継承

● 災害により市内の文化財や地域コミュニティが打撃を受けてしまうと、地域でこれまで継承されてきた伝統が途絶えてしまう可能性があり、これらの伝統を後世に引き継いでいく必要があります。

■ 火災の発生予防（再掲 (1) ②）

■ 地域コミュニティの活性化（再掲 (2) ③）

■ 市民活動の活性化（再掲 (2) ③）

⑥風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響

■ 事業者に対する業務継続体制の構築（再掲 (4) ②）

第4節 強靱化に向けた取組

1 具体的な取組内容（アクションプラン）

リスクシナリオごとの具体的な取組内容については以下のとおりです。各リスクシナリオに紐づく、事務事業は別冊をご参照ください。

(1) あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

①大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

■ 公共建築物の耐震性能の維持

- 小中学校や市営住宅など、市が所有・管理している建築物については、一定の耐震性を保持しており、引き続き機能の充実を図りながら、計画的な改修や建て替えを行います。また、発災時の被害を軽減させるため、特に災害時の対応拠点や避難所となる施設では、吊り天井等の非構造部材*の耐震化等にも取り組みます。

■ 民間建築物の耐震化

- 市内に残る古い民間住宅や人が多数集まるような民間建築物については、災害発生時の倒壊等を防ぐ観点から引き続き耐震化を進めるとともに、建物内における被害を防ぐために家具等について転倒防止対策を行うことの周知を図ります。また、倒壊の危険性のあるブロック塀等については、点検や生け垣等への変更等の支援を行います。

■ 地域の災害対応力の向上

- 訓練、講演会、啓発事業等の実施を通じて、市民や市職員の防災意識及び災害対応能力の向上に取り組みます。

■ 道路基盤の確保

- 消火活動や救助活動等の災害活動の円滑化や、避難経路を確保する観点から、緊急輸送道路*をはじめとした幹線道路の整備・補修を進めるとともに、狭隘道路の改修や既存橋梁の耐震化等を推進します。
- 災害時において道路機能を発揮することができるよう、適切な維持管理を行い、主要な道路において無電柱化を進めます。さらに、関係事業者との連携体制を強化し、災害時の道路閉塞に対する早期啓開に努めます。
- 道路陥没の原因となる空洞を早期に発見するため、路面下空洞調査を定期的実施します。

■ 消防体制の強化

- 火災発生時の対応力強化の観点から、消防設備・資機材の適切な更新や消防水利*の確保、消防通信体制の確立等を進めるとともに、消防人材の育成・強化による常備消防力の強化を図ります。また、迅速な初期消火を行うことができるよう、消防団資機材の維持管理や消防団員の確保、消防団員の能力育成等により、消防団*の消防力を向上させます。

■ 避難所・避難場所等の整備

- 災害時における避難所・避難場所確保のために、市有建築物や公園等の公共施設の適切な維持管理を継続して行うとともに、避難生活環境改善に向けた資機材等の整備を進めます。また、整備にあたっては、電源・燃料の多重化^{*}や自立・分散型エネルギーシステム^{*}等の導入を促進し、強靱化を推進します。

②大規模地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

■ 密集市街地等の改善

- 密集市街地等における狭隘道路の拡幅による避難路の確保、老朽建築物の建て替えや除去等、住宅の耐震化や不燃化、空き家対策や公園の整備等による火災の発生・延焼防止を進めることで、防災力の高いまちづくりを推進します。

■ 火災の発生予防

- 災害時における火災発生を予防するため、防火管理者講習の実施や火災予防に関する意識啓発活動、危険物の取扱い等に関する消防法令違反への適切な対応を進めるなど、民間建築物の防火体制の整備に努めます。また、一般住宅における感震ブレーカーや、住宅用火災警報器の設置を推進し、災害時の火災による二次被害の発生防止に取り組みます。

■ 延焼遮断帯となる公園・緑地の整備

- 火災による延焼を防ぐため、公園の整備・改修等の公有地の緑地を確保するとともに、屋上・壁面緑化等による身近な緑を増やすなど、民有地緑化を推進します。

■ 上水道施設等の機能維持

- 災害時においても飲料水や生活用水^{*}、その他必要な水利及び消防水利^{*}を可能な限り供給できるよう、浄水施設や上水道管路等の耐震化を進めるとともに、老朽化等した施設について更新するなど適切な維持管理を行います。また、井戸や給水栓、消火栓の整備、浄水施設等が被災した場合の災害時における水利確保に向けた取組を行います。

■ 行政による情報処理・発信体制の整備

- 災害時に適切に情報収集・処理する体制を構築するため、GIS^{*}等を活用した情報共有システムの活用を図るとともに、避難指示等の必要な情報を市民に適切に伝えることができるよう、防災行政無線等の適切な維持管理のほか、情報伝達方法の拡充を図ります。

■ 民間建築物の耐震化（再掲 (1) ①）

■ 地域の災害対応力の向上（再掲 (1) ①）

■ 道路基盤の確保（再掲 (1) ①）

■ 消防体制の強化（再掲 (1) ①）

■ 避難所・避難場所等の整備（再掲 (1) ①）

- ③突発的または広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）

■ 雨水等の排水機能の維持・確保

- 雨水等を適切に処理・排水する設備について、引き続き適切な維持管理と整備を図るとともに、ゲリラ豪雨*等の下水道施設の整備水準を大きく超える降雨に対応するため、浸水被害の多い地区では、雨水貯留・浸透施設*等の設置等の対策に重点的に取り組みます。

■ 下水道施設等の機能維持

- 災害時においても下水道施設が適切に機能するよう、下水道施設の耐震化等を進めるとともに、老朽化した管渠の点検や計画的な修繕・更新を行います。また、下水による公害等が発生した場合には現況を把握するようにします。

■ 地球温暖化対策

- 省エネルギーの徹底、再生可能エネルギーの利用拡大を図ることで脱炭素を推進し、気象災害の激甚化を抑制します。また、電源・燃料の多重化や自立・分散型エネルギーシステム等の導入を促進し、強靱化を推進します。

■ 河川治水機能の維持・向上

- 外水氾濫*発生時の水防体制強化に向けて、必要な計画策定や訓練等を行います。
- 市管理河川について、浸水被害軽減のための護岸整備と適切な維持管理に取り組みます。
- 関係機関が協働して、ハードとソフトの両面から水害を防ぎ、被害を軽減する流域治水の取組を推進します。

■ 地域の災害対応力の向上（再掲（1）①）

■ 道路基盤の確保（再掲（1）①）

■ 行政による情報処理・発信体制の整備（再掲（1）②）

- (2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

① 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

■ 民間建築物の耐震化（再掲（1）①）

■ 地域の災害対応力の向上（再掲（1）①）

■ 道路基盤の確保（再掲（1）①）

■ 消防体制の強化（再掲（1）①）

■ 行政による情報処理・発信体制の整備（再掲（1）②）

② 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

■ 救命・救急体制の構築

- 災害時における適切な救急活動の迅速な実施に向け、医療関係団体とも連携して災害時の医療体制の整備に取り組みます。また、戸田市救急ステーション*の充実等を図り、救命率の向上に努めます。また、災害時の医療機能の停止を回避できるよう、医療活動に要する水・エネルギーの確保を行うとともに、救護所で使用する医薬品等を備蓄します。

■ 保健体制の強化

- 災害時における感染症の発生を予防するため、あらかじめ予防接種の促進等の健康指導を行うとともに、消毒液や汚物処理キット等の感染症対策に関する資器材を確保し、感染症発生時に備えた体制を維持します。また、避難者の中で感染症が流行しないよう、感染症法に基づく消毒や害虫駆除を必要に応じ実施できる体制を構築し、避難所となる施設の衛生環境を良好に保ちます。
- 避難所等の衛生管理に必要な備蓄品の確保、感染症予防の周知や健康相談等を通じて被災者の健康管理に努め、医療需要の急激な増加を防止します。

■ 避難所・避難場所等の整備（再掲（1）①）

③劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理、地域活動の担い手不足がもたらす多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

■ 災害廃棄物等処理体制の構築

- 災害発生時にも円滑な廃棄物処理を行うため、廃棄物処理施設（蕨戸田衛生センター：ごみ焼却施設・粗大ごみ処理施設・し尿処理施設・リサイクルプラザ）について、蕨戸田衛生センターと協議しながら、災害時でも機能が維持できるように必要な修繕・維持管理を適切に行うとともに、災害に対応できる施設とするよう、国の循環型社会形成推進交付金等を活用し計画的な整備を進めます。また、廃棄物処理計画等に基づき、廃棄物処理体制の構築を進めます。災害時における遺体の処理について、必要な資機材や火葬場の確保方策を検討するなど、処理体制を構築します。

■ 地域コミュニティの活性化

- 日常的な共助の体制を構築するため、町会・自治会活動における防災の取組等への支援や、コミュニティ活動への各種支援や活動拠点の確保等、地域コミュニティの活性化に取り組みます。

■ 市民活動の活性化

- ボランティア・市民活動支援センターを適正に管理し、市民活動団体の交流・連携等や市内における市民活動を支援することで、市民活動団体の育成・活性化に取り組みます。

■ 地域の災害対応力の向上（再掲（1）①）

■ 道路基盤の確保（再掲（1）①）

■ 避難所・避難場所等の整備（再掲（1）①）

■ 上水道施設等の機能維持（再掲（1）②）

■ 下水道施設等の機能維持（再掲（1）③）

■ 保健体制の強化（再掲（2）②）

④想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

■ 地域における防犯力の向上

- 災害時においても地域における防犯力を維持するため、日常的に市民に対する防犯意識の啓発を行うとともに、自主防犯活動への支援や防犯カメラの適切な運用・維持管理を行います。

- 地域の災害対応力の向上（再掲（1）①）
- 道路基盤の確保（再掲（1）①）
- 避難所・避難場所等の整備（再掲（1）①）
- 行政による情報処理・発信体制の整備（再掲（1）②）

⑤大規模な自然災害と感染症との同時発生

- 民間建築物の耐震化（再掲（1）①）
- 地域の災害対応力の向上（再掲（1）①）
- 避難所・避難場所等の整備（再掲（1）①）
- 上水道施設等の機能維持（再掲（1）②）
- 下水道施設等の機能維持（再掲（1）③）
- 保健体制の強化（再掲（2）②）

(3) 必要不可欠な行政機能は確保する

①被災による市内の混乱（犯罪の増加等）、警察機能の大幅な低下による治安の悪化

- 道路基盤の確保（再掲（1）①）

②被災による国、県との連絡不全に陥る状態

- 消防体制の強化（再掲（1）①）
- 避難所・避難場所等の整備（再掲（1）①）
- 火災の発生予防（再掲（1）②）
- 行政による情報処理・発信体制の整備（再掲（1）②）
- 救命・救急体制の構築（再掲（2）②）

③市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

■ 基幹施設の機能維持

- 災害時等の対応拠点となる本庁舎や避難所となる施設等、基幹施設となり得る施設について、その耐震性能の確保等を図るとともに、災害時にも機能を発揮できるよう適切な維持管理を行います。また、災害時の応急活動が円滑に実施できるよう機能強化及び施設整備を図ります。

- 地域の災害対応力の向上（再掲（1）①）
- 消防体制の強化（再掲（1）①）
- 行政による情報処理・発信体制の整備（再掲（1）②）

(4) 経済活動を機能不全に陥らせない

①高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災・爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

■ 有害物質への対策

- 高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災・爆発に伴う有害物質等の拡散から市民の生命、身体及び財産を守るため、必要な措置と活動を定めた国民保護計画の策定、市内における公害等の現況を把握します。

- 地域の災害対応力の向上（再掲（1）①）
- 消防体制の強化（再掲（1）①）
- 密集市街地等の改善（再掲（1）②）
- 火災の発生予防（再掲（1）②）
- 延焼遮断帯となる公園・緑地の整備（再掲（1）②）

②食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響

■ 事業者に対する業務継続体制の構築

- 各種事業者に対して、災害等が発生した場合でも必要な経済活動を維持し、また、早期に再開できるよう、業務継続計画の策定支援や燃料をはじめとした必要な物資の確保等、各事業者の業務継続体制の構築を支援します。

- 道路基盤の確保（再掲（1）①）
- 避難所・避難場所等の整備（再掲（1）①）

③異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

- 上水道施設等の機能維持（再掲（1）②）
- 下水道施設等の機能維持（再掲（1）③）

④金融サービス・郵便等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響

- 道路基盤の確保（再掲（1）①）

(5) 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

- ①テレビ・ラジオ放送等の通信インフラの障害により、インターネット・SNS等、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる、また、情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態

- 地域の災害対応力の向上（再掲（1）①）
- 消防体制の強化（再掲（1）①）
- 行政による情報処理・発信体制の整備（再掲（1）②）
- 地域における防犯力の向上（再掲（2）④）
- 基幹施設の機能維持（再掲（3）③）

②電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止

- 公共建築物の耐震性能の維持（再掲（1）①）
- 道路基盤の確保（再掲（1）①）
- 消防体制の強化（再掲（1）①）
- 地球温暖化対策（再掲（1）③）
- 基幹施設の機能維持（再掲（3）③）

③都市ガス供給・石油・LP ガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

- 公共建築物の耐震性能の維持（再掲 (1) ①）
- 道路基盤の確保（再掲 (1) ①）
- 消防体制の強化（再掲 (1) ①）
- 地球温暖化対策（再掲 (1) ③）
- 基幹施設の機能維持（再掲 (3) ③）

④上下水道施設の長期間にわたる機能停止

- 道路基盤の確保（再掲 (1) ①）
- 避難所・避難場所等の整備（再掲 (1) ①）
- 上水道施設等の機能維持（再掲 (1) ②）
- 下水道施設等の機能維持（再掲 (1) ③）

⑤基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

- 道路基盤の確保（再掲 (1) ①）
- 事業者に対する業務継続体制の構築（再掲 (4) ②）

(6) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

①自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

- 地域の災害対応力の向上（再掲 (1) ①）
- 道路基盤の確保（再掲 (1) ①）
- 密集市街地等の改善（再掲 (1) ②）
- 事業者に対する業務継続体制の構築（再掲 (4) ②）

②災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態

- 地域の災害対応力の向上（再掲 (1) ①）
- 地域コミュニティの活性化（再掲 (2) ③）

③大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

- 災害廃棄物等処理体制の構築（再掲 (2) ③）

④土地利用の混乱や、事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

■ 境界線の明確化

- 被災後も土地境界情報を適切に把握し、復興を円滑に行うため、公共座標や境界標^{*}の適切な管理や既存の境界情報の電子化等に取り組みます。

- 密集市街地等の改善（再掲 (1) ②）

⑤貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

■ 地域における伝統の継承

- 市内の郷土資料を収集・保存するとともに、有形、無形の文化財等、市民生活の足跡を市民の共通の遺産として伝え残します。

■ 火災の発生予防（再掲 (1) ②）

■ 地域コミュニティの活性化（再掲 (2) ③）

■ 市民活動の活性化（再掲 (2) ③）

⑥風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響

■ 事業者に対する業務継続体制の構築（再掲 (4) ②）

2 第5次総合振興計画後期基本計画の施策体系との関係

ここでは市地域計画におけるリスクシナリオと本計画における施策体系を整理しています。整理するに当たっての考え方は次のとおりとし、整理した表を次頁以降に示しています。

- リスクシナリオと関係する主な施策欄に「●」を付けています。
- 今後、戸田市の状況や国・県の方針等を踏まえ、現在空欄になっている箇所に新たな施策や事務事業を位置付けることがあります。そのため位置付けを行う過程においては、施策16「地域防災力・危機管理体制の充実・強化」にて包含することとします。
- 各リスクシナリオに対する各施策の事務事業については「戸田市国土強靱化地域計画別冊」に記載します。
- 各事務事業が複数の施策に寄与する場合、それぞれの施策欄に「●」を付けています。

(1) 事前に備えるべき目標 1：あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

第5次総合振興計画後期基本計画の施策体系			あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ		
基本目標名	施策番号	施策名	(1)-①	(1)-②	(1)-③
			大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生	大規模地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	突発的または広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
Ⅰ こどもが健やかに育ち、いきいきと輝けるまち	1	子育て支援の充実			
	2	乳幼児期の保育・教育の充実	●		
	3	児童・青少年の育成環境の充実	●		
	4	世界で活躍できる人間の育成	●		
Ⅱ 創造性や豊かな心を育むまち	5	生涯学習活動の推進			
	6	芸術文化活動の推進	●	●	
	7	スポーツ・レクリエーション活動の推進・充実	●	●	
Ⅲ 共に生き、支え合い、安心して暮らせるまち	8	地域医療体制の強化			
	9	健康づくり支援の充実	●		
	10	地域福祉の推進	●		
	11	高齢者福祉環境の整備・充実	●		
	12	国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金の円滑な運営			
	13	生活困窮者支援の充実			
	14	障がい福祉環境の整備・充実	●		
Ⅳ 安全な暮らしを守るまち	15	消防・救急体制の強化	●	●	
	16	地域防災力・危機管理体制の充実・強化	●	●	●
	17	防犯体制の強化			
	18	市民相談機能と消費生活の充実			
	19	浸水対策の推進			●
	20	安全な道路環境の整備・推進	●	●	●
Ⅴ 快適に過ごせる生活基盤が整備されたまち	21	快適で秩序ある美しい市街地の形成	●	●	●
	22	安心して生活できる住環境の充実	●	●	
	23	上下水道事業の効率的な運営・施設の充実		●	●
	24	公共交通が利用しやすい環境の整備・推進			
Ⅵ 都市環境と自然環境が調和したまち	25	自然に親しむ空間の整備・推進			
	26	魅力ある公園づくり	●	●	
	27	生活環境の保全			●
	28	環境衛生の充実			
Ⅶ 活力にあふれ人が集い心ふれあうまち	29	多様な働き方への支援・充実			
	30	産業振興の推進			
	31	地域資源を活用した観光振興の推進			
	32	市民活動の活性化と地域交流の促進	●		
考え方1 協働によるまちづくり					
考え方2 情報共有・発信の強化				●	●
考え方3 質の高い行財政運営の推進			●		
考え方4 信頼される行政の実現					

●…第5次総合振興計画後期基本計画と関係する主な施策

(2) 事前に備えるべき目標 2：救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

第5次総合振興計画後期基本計画の施策体系			救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ					
基本目標名	施策番号	施策名	(2)-①	(2)-②	(2)-③	(2)-④	(2)-⑤	
			足 よ る 救 助 ・ 救 急 活 動 等 の 絶 対 的 不 	麻 痺 被 災 者 の 支 援 ル ー ト の 途 絶 による 医 療 機 能 の 不 	医 療 施 設 及 び 関 係 者 の 絶 対 的 不 足 ・ も た ら ず 多 数 の 被 災 者 の 健 康 ・ 心 理 状 態 の 悪 化 に よ る 死 者 の 発 生 	劣 悪 な 避 難 生 活 環 境 、 不 十 分 な 健 康 管 理 、 地 域 活 動 の 担 い 手 不 足 が も た ら ず 多 数 の 被 災 者 の 健 康 ・ 心 理 状 態 の 悪 化 に よ る 死 者 の 発 生 	想 定 を 超 え る 大 量 の 帰 宅 困 難 者 の 発 生 に よ る 混 乱 	大 規 模 な 自 然 災 害 と 感 染 症 と の 同 時 発 生
Ⅰ こどもが健やかに育ち、いきいきと輝けるまち	1	子育て支援の充実						
	2	乳幼児期の保育・教育の充実						
	3	児童・青少年の育成環境の充実						
	4	世界で活躍できる人間の育成						
Ⅱ 創造性や豊かな心を育むまち	5	生涯学習活動の推進						
	6	芸術文化活動の推進		●	●	●	●	
	7	スポーツ・レクリエーション活動の推進・充実		●	●	●	●	
Ⅲ 共に生き、支え合い、安心して暮らせるまち	8	地域医療体制の強化		●				
	9	健康づくり支援の充実		●	●		●	
	10	地域福祉の推進			●			
	11	高齢者福祉環境の整備・充実						
	12	国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金の円滑な運営						
	13	生活困窮者支援の充実						
	14	障がい福祉環境の整備・充実						
Ⅳ 安全な暮らしを守るまち	15	消防・救急体制の強化	●	●				
	16	地域防災力・危機管理体制の充実・強化	●	●	●	●	●	
	17	防犯体制の強化				●		
	18	市民相談機能と消費生活の充実						
	19	浸水対策の推進						
	20	安全な道路環境の整備・推進	●		●	●		
Ⅴ 快適に過ごせる生活基盤が整備されたまち	21	快適で秩序ある美しい市街地の形成	●		●	●		
	22	安心して生活できる住環境の充実	●				●	
	23	上下水道事業の効率的な運営・施設の充実			●		●	
	24	公共交通が利用しやすい環境の整備・推進						
Ⅵ 都市環境と自然環境が調和したまち	25	自然に親しむ空間の整備・推進						
	26	魅力ある公園づくり		●	●	●	●	
	27	生活環境の保全			●		●	
	28	環境衛生の充実			●			
Ⅶ 活力にあふれ人が集い心ふれあうまち	29	多様な働き方への支援・充実						
	30	産業振興の推進						
	31	地域資源を活用した観光振興の推進						
	32	市民活動の活性化と地域交流の促進			●			
考え方1 協働によるまちづくり								
考え方2 情報共有・発信の強化			●			●		
考え方3 質の高い行財政運営の推進								
考え方4 信頼される行政の実現								

●…第5次総合振興計画後期基本計画と関係する主な施策

基本目標

計画推進のために

戸田市国土強靱化地域計画

第3期戸田市まち・ひと・しごと創生総合戦略

(3) 事前に備えるべき目標 3：必要不可欠な行政機能は確保する

第5次総合振興計画後期基本計画の施策体系			必要不可欠な行政機能は確保する		
基本目標名	施策番号	施策名	(3-①)	(3-②)	(3-③)
			被災による市内の混乱（犯罪の増加等）、警察機能の大幅な低下による治安の悪化	被災による国・県との連絡不全に陥る状態	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
Ⅰ こどもが健やかに育ち、いきいきと輝けるまち	1	子育て支援の充実			
	2	乳幼児期の保育・教育の充実			
	3	児童・青少年の育成環境の充実			
	4	世界で活躍できる人間の育成			
Ⅱ 創造性や豊かな心を育むまち	5	生涯学習活動の推進			
	6	芸術文化活動の推進		●	●
	7	スポーツ・レクリエーション活動の推進・充実		●	●
Ⅲ 共に生き、支え合い、安心して暮らせるまち	8	地域医療体制の強化		●	
	9	健康づくり支援の充実			
	10	地域福祉の推進			
	11	高齢者福祉環境の整備・充実			
	12	国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金の円滑な運営			
	13	生活困窮者支援の充実			
	14	障がい福祉環境の整備・充実			
Ⅳ 安全な暮らしを守るまち	15	消防・救急体制の強化		●	●
	16	地域防災力・危機管理体制の充実・強化		●	●
	17	防犯体制の強化			
	18	市民相談機能と消費生活の充実			
	19	浸水対策の推進			
	20	安全な道路環境の整備・推進	●		
Ⅴ 快適に過ごせる生活基盤が整備されたまち	21	快適で秩序ある美しい市街地の形成	●		
	22	安心して生活できる住環境の充実			
	23	上下水道事業の効率的な運営・施設の充実			
	24	公共交通が利用しやすい環境の整備・推進			
Ⅵ 都市環境と自然環境が調和したまち	25	自然に親しむ空間の整備・推進			
	26	魅力ある公園づくり		●	
	27	生活環境の保全			
	28	環境衛生の充実			
Ⅶ 活力にあふれ人が集い心ふれあうまち	29	多様な働き方への支援・充実			
	30	産業振興の推進			
	31	地域資源を活用した観光振興の推進			
	32	市民活動の活性化と地域交流の促進			
考え方1 協働によるまちづくり					
考え方2 情報共有・発信の強化				●	●
考え方3 質の高い行財政運営の推進					●
考え方4 信頼される行政の実現					

●…第5次総合振興計画後期基本計画と関係する主な施策

(4) 事前に備えるべき目標 4：経済活動を機能不全に陥らせない

第5次総合振興計画後期基本計画の施策体系			経済活動を機能不全に陥らせない			
			(4)-①	(4)-②	(4)-③	(4)-④
基本目標名	施策番号	施策名	大規模拡散・流出の火災・爆発に伴う有害物質等の高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災・爆発に伴う有害物質等の	な影響 市民生活・社会経済活動への甚大な影響	異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	金融サービス・郵便等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響
Ⅰ こどもが健やかに育ち、いきいきと輝けるまち	1	子育て支援の充実				
	2	乳幼児期の保育・教育の充実				
	3	児童・青少年の育成環境の充実				
	4	世界で活躍できる人間の育成				
Ⅱ 創造性や豊かな心を育むまち	5	生涯学習活動の推進				
	6	芸術文化活動の推進		●		
	7	スポーツ・レクリエーション活動の推進・充実		●		
Ⅲ 共に生き、支え合い、安心して暮らせるまち	8	地域医療体制の強化				
	9	健康づくり支援の充実				
	10	地域福祉の推進				
	11	高齢者福祉環境の整備・充実				
	12	国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金の円滑な運営				
	13	生活困窮者支援の充実				
Ⅳ 安全な暮らしを守るまち	14	障がい福祉環境の整備・充実				
	15	消防・救急体制の強化	●			
	16	地域防災力・危機管理体制の充実・強化	●	●		
	17	防犯体制の強化				
	18	市民相談機能と消費生活の充実				
	19	浸水対策の推進				
Ⅴ 快適に過ごせる生活基盤が整備されたまち	20	安全な道路環境の整備・推進		●		●
	21	快適で秩序ある美しい市街地の形成	●	●		●
	22	安心して生活できる住環境の充実	●			
	23	上下水道事業の効率的な運営・施設の充実			●	
Ⅵ 都市環境と自然環境が調和したまち	24	公共交通が利用しやすい環境の整備・推進				
	25	自然に親しむ空間の整備・推進				
	26	魅力ある公園づくり	●	●		
	27	生活環境の保全			●	
Ⅶ 活力にあふれ人が集い心ふれあうまち	28	環境衛生の充実				
	29	多様な働き方への支援・充実				
	30	産業振興の推進		●		
	31	地域資源を活用した観光振興の推進				
	32	市民活動の活性化と地域交流の促進				
考え方1 協働によるまちづくり						
考え方2 情報共有・発信の強化						
考え方3 質の高い行財政運営の推進						
考え方4 信頼される行政の実現						

●…第5次総合振興計画後期基本計画と関係する主な施策

基本目標

計画推進のために

戸田市国土強靱化地域計画

第3期戸田市まち・ひと・しごと創生総合戦略

(5) 事前に備えるべき目標 5：情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

第5次総合振興計画後期基本計画の施策体系			情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる				
基本目標名	施策番号	施策名	(5-①)	(5-②)	(5-③)	(5-④)	(5-⑤)
			情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる				
I こどもが健やかに育ち、いきいきと輝けるまち	1	子育て支援の充実					
	2	乳幼児期の保育・教育の充実		●	●		
	3	児童・青少年の育成環境の充実		●	●		
	4	世界で活躍できる人間の育成		●	●		
II 創造性や豊かな心を育むまち	5	生涯学習活動の推進					
	6	芸術文化活動の推進	●	●	●	●	
	7	スポーツ・レクリエーション活動の推進・充実	●	●	●	●	
III 共に生き、支え合い、安心して暮らせるまち	8	地域医療体制の強化					
	9	健康づくり支援の充実		●	●		
	10	地域福祉の推進		●	●		
	11	高齢者福祉環境の整備・充実		●	●		
	12	国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金の円滑な運営					
	13	生活困窮者支援の充実					
IV 安全な暮らしを守るまち	14	障がい福祉環境の整備・充実		●	●		
	15	消防・救急体制の強化	●	●	●		
	16	地域防災力・危機管理体制の充実・強化	●	●	●	●	
	17	防犯体制の強化	●				
	18	市民相談機能と消費生活の充実					
	19	浸水対策の推進					
V 快適に過ごせる生活基盤が整備されたまち	20	安全な道路環境の整備・推進		●	●	●	●
	21	快適で秩序ある美しい市街地の形成		●	●	●	●
	22	安心して生活できる住環境の充実		●	●		
	23	上下水道事業の効率的な運営・施設の充実				●	
VI 都市環境と自然環境が調和したまち	24	公共交通が利用しやすい環境の整備・推進					
	25	自然に親しむ空間の整備・推進					
	26	魅力ある公園づくり				●	
	27	生活環境の保全		●	●	●	
VII 活力にあふれ人が集い心ふれあうまち	28	環境衛生の充実					
	29	多様な働き方への支援・充実					
	30	産業振興の推進					●
	31	地域資源を活用した観光振興の推進					
考え方1	協働によるまちづくり						
考え方2	情報共有・発信の強化	●					
考え方3	質の高い行財政運営の推進	●	●	●			
考え方4	信頼される行政の実現						

●…第5次総合振興計画後期基本計画と関係する主な施策

(6) 事前に備えるべき目標 6：社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

第5次総合振興計画後期基本計画の施策体系			社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する					
基本目標名	施策番号	施策名	(6-①)	(6-②)	(6-③)	(6-④)	(6-⑤)	(6-⑥)
			風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失 土地利用の混乱や、事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が遅れる事態 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態 自然災害後の地域より良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態					
Ⅰ こどもが健やかに育ち、いきいきと輝けるまち	1	子育て支援の充実						
	2	乳幼児期の保育・教育の充実						
	3	児童・青少年の育成環境の充実						
	4	世界で活躍できる人間の育成						
Ⅱ 創造性や豊かな心を育むまち	5	生涯学習活動の推進					●	
	6	芸術文化活動の推進					●	
	7	スポーツ・レクリエーション活動の推進・充実						
Ⅲ 共に生き、支え合い、安心して暮らせるまち	8	地域医療体制の強化						
	9	健康づくり支援の充実						
	10	地域福祉の推進		●			●	
	11	高齢者福祉環境の整備・充実						
	12	国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金の円滑な運営						
	13	生活困窮者支援の充実						
Ⅳ 安全な暮らしを守るまち	14	障がい福祉環境の整備・充実						
	15	消防・救急体制の強化					●	
	16	地域防災力・危機管理体制の充実・強化	●	●				
	17	防犯体制の強化						
	18	市民相談機能と消費生活の充実						
	19	浸水対策の推進						
Ⅴ 快適に過ごせる生活基盤が整備されたまち	20	安全な道路環境の整備・推進	●			●		
	21	快適で秩序ある美しい市街地の形成	●			●		
	22	安心して生活できる住環境の充実	●			●		
	23	上下水道事業の効率的な運営・施設の充実						
Ⅵ 都市環境と自然環境が調和したまち	24	公共交通が利用しやすい環境の整備・推進						
	25	自然に親しむ空間の整備・推進						
	26	魅力ある公園づくり						
	27	生活環境の保全						
Ⅶ 活力にあふれ人が集い心ふれあうまち	28	環境衛生の充実			●			
	29	多様な働き方への支援・充実						
	30	産業振興の推進	●					●
	31	地域資源を活用した観光振興の推進						
	32	市民活動の活性化と地域交流の促進		●			●	
考え方1 協働によるまちづくり								
考え方2 情報共有・発信の強化								
考え方3 質の高い行財政運営の推進								
考え方4 信頼される行政の実現								

●…第5次総合振興計画後期基本計画と関係する主な施策

基本目標

計画推進のために

戸田市国土強靱化地域計画

第3期戸田市まち・ひと・しごと創生総合戦略

第5部

第3期

戸田市まち・ひと・しごと創生総合戦略

1

第3期戸田市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本的な考え方

1 策定趣旨

戸田市では、平成26年（2014年）に制定された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、平成27年（2015年）10月に「戸田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、令和3年（2021年）3月に「第2期戸田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「第2期総合戦略」という。）を策定し、国や埼玉県の総合戦略を踏まえつつ、戸田市に見合った人口展望の実現を目指し、まち・ひと・しごとに係る分野で様々な取組を進めてきました。

令和7年度（2025年度）に第2期総合戦略の計画期間が終了となることから、これまでの取組の成果や国が新たに示す「地方創生2.0基本構想」を踏まえつつ、「第3期戸田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「第3期総合戦略」という。）を策定します。

2 位置付けと計画期間

「第3期総合戦略」は、市の最上位計画である「第5次総合振興計画後期基本計画」と一体的に策定し、その取組との整合性を図るとともに、戸田市に見合った人口展望の実現、まち・ひと・しごとに係る分野の取組を強化し、推進していくための戦略として位置付けます。

計画期間については、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とします。

3 計画の進行管理

国の地方創生2.0基本構想及び総合戦略を踏まえ、第3期総合戦略の地域ビジョン（目指す姿）と基本目標を定めるとともに、基本目標ごとに重要業績評価指標（KPI）を設定し、その効果を客観的に測定できるようにします。

また、重要業績評価指標（KPI）については、担当部局において取組の推進を図るとともに、原則として、本計画における実施計画の成果指標を用いることで、本計画と一体的な進行管理を行います。取組内容の検証に当たっては、戸田市外部評価委員会にて行います。

4 推進に当たって

本計画と一体的に策定することから、本計画の7つの基本目標と計画推進のための4つの考え方を基本として、戸田市に関わる全てのまちづくりの主体がそれぞれの役割を果たしつつ、互いを尊重し連携し合いながら、協働により推進していくものとします。

また、施策横断的なデジタル技術の活用とともに、SDGsの「誰一人取り残さない」という理念のもと施策を推進していきます。

2 地域ビジョン（目指す姿）及び基本目標

第3期総合戦略の地域ビジョン（目指す姿）、基本目標及び体系を定めます。

1 地域ビジョン（目指す姿）

戸田市第5次総合振興計画の将来都市像との整合を図り、一体的に取り組みます。

『このまちで良かった』みんな輝く 未来共創のまち とだ』

2 基本目標

	基本目標	基本的方向	具体的な取組
基本目標Ⅰ	魅力を生かし人が集まる地域をつくる	1. 地域の新たなにぎわいの創出	後期基本計画の 施策・考え方を 位置付ける 「デジタルの活用」や 「SDGs」の理念の下 取組を推進
		2. 魅力を生かしたシティプロモーション*の展開	
基本目標Ⅱ	出産・子育ての希望が かなう地域をつくる	1. 子育てと仕事の両立支援	
		2. 出産・子育てへの不安解消、経済的支援	
		3. 学校・教育環境の充実	
基本目標Ⅲ	強みを生かした「稼げる」 地域をつくり、安定した 雇用を創出する	1. 市民・市内雇用の促進	
		2. 企業の成長支援	
基本目標Ⅳ	生涯にわたってみんなが 活躍でき、安心して 暮らせる地域をつくる	1. 安全で住みやすいと感じられる生活環境の創出	
		2. コミュニティの活性化	
		3. 多様な地域人材の活躍・育成	

◎第3期総合戦略と後期基本計画の相関図は、158・159ページのとおりで。

3 各基本目標における取組

1 基本目標Ⅰ 魅力を生かし人が集まる地域をつくる

「魅力を生かし人が集まる地域」の実現には、地域の魅力を知ってもらうことが重要です。彩湖・道満グリーンパークや戸田ボートコースなどの地域資源の活用とともに、戸田の水と緑、歴史・文化、地域産業や子育てなど、暮らしに係る市の各種取組を市内外に発信することで、魅力を知る機会の提供を図るなど、戦略的なシティプロモーション*活動を行います。

併せて、人が足を運びたいくなるようなまちの新たな魅力を創出していくことで、「魅力を生かし人が集まる地域」を目指します。

1 地域の新たなにぎわいの創出

対応する「施策・考え方」		対応する施策・考え方の「取組の方針」
施策 21	快適で秩序ある美しい市街地の形成	・にぎわいのある拠点の形成
施策 26	魅力ある公園づくり	・持続可能な公園経営と魅力ある公園づくり ・公園の役割を整える施設整備
施策 31	地域資源を活用した観光振興の推進	・観光資源の創出・充実 ・地域の魅力を知る機会の提供

2 魅力を生かしたシティプロモーションの展開

対応する「施策・考え方」		対応する施策・考え方の「取組の方針」
施策 25	自然に親しむ空間の整備・推進	・自然に親しむ環境づくり
施策 30	産業振興の推進	・地域産業の魅力発信とにぎわい創出
施策 31	地域資源を活用した観光振興の推進	・観光資源の創出・充実 ・地域の魅力を知る機会の提供
考え方 2	情報共有・発信の強化	・広報活動・シティプロモーションの充実

2 基本目標Ⅱ 出産・子育ての希望がかなう地域をつくる

「出産・子育ての希望がかなう地域」の実現には、働きながら出産・子育てができる環境の充実、妊娠・出産・子育てへの不安を取り除けるような相談体制の整備、国の施策に加えて出産・子育てを取り巻く経済的負担の軽減策など、様々なケースに応じた支援が必要です。また、こどもが成長していく過程では、義務教育である小学校・中学校の質の高い教育環境が重要になります。

国や県と連携しながら、第2期総合戦略に引き続き、結婚・出産・子育てといったライフイベントに際し、多様な選択肢の中からその人に合った豊かな人生を歩み出していけるような支援を行い、「出産・子育ての希望がかなう地域」を目指します。また、質の高い子育て環境や教育環境の提供とともに、地域でこどもを見守り育てる環境づくりに努めます。

1 子育てと仕事の両立支援

対応する「施策・考え方」		対応する施策・考え方の「取組の方針」
施策 1	子育て支援の充実	・妊娠から子育てまで切れ目ない支援の展開
施策 2	乳幼児期の保育・教育の充実	・安心して利用できる保育サービスの提供
施策 3	児童・青少年の育成環境の充実	・放課後の児童が安全に活動できる居場所の確保
施策 29	多様な働き方への支援・充実	・多様な働き方への支援

2 出産・子育てへの不安解消、経済的支援

対応する「施策・考え方」		対応する施策・考え方の「取組の方針」
施策 1	子育て支援の充実	・妊娠から子育てまで切れ目ない支援の展開 ・児童虐待の防止と対策の強化 ・経済的な支援と配慮を要する家庭への支援
施策 2	乳幼児期の保育・教育の充実	・安心して利用できる保育サービスの提供
施策 8	地域医療体制の強化	・関係機関との連携による医療体制の強化 ・市民医療センターの良好な運営
施策 13	生活困窮者支援の充実	・生活保護*世帯への支援

3 学校・教育環境の充実

対応する「施策・考え方」		対応する施策・考え方の「取組の方針」
施策 3	児童・青少年の育成環境の充実	・放課後の児童が安全に活動できる居場所の確保
施策 4	世界で活躍できる人間の育成	・課題解決型学習（戸田型 PBL*）の更なる推進 ・地域との協働を通じた学校運営の推進 ・多様な学びの場と教育環境の充実
施策 5	生涯学習活動の推進	・地域との協働による生涯学習活動の促進 ・社会教育施設等の充実と利便性の向上

3 基本目標Ⅲ

強みを生かした「稼げる」地域をつくり、安定した雇用を創出する

「強みを生かした「稼げる」地域をつくり、安定した雇用を創出する」ためには、求職者と企業のマッチング支援など人材不足解消につながる環境整備を行うとともに、企業の成長を促し、安定した職場を確保することがポイントになります。

第2期総合戦略に引き続き、働く意欲の高い人の就職を支援するとともに、多様な人材のニーズに応じた環境整備により、市内における働く機会の確保と定着化を図ります。また、起業支援や市内企業の魅力ある技術や商品のPRを行うことで、市内産業の活性化や販路拡大に努めます。

1 市民・市内雇用の促進

対応する「施策・考え方」		対応する施策・考え方の「取組の方針」
施策 13	生活困窮者支援の充実	・生活保護 [*] 世帯への支援
施策 14	障がい福祉環境の整備・充実	・地域生活や就労に向けた支援の充実
施策 29	多様な働き方への支援・充実	・多様な働き方への支援

2 企業の成長支援

対応する「施策・考え方」		対応する施策・考え方の「取組の方針」
施策 29	多様な働き方への支援・充実	・各支援機関との連携による多様で切れ目ない起業支援
施策 30	産業振興の推進	・企業の経営基盤強化に向けた支援

4 基本目標Ⅳ

生涯にわたってみんなが活躍でき、 安心して暮らせる地域をつくる

「みんなが活躍でき、安心して暮らせる地域」の実現には、良好な生活環境のもと、人と人がつながりを持つことが重要です。また、それを先導する人材やまちを良くしたいと思う人材の発掘、育成とともに、活躍できる環境の整備が重要です。

地域で安心して活動ができるよう、日常生活における利便性・快適性、治安や災害に対する安全性を保ちつつ、第2期総合戦略に引き続き、多世代や多様な主体が集い活動できる拠点の整備を行い、活動を通じて交流を深められるようにします。また、多様な主体との連携や地域人材の育成を進め、将来にわたり、戸田市らしい活気あるまちを維持し、さらには、協働による地域課題解決ができる環境の醸成に努めます。

1 安全で住みやすいと感じられる生活環境の創出

対応する「施策・考え方」		対応する施策・考え方の「取組の方針」
施策 16	地域防災力・危機管理体制の充実・強化	・地域防災力の向上と危機管理体制の強化
施策 17	防犯体制の強化	・市民の防犯意識の向上 ・犯罪が起りにくい環境づくり
施策 19	浸水対策の推進	・河川の治水*機能の向上 ・流域治水の推進 ・雨水貯留施設の整備
施策 20	安全な道路環境の整備・推進	・安全・安心な市内道路網の整備 ・道路・橋梁等の老朽化対策
施策 21	快適で秩序ある美しい市街地の形成	・誰もが快適に住み続けられるまちづくりの推進 ・にぎわいのある拠点の形成 ・市街地整備に向けた事業の推進
施策 22	安心して生活できる住環境の充実	・住環境の向上
施策 23	上下水道事業の効率的な運営・施設の充実	・上水道施設の計画的な更新 ・下水道施設の計画的な整備
施策 24	公共交通が利用しやすい環境の整備・推進	・持続可能な公共交通の維持・確保 ・市民の移動ニーズに対応した公共交通サービスの提供
施策 26	魅力ある公園づくり	・持続可能な公園経営と魅力ある公園づくり ・公園の役割を整える施設整備

2 コミュニティの活性化

対応する「施策・考え方」		対応する施策・考え方の「取組の方針」
施策 10	地域福祉*の推進	・地域福祉の活動拠点の確保
施策 16	地域防災力・危機管理体制の充実・強化	・地域防災力の向上と危機管理体制の強化
施策 32	市民活動の活性化と地域交流の促進	・持続可能な地域コミュニティの形成・活性化 ・市民活動の支援推進 ・国際理解・国内交流の促進
考え方 2	情報共有・発信の強化	・地域情報化の推進

3 多様な地域人材の活躍・育成

対応する「施策・考え方」		対応する施策・考え方の「取組の方針」
施策 5	生涯学習活動の推進	・地域との協働による生涯学習活動の促進 ・生涯学習環境を支える人材育成と体制強化
施策 11	高齢者福祉環境の整備・充実	・高齢者の社会参加の促進
施策 32	市民活動の活性化と地域交流の促進	・持続可能な地域コミュニティの形成・活性化 ・市民活動の支援推進 ・国際理解・国内交流の促進
考え方 1	協働によるまちづくり	・男女共同参画*の推進
考え方 3	質の高い行財政運営の推進	・効率的な行政運営

第3期総合戦略と後期基本計画の相関図

関連する施策及び考え方	I 魅力を生かし人が集まる地域をつくる		II 出産・子育ての希望がかなう地域をつくる
	1. 地域の新たなにぎわいの創出	2. 魅力を生かしたシティプロモーションの展開	1. 子育てと仕事の両立支援
施策1 子育て支援の充実			●
施策2 乳幼児期の保育・教育の充実			●
施策3 児童・青少年の育成環境の充実			●
施策4 世界で活躍できる人間の育成			
施策5 生涯学習活動の推進			
施策6 芸術文化活動の推進			
施策7 スポーツ・レクリエーション活動の推進・充実			
施策8 地域医療体制の強化			
施策9 健康づくり支援の充実			
施策10 地域福祉の推進			
施策11 高齢者福祉環境の整備・充実			
施策12 国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金の円滑な運営			
施策13 生活困窮者支援の充実			
施策14 障がい福祉環境の整備・充実			
施策15 消防・救急体制の強化			
施策16 地域防災力・危機管理体制の充実・強化			
施策17 防犯体制の強化			
施策18 市民相談機能と消費生活の充実			
施策19 浸水対策の推進			
施策20 安全な道路環境の整備・推進			
施策21 快適で秩序ある美しい市街地の形成	●		
施策22 安心して生活できる住環境の充実			
施策23 上下水道事業の効率的な運営・施設の充実			
施策24 公共交通が利用しやすい環境の整備・推進			
施策25 自然に親しむ空間の整備・推進		●	
施策26 魅力ある公園づくり	●		
施策27 生活環境の保全			
施策28 環境衛生の充実			
施策29 多様な働き方への支援・充実			●
施策30 産業振興の推進		●	
施策31 地域資源を活用した観光振興の推進	●	●	
施策32 市民活動の活性化と地域交流の促進			
考え方1 協働によるまちづくり			
考え方2 情報共有・発信の強化		●	
考え方3 質の高い行財政運営の推進			
考え方4 信頼される行政の実現			

II 出産・子育ての希望がかなう地域をつくる		III 強みを生かした「稼げる」地域をつくり、安定した雇用を創出する		IV 生涯にわたってみんなが活躍でき、安心して暮らせる地域をつくる			
2. 出産・子育てへの不安解消、経済的支援	3. 学校・教育環境の充実	1. 市民・市内雇用の促進	2. 企業の成長支援	1. 安全で住みやすいと感じられる生活環境の創出	2. コミュニティの活性化	3. 多様な地域人材の活躍・育成	
●							1
●							2
	●						3
	●						4
	●					●	5
							6
							7
●							8
							9
					●		10
						●	11
							12
●		●					13
		●					14
							15
				●	●		16
				●			17
				●			18
				●			19
				●			20
				●			21
				●			22
				●			23
				●			24
							25
				●			26
							27
							28
		●	●				29
			●				30
							31
					●	●	32
					●	●	①
					●		②
						●	③
							④

基本目標

計画推進のために

戸田市国土強靱化地域計画

第3期 戸田市まち・ひと・しごと創生総合戦略

資料編

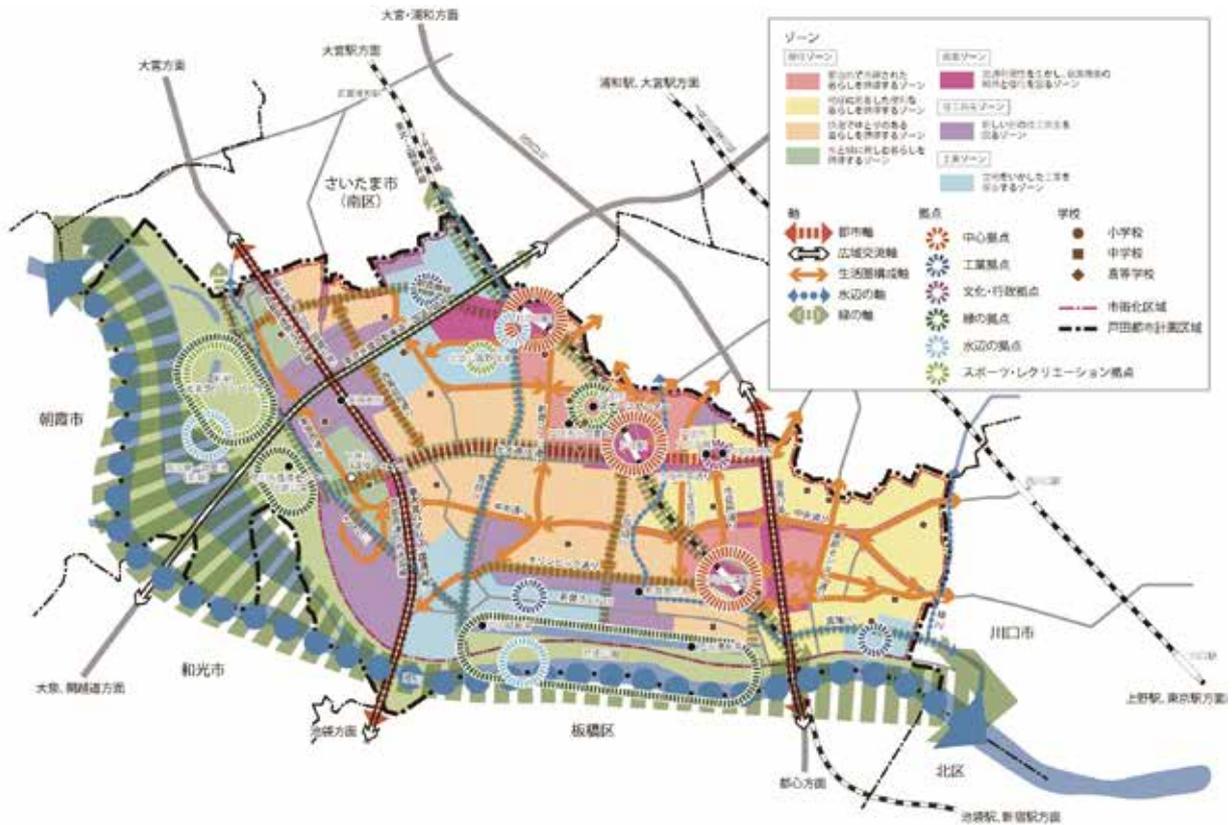


1 第3次戸田市都市マスタープラン

(1) 将来都市構造

都市づくりの基本目標を実現するため、都市活動のイメージを地域に結びつけたゾーンを設定するとともに、それらの都市活動を支えるための都市機能の配置とネットワークの形成が重要となることから、将来都市構造としてのゾーン、機能が集積する拠点及びネットワークを構成する軸を配置します。

将来都市構造図



ゾーン	居住ゾーン	誰もが快適に暮らしてつづけられる住環境を形成するための地域特性を踏まえたゾーン
	商業ゾーン	交通の利便性をいかし、広域的な集客力の強化を目指して商業を活性化させるとともに、地域の日常生活を支える商業機能を充実させ、居住環境を兼ね備えた、商業機能の維持と強化を図るゾーン
	住工共生ゾーン	工業系と住居系の土地利用が混在する地域において、操業環境、住環境双方の調和を図りつつ、地域住民との交流や雇用、災害時の相互協定などを通じて、住民と事業者が相互にメリットを享受する暮らしを実現し、住工共生を進めるゾーン
	工業ゾーン	都心に近い立地をいかし、大規模な工業系事業所が集積する地域として、製造業や物流などが持続可能な事業活動を行うことができるよう、工業地の保全を図るゾーン
拠点	都市活動を支える拠点については、集積すべき機能等の違いから7つを設定します。 ①中心拠点（戸田公園駅／戸田駅／北戸田駅）②工業拠点 ③文化・行政拠点 ④緑の拠点 ⑤水辺の拠点 ⑥交通拠点 ⑦スポーツ・レクリエーション拠点	
軸	生活の場と拠点を結ぶ6つの軸を設定します。 ①都市軸 ②広域交流軸 ③生活圏構成軸 ④水辺の軸 ⑤緑の軸 ⑥基幹的な公共交通軸	

(2) 都市づくりの基本目標

①誰もが快適に住み続けられる都市づくり



人口規模の維持や少子高齢化による急激な人口構造の変化を抑制する必要があることから、高齢者や子育て世代に必要な生活関連施設や住環境整備の方針などを柔軟に見直し、誰にとっても快適に住み続けられる環境づくりを推進します。

また、都市施設の整備や維持管理、市街地整備を進めることで、多様な都市活動が実現可能な都市づくりを進めるとともに、スポーツ・レクリエーション拠点を中心に、多世代が健康的なライフスタイルを送れる環境づくりを推進します。

子育て世代の定住

スポーツ・レクリエーションの推進

ユニバーサルデザインの推進

②住環境・自然環境・商業機能・工業機能が調和した都市づくり



居住、自然、商業、工業などの土地利用を計画的に配置し、住民が生活しやすい環境を実現します。特に、居住エリアと商業エリア、工業エリアは適切に配置することで、住環境・自然環境・商業機能・工業機能が調和した都市づくりを進めます。

また、産業の中心を担う工場等について、操業環境を保全し、産業の活性化を目指します。特に、工業拠点では、地域全体の活力を高め、事業者と住民が共に発展できる魅力的な都市づくりを進めます。

適切な土地利用

商業・工業機能の維持

良好な住環境

③誰もが移動しやすい持続可能な交通環境を目指した都市づくり



コンパクトな都市環境をいかに、公共交通ネットワークの形成や、歩行者・自転車道路ネットワークの整備により、自家用車に依存せず、環境負荷の低い移動手段を奨励し、持続可能な交通環境を目指した都市づくりを進めます。

持続可能な交通環境の形成

歩行者・自転車ネットワーク

④拠点のにぎわい形成と生活利便性の高い魅力ある都市づくり



鉄道3駅周辺を中心として、ウォーカブルなまちづくりを推進するとともに、市民活動を支える都市機能を集積し、景観にも配慮しつつ、拠点のにぎわい形成と生活利便性の高い、魅力ある都市づくりを進めます。

ウォーカブルの推進

景観形成

都市機能の集積

⑤安全・安心な都市づくり



浸水被害の軽減、耐震性・耐火性に優れた都市基盤や建築物などの整備を進め、防災活動拠点となる避難所施設を確保するとともに、地域住民の防災意識の強化を図ることにより、ハードとソフトの両面から災害に強い安全・安心な都市づくりを進めます。

また、情報共有や意識啓発、地域コミュニティの強化により、市民・事業者・市の連携を促します。さらに、周囲からの見通しを確保することで、安心感を高め、犯罪を誘発しない都市づくりを進めます。

都市基盤の耐火・耐震化

防災・防犯への意識醸成

見通しの良いまち

⑥自然環境に優しい持続可能な都市づくり



資源を大切にしながら循環的な利用を行うとともに、都市の防災・環境機能を高めるグリーンインフラの視点を踏まえ、緑地や水辺等の自然をいかした持続可能な都市づくりを目指します。

また、公共施設における再生可能エネルギーの利用を拡大し、温室効果ガス排出量を削減します。

水と緑のネットワークの形成

グリーンインフラの導入

脱炭素化の推進

2 SDGs の 17 のゴールと自治体の関係

目標 (Goal)	行政の果たし得る役割	
 1 貧困をなくそう	ゴール 1	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
 2 飢餓をゼロに	ゴール 2	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
 3 すべての人に健康と福祉を	ゴール 3	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態を維持・改善に必要であるという研究も報告されています。
 4 質の高い教育をみんなに	ゴール 4	すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。
 5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	ゴール 5	自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。
 6 安全な水とトイレを世界中に	ゴール 6	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	ゴール 7	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する 公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省/再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。
 8 働きがいも経済成長も	ゴール 8	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	ゴール 9	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。
 10 人や国の不平等をなくそう	ゴール 10	各国内及び各国間の不平等を是正する 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
 11 住み続けられるまちづくりを	ゴール 11	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する 包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。
 12 つくる責任 つかう責任	ゴール 12	持続可能な生産消費形態を確保する 環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや 3R の徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。

 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	ゴール13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	<p>気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>
 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	ゴール14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	<p>海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>
 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	ゴール15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	<p>自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	ゴール16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	<p>平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>
 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	ゴール17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
	<p>自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>

出典：「私たちのまちにとってのSDGs（持続可能な開発目標）—導入のためのガイドライン— 2018年3月版（第2版）」
 一般社団法人建築環境・省エネルギー機構

3 SDGs との相関図

	施策名	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に
1	子育て支援の充実	●	●	●	●	●	
2	乳幼児期の保育・教育の充実	●			●	●	
3	児童・青少年の育成環境の充実				●	●	
4	世界で活躍できる人間の育成	●	●	●	●		
5	生涯学習活動の推進				●		
6	芸術文化活動の推進						
7	スポーツ・レクリエーション活動の推進・充実						
8	地域医療体制の強化			●			
9	健康づくり支援の充実	●	●	●		●	
10	地域福祉の推進	●					
11	高齢者福祉環境の整備・充実	●		●			
12	国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金の円滑な運営	●		●			
13	生活困窮者支援の充実	●		●			
14	障がい福祉環境の整備・充実	●		●			
15	消防・救急体制の強化						
16	地域防災力・危機管理体制の充実・強化	●					
17	防犯体制の強化					●	
18	市民相談機能と消費生活の充実					●	
19	浸水対策の推進						
20	安全な道路環境の整備・推進			●			
21	快適で秩序ある美しい市街地の形成						
22	安心して生活できる住環境の充実						
23	上下水道事業の効率的な運営・施設の充実	●					●
24	公共交通が利用しやすい環境の整備・推進						
25	自然に親しむ空間の整備・推進						
26	魅力ある公園づくり						
27	生活環境の保全			●			●
28	環境衛生の充実						●
29	多様な働き方への支援・充実	●			●	●	
30	産業振興の推進						
31	地域資源を活用した観光振興の推進						
32	市民活動の活性化と地域交流の促進						
考え方	①協働によるまちづくり				●	●	
	②情報共有・発信の強化						
	③質の高い行財政運営の推進				●		
	④信頼される行政の実現						

7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくらう	10 人や国の不平等 をなくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさを 守ろう	15 陸の豊かさも 守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナーシップで 目標を達成しよう	
									●	●	1
										●	2
										●	3
					●					●	4
					●					●	5
				●						●	6
										●	7
										●	8
										●	9
										●	10
	●		●							●	11
										●	12
	●									●	13
	●		●							●	14
				●		●				●	15
				●		●				●	16
									●	●	17
									●	●	18
		●		●		●				●	19
		●								●	20
		●		●						●	21
				●						●	22
		●			●		●			●	23
		●		●						●	24
								●		●	25
				●						●	26
●				●	●	●		●		●	27
				●	●		●			●	28
	●		●							●	29
	●	●								●	30
	●									●	31
			●							●	32
	●		●						●	●	①
										●	②
	●		●	●	●				●	●	③
									●	●	④

4 戸田市第5次総合振興計画後期基本計画策定の経過

令和6年(2024年)		
日程	会議名等	内容
5月7日	令和6年度第1回策定委員会	本計画の策定方針の決定
7月2日	令和6年度第1回策定企画委員会	本計画策定スケジュール、各所属ヒアリング実施方法の検討
9月19日	第1回協働会議	テーブルディスカッション ・ここ5年間で戸田市の良くなったところ・そうでないところ
10月24日	第2回協働会議	分科会ワークショップ(テーマ①・②) ・戸田市の現状・問題と課題
11月5日	令和6年度第2回策定委員会	本計画策定経過の報告(人口推計の試算、協働会議等)
11月19日	第3回協働会議	分科会ワークショップ(テーマ①) ・今後5年間の目指すべき姿 ・目指すべき姿を実現するための取り組み
12月19日	第4回協働会議	分科会ワークショップ(テーマ②) ・今後5年間の目指すべき姿 ・目指すべき姿を実現するための取り組み

令和7年(2025年)		
日程	会議名等	内容
1月16日	第5回協働会議	分科会ワークショップ ・提言書(素案)の確認と修正 ・市民、議会、行政の役割分担
2月12日	第6回協働会議	分科会ワークショップ ・提言書(案)の最終確認 ・市民、議会、行政の役割分担
3月25日	協働会議提言書提出式	提言書の提出及び市長との意見交換
4月15日	令和7年度第1回策定委員会	本計画策定経過の報告(協働会議提言書等)
5月1日 ～5月30日	市民意識調査	対象:市民3,000人 回答:1,204人(40.1%)
7月10日	令和7年度第1回策定企画委員会	本計画(施策及び考え方)(素案)の検討
8月22日	令和7年度第2回策定企画委員会	本計画(施策及び考え方)(案)及び指標(案)の検討
10月2日	令和7年度第3回策定企画委員会	パブリック・コメント(本計画(案)及び第3期総合戦略(案))の検討
10月7日	令和7年度第2回策定委員会	パブリック・コメント(本計画(案)及び第3期総合戦略(案))の検討
10月16日 ～11月14日	パブリック・コメント	本計画(案)及び第3期総合戦略(案)
12月11日	令和7年度第4回策定企画委員会	パブリック・コメント(本計画(案)及び第3期総合戦略(案))の結果報告
12月18日	令和7年度第3回策定委員会	パブリック・コメント(本計画(案)及び第3期総合戦略(案))の結果報告及び本計画の決定

5 戸田市第5次総合振興計画後期基本計画策定の体制

市民等

- 市民意識調査
- パブリック・コメント
- 協働会議委員として参画

市議会

- 総務常任委員会
- 協働会議委員として参画

協働会議

3者協働により、様々な視点から未来のまちづくりの方向性について協議

協議テーマ

今後5年間の目指すべき姿

構成メンバー

公募市民、市内事業者等
市議会議員、市職員

行政

策定委員会

役割

策定に向けた調査研究等の全体総括、本計画の策定

構成メンバー

市長、副市長、教育長
部局長級職員



策定企画委員会

役割

前期基本計画の振り返り
基本計画案の検討

構成メンバー

次長級職員



各所属

役割

計画原案や具体的な指標の検討

6 戸田市第5次総合振興計画後期基本計画協働会議要綱

戸田市第5次総合振興計画後期基本計画協働会議要綱

令和6年6月27日市長決裁

(設置)

第1条 戸田市第5次総合振興計画後期基本計画（以下「後期基本計画」という。）の策定に当たり、広く市民の参加を求め、市民、議会及び行政の協働による総合振興計画づくりを推進するため、戸田市第5次総合振興計画後期基本計画協働会議（以下「協働会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協働会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 後期基本計画の策定に係る重要事項に関すること。
- (2) その他後期基本計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 協働会議は、委員40人以内をもって組織し、その委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 公募による市民
- (2) まちづくりに係る団体等の推薦を受けた者
- (3) 市議会議員
- (4) 市職員
- (5) その他市長が必要と認めた者

(会長及び副会長)

第4条 協働会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によるものとする。
- 3 会長は、会務を総理し、協働会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協働会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席又は資料の提出を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(報告)

第6条 会長は、協働会議で協議した結果を市長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 協働会議の庶務は、企画財政部共創企画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年6月27日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

目次

1	はじめに	1
2	各基本目標における提言	
	基本目標Ⅰ 子どもが健やかに育ち、いきいきと輝けるまち	5
	基本目標Ⅱ 創造性や豊かな心を育むまち	8
	基本目標Ⅲ 共に生き、支え合い、安心して暮らせるまち	11
	基本目標Ⅳ 安全な暮らしを守るまち	16
	基本目標Ⅴ 快適に過ごせる生活基盤が整備されたまち	21
	基本目標Ⅵ 都市環境と自然環境が調和したまち	24
	基本目標Ⅶ 活力にあふれ人が集い心ふれあうまち	27
3	参考資料	
	(1) 戸田市第5次総合振興計画後期基本計画協働会議の委員名簿	32
	(2) 戸田市第5次総合振興計画後期基本計画協働会議要綱	33
	(3) 戸田市第5次総合振興計画後期基本計画協働会議の開催状況	34
	(4) 提言書における分野の対応表	35



戸田市第5次総合振興計画 後期基本計画協働会議 提言書

戸田市第5次総合振興計画後期基本計画協働会議

令和7年3月

1 はじめに

【協働会議とは】

戸田市第5次総合振興計画後期基本計画協働会議（以下「協働会議」という。）は、市が予定している『戸田市第5次総合振興計画後期基本計画』の策定に当たり、様々な目線から今後5年間（令和8年度から令和12年度まで）に向けたまちづくりの方向性等について話し合い、その結果を市長に提言することを目的とした会議です。

この協働会議は、戸田市自治基本条例を踏まえた協働の実践の場として、市民、議会、行政の三者が一堂に会して行うものであり、私たち委員は公募市民・団体推薦市民・市議会議員・市職員など、様々な立場にある31名から構成されています。

それゆえ、委員の立場や考え方は実に多彩です。委員それぞれが自身の立場から積極的に意見を述べるだけでなく、お互いの考えを理解し、意見を尊重し合いながら、話し合いを進めました。

また、戸田市第5次総合振興計画における7つの基本目標を分科会編成表のとおり8テーマに整理した上で、4つの分科会で2テーマずつ分担して話し合いを進めました。

◎分科会編成表

分科会	基本目標	テーマ
A	基本目標Ⅰ	テーマ①:子育て支援、児童、青少年育成、学校教育
	基本目標Ⅳ	テーマ②:消防・救急、防災、防犯、市民相談・消費生活、河川・水路
B	基本目標Ⅲ	テーマ①:医療、健康づくり、地域における支え合い
	基本目標Ⅴ	テーマ②:高齢者福祉、社会保障、障がい者(児)福祉
C	基本目標Ⅵ※	テーマ①:市街地整備・景観、住宅、上下水道、公共交通、道路
	基本目標Ⅱ	テーマ②:生涯学習、芸術・文化、スポーツ・レクリエーション
D	基本目標Ⅵ	テーマ①:緑地・緑化・水辺、公園、地球環境保全、廃棄物・リサイクル
	基本目標Ⅶ	テーマ②:起業、就労支援、産業振興、観光振興、協働・交流

※分科会Cのテーマ①「道路」は、基本目標Ⅳになるが、分科会Cで担当

【提言内容の構成】

提言書は、7つの基本目標ごとに、次のとおり整理し、掲載しています。

- 1 基本目標のゴール
- 2 テーマ
- 3 テーマの各分野における提言内容
(以下は分野ごとに記載)

- ①現状と課題
- ②今後、5年間の目指すべき姿
- ③目指すべき姿を実現するための取り組み、アイデアなど

なお、「3 ③ 目指すべき姿を実現するための取り組み、アイデアなど」については、戸田市自治基本条例の協働の考えを踏まえ、誰が主体的に担って進んでいくのかという観点から、協働の取り組みと市民、議会、行政それぞれが担う取り組みを記載しています。

【提言に当たって】

戸田市は、人口減少・少子高齢化時代にあつて、人口を維持し、市民の平均年齢も若い恵まれた地域です。その反面、転出入が激しく、人と人とのつながりの希薄化などの問題も抱えています。また、変化の激しい時代において、一つの分野だけでは解決が難しい複雑化した課題も多くあると協働会議を通じて感じました。

協働会議では、戸田市第5次総合振興計画の将来都市像『このまちで良かった』みんな輝く未来共創のまちとだ』の実現に向け、今後5年間で何をすべきか?という観点で、話し合い、意見を交わしました。その中で、改めて分かったのは、立場は違えども、“戸田への愛着を持ってほしい”、“もっと良いまちにしたい”という想いが共通しているということです。

私たちが話し合った「今後、5年間の目指すべき姿」に沿って、提言書にまとめているため、戸田市第5次総合振興計画後期基本計画に掲載する全ての施策を網羅しているものではないかもしれません。

しかしながら、この提言が、『戸田市第5次総合振興計画後期基本計画』の策定に生かされ、市民・議会・行政が「協働」の考えの下、戸田市に関わる方々が戸田市に愛着を抱き、一人ひとりが幸せを実感できるまちの実現に向けた、協働のまちづくりが進められることを願っております。

戸田市第5次総合振興計画後期基本計画協働会議 委員一同

2 各基本目標における提言



提言内容の見方

提言書は、以下のように基本目標ごとに、分野順に記載しています。分野と第5次総合振興計画との関係性については、参考資料「(4) 提言書における分野の対応表」とおりました。

1 基本目標 I のゴール 【基本目標のゴール】
第5次総合振興計画の基本目標とゴールを記載しています。

① 子どもが健やかに育ち、いきいきと輝けるまち

健康な子どもで育ち立てまえるよう、子育て支援を充実し、子育てを喜び、積極的に参加を促すこと、安心して子どもを産み、楽しく育てることができ、子どもが育ち、成長する環境づくりを目指します。

特に、災害に際した場合に発生する被害の軽減、これからの社会の自立力を基盤とする教育を展開し、子どもたちが未来の創し手となる力を育むことを目指します。

2 テーマ

【子育て支援、児童・青少年育成、学校教育】

3 テーマの各分野における提言内容

【(1) 子育て支援】

①現状と課題

- 保育園の整備が進められ、希望する保育園に入りやすい状況となっている。
- 慢性的な保育士不足の状態にあり、保育士の確保とともに質の向上も求められている。
- 子育て世帯の支援として、保育料（0～2歳児）の無償化などの経済的な負担軽減策が求められている。
- 地域のボランティア、町会等が実施する子育てサロンを活用し、親同士が交流や情報交換できる場を拡充していくことも重要である。

②今後、5年間の目指すべき姿

- 子育て世帯が安心して子どもを預け、仕事も頑張れるような環境を整備していくこと
- 親が休んでも子どもを看護する環境づくりを大事にしつつ、育児休暇など、困った時に安心して利用できる環境を整備していくこと

③目指すべき姿を表現するための取り組み、アイデアなど

- 子育て世帯が安心して子どもを預け、仕事も頑張れるような環境を整備していくこと
- 親が休んでも子どもを看護する環境づくりを大事にしつつ、育児休暇など、困った時に安心して利用できる環境を整備していくこと
- 子育て世帯同士や地域との交流できる場を拡充されること
- 子育て世帯同士や地域との交流できる場を拡充されること
- 子育て世帯同士や地域との交流できる場を拡充されること

【(2) 現状と課題】

- 分野に関連する現状や課題を記載しています。

【(3) 目指すべき姿】

- 基本目標のゴールと分野の現状とのギャップを埋めるために、今後5年間で何をすべきかという観点で、話し合った内容を記載しています。

役割分担	内容
【市民×行政】	● 育児休業などの受入施設の確保 ● 連携による流行りやすい感染症の予防
協働の取り組み	● 共働き世帯が多い ● 子育て世帯が育ち、安心して暮らせる環境づくり
それぞれの取り組み	● 市 ● 民

【(3) 目指すべき姿を表現するための取り組み、アイデアなど】

- ①を目標とするための協働の取り組みや市民、議会、行政それぞれの取り組みについて話し合ったアイデアなどを記載しています。

1 基本目標Ⅰのゴール

① 子どもが健やかに育ち、いきいきと輝けるまち

地域全体で子育てを支援するという理念を大切に、子育て支援に積極的に取り組む市として、安心して子どもを産み、楽しく育てることができ、全ての子どもがすくすくと成長する環境づくりを目指します。

また、安全に遊ばせ、健やかに育てる環境の中で、それぞれの個性や才能を見出し、個性ある教育を展開し、子どもたちが未来の担い手となるための力を育むことを目指します。

2 テーマ

【子育て支援、児童・青少年育成、学校教育】

3 テーマの各分野における提言内容

(1) 子育て支援

①現状と課題

- 保育園の整備が進められ、希望する保育園に入りやすい状況となっている。
- 機能的な保育士不足の状態にあり、保育士の確保とともに質の向上も求められている。
- 子育て世帯の支援として、保育料（0～2歳児）の無償化などの無償化などの経済的な負担軽減策が求められている。
- 地域のボランティア、町会等が実施する子育てサロンを活用し、親同士が交流や情報交換できる場を拡充していくことも重要である。

②今後、5年間の目指すべき姿

- 子育て世帯が安心して子どもを預け、仕事も充実させることができようように、保育士のキャリアアップなどの保育士不足の解消につながる仕組みや保育の安全性・利便性が一層高められた環境が整備されている状態。
- 親が休んで子どもを看護する環境づくりを大事にしつつ、病児保育など、困った時に安心して利用できる環境が整備されている状態。
- 子育て世帯同士や地域との交流できる場の拡充などにより、楽しみながら子育てができる環境づくりを進め、地域社会全体での子育て力が向上した状態を目指していく。さらには、子育てしやすいまちを市のアピールポイントとして、保育需要の高い都内在勤の子育て世帯の定住促進につなげていく。

③目指すべき姿を実現するための取り組み、アイデアなど

役割分担	内容
協働の取り組み	【市民×行政】 ● 病児保育などの受入施設が増加、受入施設が相談できる医療機関の確保、医療機関との連携による流行り病の情報提供や共有
それぞれの取り組み	市 ● 共働き世帯が多いことから、企業やマンション事業者が、企業内、マンション内保育園といった利便性の高い保育施設の設置を進めることで、子育てしやすいと感じる市民の増加につなげる。
市民	

議 会	● 子育てに関する指針や条例などについて時代に合っているかのチェックやアップデートの働きかけをする。
行 政	● 保育や子育てに係る市内企業の優良取り組み事例を紹介し、横展開することで、働きやすい環境の整備を進める企業を後押しする。 ● 安心して預けられる保育環境を維持するため、保育士などのキャリアアップにつながる仕組みの整備など、保育士人材の確保を進める。 ● 保育施設の確保にあたっては、企業内、マンション内保育園の設置について、企業やマンション事業者等に要請する。

(2) 児童・青少年育成

①現状と課題

- 学童保育の待機児童0を目指すとともに、公立学童保育の充実と民間学童保育の質の向上が求められている。
- 学校に通い始めると、家庭外での時間が増え、学童やクラブなどの放課後の活動とそこでの大人の関わり方が子どもの成長に与える影響は大きい。
- 子どもが安全で安心して過ごせるあそび場、例えば、ボール遊びなど、子どもがやりたいと思う遊びができる場所や機会がもつと必要である。
- 学校が子ども会にも会に求める役割は多いものの、仕事をしている現役世代の保護者は、地域活動や子ども会に参加するのが難しいなどの理由により、加入者は減少し加入率の高い地域でも3割程度しかおらず、異年齢交流などの活動機会が少なくなっている。

②今後、5年間の目指すべき姿

- 子ども会をはじめ、学童保育や放課後子どもクラブ等、子どもの受入れ先の選択肢が豊富で、活動が充実している状態
- いろいろな人との関わりの中で、子どもの成長につながるよう、それぞれの居場所において、人材が充実している状態
- 児童センターやそれぞれの居場所が連携しながら、利用者のニーズをつかんだワークワクするような遊びや各団体の活動が充実している状態

③目指すべき姿を実現するための取り組み、アイデアなど

役割分担	内容
協働の取り組み	【市民×行政】 ● 新たな受入れ先の確保などにより、子どもの受入れ先の選択肢を増やす。 ● 連携した活動を行っている市内企業（SDGsパートナー企業など）と各団体をマッチングすることで、活動の幅を広げている。 ● 民間や公立学童保育等の学童指導員として、フルタイムなど、自分に合った働き方で安心して働き続けることができるようなキャリアアップの創設、学生ボランティアを通じ、やりがいなどを知らせてもらえよう学生向けの取り組みを行う。
それぞれの取り組み	市 ● 子ども会など各団体は、地域事業者（SDGsパートナー、スポーツクラブ等）との協力関係を構築し、一緒に地域活動等を行うことで、活動を活性化していく。 民 ● 放課後子ども教室などの人材不足の対応策や放課後のことでの受入れ先などに関する先行事例の研究を行う。
市民	● 放課後子ども教室などの人材不足の対応策として、余剰時間のある学生や定年後人材を活用する。地域での社会活動の機会を持つことができるほか、定年後人材はこれまでの経験を生かして活躍することで、セカンドライフの充実につながる。

1 基本目標Ⅱのゴール

II 創造性や豊かな心を育むまち

市民が、生きがいづくりやまちづくりへ参画するために、生涯にわたって学び合える環境を構築することも、文化・スポーツ活動を通じて市民の創造・参画やスポーツに傾けることで、人生100年時代の益を益がらに過ごす機会を創出します。

2 テーマ

【生涯学習、芸術・文化、スポーツ・レクリエーション】

3 テーマと各分野における提言内容

(1) 生涯学習

①現状と課題

- 市民大学(特に大学連携講座)の開催は主に平日昼間で、現役世代が参加しにくいことに加え、カリキュラムも少ないことから講座バリエーションの更なる充実が求められる。
- 全世代に対し、生涯学習という言葉の意味が伝わっていない。
- 学校教育と比べ、生涯学習のICT化が遅れていることに加え、様々な取り組みを市ホームページの各ページで周知しているが、情報の分散により学習機会を逃していることもあるため、情報の一元化や誰もがアクセスしやすい仕組みが必要である。

②今後、5年間の目指すべき姿

- 多世代ニーズに対応できるように生涯学習のイメージを変え、生涯学習内容の周知の工夫を行うとともに、学習することによるメリットを明確にし、皆が参加したい講座等があるまち

③目指すべき姿を実現するための取り組み、アイデアなど

役割分担	内容
協働の 取り組み	【市民×議会×行政】
	<ul style="list-style-type: none"> 市民、議会、行政が連携し、ニーズの把握や企画を行いながら、市民が参加しやすくなるイベントを開催する。 市民が講師となつて、市民に広げる、市民による市民のための講座を開催する。
それぞれ	<ul style="list-style-type: none"> 市民 職場を生涯学習の場として提供する。 市 土日や夜間の講座開催など、誰もが参加しやすい時間帯での講座を増やす。 議会 オンライン配信の更なる拡大や、配信方法を工夫する(2倍速等、短い時間で欲しい情報得られる効率的な受講、アーカイブ配信)
取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 著名人やインフルエンサーだけでなく学生を活用した情報拡散等により、親しみやすい環境を構築する。 形測・道測ソリューションパーク等を活用した野外学習を実施する。 仕事に生かせる講座の開催など、講座内容のバリエーションを増やし、多世代に向けた誰もが親しむことができる、カリキュラムを構築する。 生涯学習の情報が一元化されたサイト等を構築する。

<ul style="list-style-type: none"> 興味がある遊びなど、こどものニーズを把握する。Web、無記名回答や意見募集の方法自体をこどもから募集するなど、効果的に回答してもらええる方法で行っていく。 キャリアプランの創設とあわせて、学童指導員や放課後児童支援員の報酬体系の見直しを検討していく。 居場所の拡充として、スポーツセンターなどの今ある施設の活用を検討していく。

(3) 学校教育

①現状と課題

- 地域や個人差、経済状況や外国をルーツに持つことなどに関係なく、一人ひとりの個性を伸ばし、自己肯定感を高め、いく教育環境と学力の向上が必要である。
- タブレット端末を活用したICT教育が進んでいる一方で、アナログ学習とのバランスも重要である。
- 教員の業務負担の増加や教員不足などにより、児童生徒と向き合う時間の減少につながりながら、教員を取り巻く環境の整備が必要である。

②今後、5年間の目指すべき姿

- 個性を伸ばし、自己肯定感を高め、一人ひとりの希望の現れにつながる教育が充実している状態。特に中学生においては、多様な進路がある中で、自身の個性を生かすなど希望する進路に進めるような環境を整備させている状態
- 地域人材や企業の連携活用など、今以上に教員が担う役割に注力できるよう教員が充実し、働きやすい環境が整備されている状態
- 学校におけるICTを普及、活用する中で、ITリテラシーやアナログの大切さも身に付けつつ、教員と児童生徒のコミュニケーションや関係性を育む環境が整備されている状態

③目指すべき姿を実現するための取り組み、アイデアなど

役割分担	内容
協働の 取り組み	【市民×議会×行政】
	<ul style="list-style-type: none"> 市内には多様な地域人材(企業、個人)がいることから、児童生徒たちが社会の様々な分野に興味を持ち、可能性を広げるきっかけ作りとして、地域人材を活用する。教員の人手不足の解消にもつなげていく。 様々な人と直接関わる体験型授業やまち探検、アナログの大切さを伝える取り組みを行う。 児童生徒が学校の改善点等をプレゼンするコンテストを開催し、児童生徒からの意見を吸い上げる仕組みを作り、上位者のアイデアを取り入れるなど、議会から行政に働きかける。 保護者が学校と意見交換をする場を増やし、登下校の見守りなどPTAや地域ができたことについて、改めて話し合うことで、教員が働きやすい環境(教員が児童と向き合う時間)の創出につなげていく。
それぞれ	<ul style="list-style-type: none"> 市民 各子ども会や戸田市子ども会や成連合会などがアンケートにより児童の意見を収集する。 議会 市民の意見を吸い上げて学校や行政に発信する。
取り組み	<ul style="list-style-type: none"> まずは、自己肯定感や将来について明るい見通しがあるか等の現状把握が必要であることからアンケートを実施した上で、それらを向上させる取り組みを検討する。 継続個別教育を行うことと、児童生徒はより効果の高い学習を行うことができ、教師も教えやすい環境が構築される。

(2) 芸術・文化

①現状と課題

- 芸術・文化活動ができる施設や場所が少なく、文化会館の利用者が一部のサークルなどに偏っており利用し難いことから市民が発表する場が限られている。
- 市民が参加できる芸術イベントが開催され、かつ皆が芸術・文化に触れるきっかけとなるような戸田市を代表するようなシンボリックで大規模なイベント等があると良い。

②今後、5年間の目指すべき姿

- 多世代の人が芸術・文化を実感できる魅力的なイベントがある
- 市民が活動実績を発表する場が十分にある状態

③目指すべき姿を実現するための取り組み、アイデアなど

役割分担	内容
協働の取り組み	<p>【市民×行政】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 彩湖・道満グリーンパークを芸術・文化の発信拠点として、大規模かつ様々なイベントを開催することで戸田市の魅力を発信しつつ、市民の皆様にも積極的に参加いただく。 ● 利用者のニーズを把握し、ニーズに合った施設や場所を確保することで、芸術・文化活動をしやすくする。 ● 既存の活動を見直し、各芸術・文化活動団体と連携して、多世代が魅力を感じられるようなイベントづくりに向けた検討を行う。
それぞれの	● 芸術・文化に関するイベント開催について、行政に働きかける。
取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 芸術・文化に関するシンボリックなイベント開催を提案するなど、行政に働きかける。 ● 福祉センター等を芸術活動にも使えるようにすることで、身近な文化の発信拠点を各地区に作る。

(3) スポーツ・レクリエーション

①現状と課題

- スポーツを「する」だけでなく、「みて」「みて」楽しむこともできるような「スポーツの拠点」であることが大切である。
- スポーツの魅力等に触れ合う機会を増やす目的で、プロリーグの試合観戦やオリンピック選手などとの交流ができる機会を設けることも効果的である一方で、戸田市内の貴重な地域資源（施設・選手）を活用したイベント等の開催が少ない印象がある。
- スポーツセンターは「スポーツの拠点」として中心的な施設であるだけでなく、防災などの複合的な機能を備えた魅力的な施設になることが求められる。また、ポートコースの存在も戸田市の大きな特徴であり、彩湖・道満グリーンパークと一体的に取り組むなど、既存資源を「スポーツの拠点」として活用していく必要がある。

②今後、5年間の目指すべき姿

- 地域資源（施設・選手等）を活用し、誰もがスポーツに触れ合い、楽しむ機会が増えた状態

③目指すべき姿を実現するための取り組み、アイデアなど

役割分担	内容
協働の取り組み	<p>【市民×行政】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● オリンピアンによるポート教室やラグビー教室等、プロによるスポーツ教室等を実施し、スポーツに触れてもらうことで、スポーツに親しめる機会を創出し、関心度の向上や認知度の向上を図る。 ● ポートなど、色々な水辺のスポーツに触れてもらう機会の創出に努める。 ● 「スポーツの拠点」としてのスポーツセンターの活用方法を市民連携で考え、より魅力的な拠点となるようハード整備等も視野に入れ検討を進める。 ● スポーツ施設・選手や協力団体等の情報を把握し、積極的に活用する。 ● スポーツセンターの再整備に向けた市民ニーズを把握し、行政への提言を行う。
それぞれの	● プロスポーツのエキシビジョンマッチ等を誘致する。（ヤクルトレビンズ戸田（ラグビー）や戸田中央メダイック埼玉（ソフトボール）との交流事業等）
取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 魅力創出のため、市民に対し、戸田公園駅の近くのポートを更にアピールするモニユメント等があると実感が湧く。 ● スポーツセンターに観覧席の設置を行うほか、施設利用料の見直しなどにより、利用者の拡大に努める。



1 基本目標Ⅲのゴール

Ⅲ 共に生き、支え合い、安心して暮らせるまち

地域資源や健康づくり体制などの資源を有効活用することで、市民が健康で元気に暮らせるまちを創ります。また、地域における多様な主体の連携・市民相互の支え合いを基盤とした、的確に福祉サービスを提供するよう、高齢者や障がい者など、支援を必要とする人々が、その人らしく安心して暮らせるまちを目指します。

2 テーマ

【医療、健康づくり、地域における支え合い、高齢者福祉、社会保険、障がい者（児）福祉】

3 テーマの各分野における提言内容

(1) 医療

①現状と課題

- 高齢化が進む中、在宅看護や地域医療のニーズが高まっている一方、在目地区や美女木地区は、他の地区に比べて医療機関が少ないなど、地域医療体制の強化が必要である。また、インターネット等での情報収集が難しい方などへの支援が重要である。

②今後、5年間の目指すべき姿

- 住んでいる地域に関わらず、必要な時に適切な医療を安心して受けられる体制が構築されている状態

③目指すべき姿を実現するための取り組み、アイデアなど

役割分担	内容
協働の取り組み	【市民×行政】 ・地域包括ケアシステムなど、介護保険・福祉・障がい福祉の施設と地域医療（医師会）との連携を強め、一体的な支援が行える体制を構築する。
市民	・1人では起き上がれない方や外出が困難な方への支援の際、有償ボランティアなど、空き時間に働きたい方を活用していく。
議 会	・議会主催の地域の対話集会、勉強会を開催し、市民の意見をくみ上げる。 ・先行自治体に視察（関心のある市民が同行）し、政策の精度を上げる。 ・市民の意見を取りまとめ、必要なものは条例の立案につなげる。
行 政	・インターネットが得意でない、使えない方なども簡単に医療機関情報を手に行き届けるよう、周知を強化する。 ・西部福祉センターなどの公共施設、学校施設、町会会館等を活用し、地域に出向いた巡回診療を年2回行うなど、現状より回数を増やすことを検討する。



(2) 健康づくり

①現状と課題

- 健康意識が高くない人、仕事や体調など、健康づくりの活動に参加できない人に対するアプローチが必要である。
- 運動習慣のない人の割合の増加や単身高齢者の増加など、運動や外出頻度が低下する中、健康づくりとしての外出や社会参加が必要になっている。

②今後、5年間の目指すべき姿

- 日々の生活における様々な行動が健康づくりにつながっていくことで、市民全体の健康意識を高め、住むだけで健康になるまちを目指していく。

③目指すべき姿を実現するための取り組み、アイデアなど

役割分担	内容
協働の取り組み	【市民×行政】 ・行くだけで「健康づくり」について考えられる公共施設や、「食の健康づくり」を応援するお話を増やすなど、「地域ぐるみの健康づくり」を進めていく。
市 民	・ウォーキングコースの紹介やイベント参加など、ウォーカルなまちづくりに参画し、新たな賑わいを生み出していく。 ・高齢者に関し、町会に加入していきなくても参加できる健康づくりの集会や散歩イベントを開催する。
それぞれの取り組み	・駅周辺が「健康」を目的として、歩くことを楽しめる環境になるよう、色々な人に声掛けをして意見を募る。 ・市内散策コースや地区作成による歩きたくくなるような空間づくりなど、ウォーカルなまちづくりを進めていく。 ・健康づくりアプリを利用したインセンティブ付与により、食べ物や貴品がもらえて「おいしく健康管理」ができる取り組みを進めていく。

(3) 地域における支え合い

①現状と課題

- 転出入者や仕事で日中不在の世帯も多い。さらには、地域行事の参加や近所付き合いの減少などにより高齢者とも、若者が交流する機会も減少している。
- 民生委員などの地域福祉の活動に対するハードルが高く、成り手が少ない。また、次世代の担い手育成も重要である。

②今後、5年間の目指すべき姿

- 世代間の交流を通して、将来を担う世代とスキル・知識・経験を分かち合う機会を増やしていくことで、信頼関係を育み、こども・若者と高齢者のつながりがあるまちを目指していく。

③目指すべき姿を実現するための取り組み、アイデアなど

役割分担	内容
協働の取り組み	【議会×行政】 ・議会は様々なニーズを捉え、つなぐ存在となり、行政はそれを集約し、重層的な連携を図る仕組みをつくる。

	【市民×議会×行政】 ・地域ごとや市のイベントを巡りつつ、民生委員などの活動を周知していく。 ・PTAなども含め、これまでと同じ仕組みでは対応が困難になるため、コミュニティを重層的につなげていく仕組みが求められる。特に各団体のリーダー達がつながる仕組みを検討する。 ・民生委員など、地域における支え合いに関する先進的な取り組みを調査し、政策を強化する。 ・民生委員など地域福祉の活動について、知る機会を増やしていく。
それぞれの取り組み	

(4) 高齢者福祉

①現状と課題

- コミュニティ活動に参加したくても、参加できていない高齢者がいる。町会やグループに加入していないと参加しにくいなど、既存のコミュニティへの参加の敷居が高いのではないかと。
- コミュニティ活動に自主的に参加できる人を増やすとともに、活動していない人が活動したいと思えるきっかけ作りも必要である。

②今後、5年間の目指すべき姿

- 高齢者の誰もが気軽に参加できる様々なコミュニティが形成されることで、高齢者の見守りや社会とのつながりを持ち続けている状態

③目指すべき姿を実現するための取り組み、アイデアなど

役割分担	内容
協働の取り組み	【市民×行政】 ・コミュニティ活動団体などの運営主体と行政が連携し、参加する全員が「初めまして」のイベントの開催など、高齢者が新しいコミュニティに参加できるような仕組みを各コミュニティで作る。 【市民×議会】 ・市民の企画するイベントなどに議員が参画・バックアップしながら、市民が様々な経験を積むことで、コミュニティ活動を主催する人材の育成につなげていく。 ・近頃の公園など、歩いていける環境でのイベント開催など、参加しやすいコミュニティ活動を進めていく。 ・先自治体の視察に行くなど、地域を巻き込んだ勉強会を開催する。
それぞれの取り組み	・町会だけでなく、高齢者も参加できるような活動をしているボランティアや民間団体、若者たちを行政がマッチングし、活性化させていく。

(5) 社会保障

①現状と課題

- 年金などの既存の社会保障制度や経済的な不安から、高齢者の再就職や就職しても定着しないケースが増えている中、年齢等に関係なく就労支援を行っていくとともに、年金制度などに関する正しい情報を周知していく必要がある。
- 経済的に厳しく就業が難しい高齢者をはじめ、くらしや家計、住まいなど様々な問題を抱えている生活困窮者一人ひとりの状況に合わせた支援体制の更なる確保が必要である。

②今後、5年間の目指すべき姿

- 年齢や生活環境にかかわらず、多様な働き方を受け入れる環境づくりが整っている状態

③目指すべき姿を実現するための取り組み、アイデアなど

役割分担	内容
それぞれの取り組み	・「働きたくても働けない」「住む場所がない」「住む場所がない」など、いつ自分に起こるかわからないこととして、日頃から行政などの情報を適切にキャッチするとともに、町会などの地域のコミュニティ内においても企業や就労場所の情報など、必要とする人に必要な情報を提供できる仕組みを構築する。 ・生活保護制度のように、必要とする人が支援を受けられるよう、行政に市民の声を届けつつ、具体的な取り組みを働きかける。 ・年金制度などに関する講座や相談会を開催し、年金に関する正しい情報を提供する。

(6) 障がい者(児)福祉

①現状と課題

- 親の高齢化など、障がいのある人の「親亡き後」問題が顕在化してきており、周りの方や地域、施設等の重要性が増すことから、担い手の確保や資質の向上が必要である。
- 障がいのある人たちは、様々な障壁により、生きにくさを感じていることがある。障がいの有無にかかわらず生活しやすい社会づくりのため、障がいについての理解や工夫、配慮などを行っていくことが重要である。

②今後、5年間の目指すべき姿

- 障がいによる差別のない共生社会づくりとして、関わり方や障がいについて理解を深め、「障がい」等の有無にかかわらず、自分らしく生きられるまち」を目指していく。

③目指すべき姿を実現するための取り組み、アイデアなど

役割分担	内容
協働の取り組み	【市民×行政】 ・支援の担い手となる施設や事業所職員に対して、県や社会福祉協議会等と連携し、情報提供や研修などの様々な支援を行い、技術・知識を向上していく。 ・障がいのある人と一緒にイベントに参加するなどの機会を増やし、障がいについて理解を深め、意識を変えるきっかけを作る。

(2) 防災

①現状と課題

- 水害に対する不安の声が多く、大雨による道路冠水などの対策が必要である。
- 一人ひとりが防災意識を高め、「自助」の力を高めることが基本だが、災害発生時に「自助」でできることに限界があり、「共助」が重要となることから、防災訓練への参加や自主防災に関わる人材の確保や育成など、市民の更なる意識向上が必要である。

②今後、5年間の目指すべき姿

- 市民一人ひとりの防災意識を向上させるとともに、自主防災に関わる人材の確保や育成により、地域防災力が高まった状態
- 「自助・共助・公助」それぞれの役割を理解するとともに、町会への加入など、地域における「共助」の力を高め、支え合える状態

③目指すべき姿を実現するための取り組み、アイデアなど

役割分担	内容
協働の取り組み	【市民×議会×行政】 <ul style="list-style-type: none"> ● 市民、議会、行政がそれぞれの特性を生かしつつ、参加しなくなるイベントの開催や訓練等の機会の創出により、防災意識の向上を図る。 ● 個人の取り組みとしては、日頃から土囊ステーションの場所を確認する。 ● 町会などの地域では、いざという時に、土囊の運搬などを地域で協力できる共助体制を作る。 ● 小中学校で行う地域探検の取り組みなどで、地域の危険箇所マップを作成することで防災意識を高める。 ● 市民に対し、防災情報の提供を行うとともに、共助の理念を伝えていく。
それぞれの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ● デジタル技術等を活用し、防災情報についてもアクセスできる環境を提供する。 ● 学校教育の一環として、防災教育を充実させ、中学生・小学生の育成を促進する。

(3) 防犯

①現状と課題

- 市全体では、バイクや自転車盗難が多いが、地域によって犯罪発生状況が異なるため、状況に応じた防犯情報の共有なども必要である。
- 直近20年間で犯罪発生件数は減少しているものの、地域によっては街灯が少なく、暗がりが多い。また、見守り防犯カメラの不具合が生じるなど、体感治安の改善も必要である。

②今後、5年間の目指すべき姿

- 地域ごとの特性に応じた防犯対策の実施や、市民への防犯情報の共有により、一人ひとりの防犯対策や意識が高まった状態
- 地域によっては、夜道を歩く際に不安を感じる場所が多いことから、安心感や犯罪・事故防止につながる取り組みを進めることにより、「安心して夜道を歩けるまち」を目指していく。

③目指すべき姿を実現するための取り組み、アイデアなど

役割分担	内容
協働の取り組み	【市民×議会×行政】 <ul style="list-style-type: none"> ● 犯罪を未然に防ぐために、防犯カメラや街灯の設置等の対策を行うとともに、市民・議会・行政が情報を共有しながら、地域で協力してパトロールを行うこと等により、防犯意識を高める。 ● 個人や家庭、企業など、それぞれができる防犯対策を行っていく。 ● 暗がりや見通しが悪い場所など、市民から寄せられた情報を集約し、市民に共有しつつ、行政に防犯対策を働きかける。 ● 犯罪発生リスクが高い場所を洗い出し、市民への情報提供や対策を行っていく。 ● 見守り防犯カメラの設置場所の見直しなどを行っていく。
それぞれの取り組み	

(4) 市民相談・消費生活

①現状と課題

- 相談内容が複雑化するなど、どこの窓口で相談してよいか迷うことがある。市民相談が気軽にできるように、相談窓口の認知度を向上させるとともに、相談方法の多様化が必要である。

②今後、5年間の目指すべき姿

- 相談したい時に、誰でもどこでも相談できる体制が整っている状態

③目指すべき姿を実現するための取り組み、アイデアなど

役割分担	内容
協働の取り組み	【市民×行政】 <ul style="list-style-type: none"> ● ライフステージに応じた相談窓口が分かる情報を市ホームページ等で整備し、周知する。また、行政だけでなく、市民や関係団体も周知しつつ、連携しながら、ライフステージが変わる時期に合わせた情報提供を行う。 ● 相談を行う前に、自己解決ができないか情報の収集を行う。 ● 議員が行う市民相談等を行政の相談窓口へつなげていく。 ● 対面だけでなく、オンラインによる相談を実施していく。 ● 総合案内（コンシェルジュ）の拡充やAIを活用した先進的な取り組みとして、相談内容に応じた窓口を案内してくれる取り組みなどの検討などを行う。 ● 学校の授業で、市民相談教育を行うなど、子どもの時期から広く啓発していく。
それぞれの取り組み	



(5) 河川・水路

①現状と課題

- ゲリラ豪雨等により、区画整理地内や河川の近くを中心に、雨水処理能力を超え浸水する、内水氾濫が発生しやすいことから、水管に対する不安の声が多く、依然として浸水対策が重要な状況となっている。

②今後、5年間の目指すべき姿

- 浸水・冠水した地域は生活や経済活動に影響を及ぼすおそれがあることから、国県との連携した取り組みやそれぞれができる取り組みを進めることにより「河川の氾濫しないまち」「内水氾濫を減らせるまち」を目指していく。

③目指すべき姿を実現するための取り組み、アイデアなど

役割分担	内容
協働の取り組み	<p>【市民×議会×行政】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 氾濫を防ぐための河川整備だけでなく、被害を軽減させるための対策も重層的に行う「流域治水」の考え方を基に、市全体でできる対策（住宅敷地内の工夫や水管リスク情報の共有、工場や建物の浸水対策など）を行う。 ● 自宅周りの排水溝（側溝）の清掃など、身近にできる浸水対策を行っていく。 ● 被害軽減、早期復興の取り組みとして、避難に必要な情報や行動を把握し、共助による助け合いができるよう、日頃から洪水ハザードマップの活用や水管マイ・タイムラインの作成を行う。
それぞれの取り組み	<p>議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市民や地権者の声を行政に届けるとともに、区画整理地内の排水施設の整備の重要性について市民等の理解を深めるなど、市民と行政のつなぎ役になる。 <p>行政</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 河川や下水道施設、雨水貯留施設の計画的な整備に加えて、個人でできる浸水対策や水管にあつた市民への支援などの情報提供を積極的に行っていく。



(6) 道路

①現状と課題

- 歩道を歩く際、段差などのバリアフリーでない場所、狭く見通しが悪い場所があり、場所によっては、歩行者として危険を感じることもある。
- 植樹帯の管理が悪く、道路の視認性が悪くなることから剪定の頻度を増やす必要がある。
- 自転車道路を使わないマナーの悪さ。
- 一部地域で道路が冠水する。

②今後、5年間の目指すべき姿

- 歩行者が守られる歩行者ファーストを第一に、きめ細やかな配慮がされた歩行者に優しい道路があるまち
- 災害時の冠水等に負けない道路があるまち
- 植樹帯や街路樹等が適切に管理された視認性の良い道路があるまち

③目指すべき姿を実現するための取り組み、アイデアなど

役割分担	内容
協働の取り組み	<p>【市民×行政】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 植樹帯の適切な管理により道路の安全性を高めるとともに、トレードマーク作りなどの愛着につながる取り組みや、歩いて楽しいウォーカーフレンドなまちづくりを進めていくとで、地域への愛着を深めていく。 ● 道路や植栽の剪定等の維持管理については、市民の協力も仰ぎながら、地域全体を整えていく。
それぞれの取り組み	<p>市民</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 道路の不具合や危険箇所などについて、公式LINEなどを活用し情報提供をする。 ● 道路が冠水しないよう、台風などが来る前に自宅前の道路を清掃する。 ● 市民の声を聞きながら、具体的な取り組みを行政に働きかける。 <p>議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公式LINEなどを有効活用し、道路の不具合などの情報を収集しつつ、段差解消や点字ブロックの補修など、歩行者ファーストの考え方に基づき歩道整備を行う。 ● 道路下の空いた空間に雨水貯留槽の整備を行う。 ● 自転車マナーを学ぶ機会として、マナー教室を開催し、広く市民に伝わるように周知を行う。



1 基本目標Vのゴール

V 快適に過ごせる生活基盤が整備されたまち

都市基盤の整備を進めるとともに、景観の向上やライフラインの整備、防災意識の更なる利便性の向上などにより、市民生活の快適さを確保を目指します。

2 テーマ

【市街地整備・景観、住宅、上下水道、公共交通】

3 テーマの各分野における提言内容

(1) 市街地整備・景観

①現状と課題

- 市内3駅の東西口で景観が異なっており、整備された駅周辺では賑わいがある。
- 新曽地区の土地区画整理事業の長期化により、景観が良くない状態が続いている場所がある。
- 新曽南地域やJR埼京線脇の歩道等で街灯が少なく暗いため、歩きにくく、防犯等の安全面でも心配である。

②今後、5年間の目指すべき姿

- 駅を中心とした賑わいと活気に溢れ、美しい景観が広がったまち
- 安心して暮らせる快適で秩序あるまちが実現した状態
- ※（快適で秩序あるまち＝照明灯やバリアフリー推進、まちづくりの進捗情報取得）

③目指すべき姿を実現するための取り組み、アイデアなど

役割分担	内容
協働の取り組み	【市民×行政】 ・綺麗な駅前有効活用により、戸田駅西口駅前や北戸田駅西口前でイベントなどによる賑わい創出事業を実施する。 ・SNS等を活用し、駅前でのイベントなどの参加や情報発信を行う。
それぞれの取り組み	市民 ・議会だよりにおける情報発信を行う。 ・市民から意見を吸い上げて、議会の場で政策として提言していく。また、計画の進捗を確認する。 議会 ・SNS等を活用し、土地区画整理事業やまちづくりの状況について、市の広報として情報発信していく。（良好な景観や市街地の活気の情報提供） 行政 ・工事看板等でQRコードを読み取りできるようにすることで、まちづくりの情報を市民がタイムリーに取得できるようにする。 ・快適で秩序あるまちの実現に向け、アンケート等により市民の声を収集しつつ、土地区画整理事業の計画的な推進と安心できる環境整備を進める。

(2) 住宅

①現状と課題

- 駅周辺はワンルームマンションなどの共同住宅が多く、マンションにより管理状態が様々である。
- 管理状態の悪いマンションの周辺環境の悪化や老朽化対策などが課題となっている。
- ワンルームマンションの増加に伴う、地域コミュニティの希薄化が加速している。（住みにくさ）

②今後、5年間の目指すべき姿

- マンションや一戸建て住宅等においても誰もが安心して住み続けられるまち
- 多様な世帯の快適性を担保するため、マンションや一戸建て住宅等の住環境の向上に市が関与できる仕組みがある状態

③目指すべき姿を実現するための取り組み、アイデアなど

役割分担	内容
協働の取り組み	【市民×行政】 ・マンション管理士による相談会・セミナーや、マンション管理のメルマガ周知について、積極的に周知を行い、参加する。
それぞれの取り組み	市民 ・地域コミュニティ強化を図るため、マンション共用スペース等を有効活用しながらマンションに住んでいる方でイベント等を実施する。 議会 ・行政がマンション管理に関与できる条例の策定を促す。 行政 ・マンションの管理費合いが分かる指標等をデータベース化し、一定の築年数が経過したら、行政が介入できる仕組みを検討する。 ・子育て世帯や高齢者など、多様な世帯が住みやすくなるよう住環境の保全や改善などの取り組みや新たな仕組みを検討する。

(3) 上下水道

①現状と課題

- 他の自治体に比べ水道料金が安い。
- 新曽地域の下水道整備が遅れている。
- 災害発生後はトイレ不足や断水などが問題になるため、日頃から給水・排水に関する備えや被災対策が必要である。

②今後、5年間の目指すべき姿

- 快適な生活維持のために上下水道が100%完備されたまち

③目指すべき姿を実現するための取り組み、アイデアなど

役割分担	内容
協働の取り組み	【市民×議会×行政】 ・給水や排水に関して、災害発生後、どのように行動すべきかを日頃から理解した上で、連携した対策や訓練を行っていく。
それぞれの取り組み	市民 ・ハザードマップや行政のガイドラインや広報などから、災害時の給排水に関する知識を身に付け、水の備蓄などの災害対策を進める。

議 会	<ul style="list-style-type: none"> 災害時のトイレ整備などについて提言する。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> 下水整備 100%を目指して施工を進める。 下水道料金が極力上昇しないよう、計画的に維持管理を行うとともに、上下水道施設の耐震化を進める。

(4) 公共交通

①現状と課題

- 東西の公共交通アクセスが良くなく、特に美笹地区の利便性が悪いことから、一部地域のバス運行計画の見直しが必要である。
- バス路線が減少しており、路線バスの維持が課題である。
- 高齢者や自転車に乗れないなどの交通弱者全般に向けた新たな公共交通導入の検討が必要である。
- toco バスのルートが市民ニーズに合っていない。

②今後、5年間の目指すべき姿

- 新たな公共交通の導入や路線バスの可能な限りの維持により、移動の快適性が担保され、誰もが利用しやすい公共交通が維持されたまち

③目指すべき姿を実現するための取り組み、アイデアなど

役割分担	内容
協働の 取り組み	【市民×行政】 <ul style="list-style-type: none"> 交通手段を必要としている人の情報を把握できる仕組みづくり。 新たな公共交通手段（ライドシェア）の実証実験を行い、効果測定を行った上で導入を検討していく。
それぞれの 取り組み	<ul style="list-style-type: none"> toco バスやシェアサイクルなど、行き先にあった公共交通機関等を積極的に利用する。 市民や利用者ニーズを把握、集約し、行政に働きかける。 人手不足に悩むバス会社に対し、大型二種の免許補助等、バス運転手等の待遇改善に向けた取り組みを行う。 路線バスや toco バスなどの公共交通機関の周知、利用を促進する取り組みをする。 市民ニーズに合わせた、toco バスのルート再編に着手する。



1 基本目標VIのゴール

VI 都市環境と自然環境が調和したまち

戸田止が持つ都市の利便性と豊かな自然を堪能しながら、市民の暮らしに対する意識の高揚と自主的な取り組みを促すこと、快適な生活環境を創出することで、調和のとれた持続可能なまちを目指します。

2 テーマ

【緑地・緑化・水辺、公園、地球環境保全、廃棄物・リサイクル】

3 テーマの各分野における提言内容

(1) 緑地・緑化・水辺

①現状と課題

- 花と緑の環境づくりをもっと進めることで、戸田市の好感度を上げていきたい。
- サクラソウプロジェクトがあるが、道端を中心とした取り組みの印象があり、市の花「サクラソウ」の取り組みが、どれだけ認知されているのかが不明である。
- 四季折々の季節の花を感じられるなど、市全体が「市の花」などを生かした新たな観光名所となってもよい。

②今後、5年間の目指すべき姿

- 「花の名所にあふれ、サクラソウを中心に花が身近にあることで快適な生活環境が保たれているまち」、「自生している草原など、もとある自然が守られているまち」を目指し、花に溢れたまちになることで、戸田市が選ばれるまちにもつながっていく

③目指すべき姿を実現するための取り組み、アイデアなど

役割分担	内容
協働の 取り組み	【市民×議会×行政】 <ul style="list-style-type: none"> サクラソウプロジェクトを街中でも行うなど、市民の認知度をあげ、参加者を増やしながら、取り組みを拡充していく。
それぞれの 取り組み	<ul style="list-style-type: none"> SNS など、若者の情報発信力を活用し、全国にPRしていく。 家庭にあるプランターやリサイクルしたペットボトルなどに季節の花を植えていく。 年間活動テーマに取り入れるなどして、市民からの意見や行政の考えを聞く。 委員会として意見をまとめる。必要に応じて意見書や条例等を議会で提案する。 市民に対して、SNS 等を活用した情報発信を行う。 花まつりなど、荒川河川敷や環境空間を活用したイベントや取り組みを進めていく。 ゆるキャラ「戸田ヶ原自然再生キャラクターとだみちゃん」を積極的に活用し、ことにも環境教育などを行うっていく。 サクラソウの名称を市のイベント名や事業名に取り入れたり、とだみちゃんをより一層活用することで、サクラソウの認知度をあげていく。 人の往来が多い市内3駅の駅前において積極的な情報発信を行っていく。

(2) 公園

①現状と課題

- 公園についての関心が高く、再整備により利便性などが高まっているが、それを市民により伝えていくことで、市民の満足度もあがるはずである。
- ゴミが落ちていたら拾うなどの行動が「自分たちの公園」という意識となり、愛着につながる。まずは、そのような当たり前の行動を広げていくことが重要である。

②今後、5年間の目指すべき姿

- 自分たちの公園という意識をきっかけに、愛着を持ち、「我がまち公園」と思える場所にあふれたまち」を目指していく。

③目指すべき姿を実現するための取り組み、アイデアなど

役割分担	内容
協働の取り組み	【市民×行政】 <ul style="list-style-type: none"> ● チーム対抗の競技として、公園内のゴミ拾いを楽しむイベントの開催など、ゴミを拾うことを通じて、捨てない気持ちを作っていく仕組みを作る。
市	<ul style="list-style-type: none"> ● 身近な公園を「自分たちの公園」という意識を持つ。
民	<ul style="list-style-type: none"> ● 当事者として、計画段階から参画することで、愛着を深めていく。
それぞれの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 年間活動テーマに取り入れるなどして、市民からの意見や行政の考えを聞く。 ● 委員会として意見をまとめる。必要に応じて意見書や条例等を議会で提案する。 ● 市民に対して、SNS等を活用した情報発信を行う。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ● 公園施設へのネーミングライツのように、地域に密着した名称を付け、愛着を深めていく。 ● 公園の整備について、事業所、団体、個人の参画を促し、それらの関わりを看取等で見える化することで、愛着を深める。

(3) 地球環境保全

①現状と課題

- 地球環境については、気候変動などが影響していることや国や市が推奨している対策は知っているが、テーマが大きく、日々の生活で実感することもあまりない中、積極的に活動しにくい。
- 太陽光パネルの導入や、新たなエネルギーを生み出す取り組みが進んでいるが、緑化やリサイクルなどの身近で環境に関する取り組みを複合的に進めた方が環境保全につながるのではないかと。

②今後、5年間の目指すべき姿

- 市民が無理なく行える省エネ生活の取り組みとともに、緑化やリサイクルの視点を取り入れた戸田市独自の環境保全活動を推進していくことで、環境保全先進都市を目指していく。

③目指すべき姿を実現するための取り組み、アイデアなど

役割分担	内容
協働の取り組み	【市民×行政】 <ul style="list-style-type: none"> ● 著名人が参加するような環境関連イベントを定期的に開催することにより、イベントの周知と地球環境保全について継続的な意識付けを行う。 ● 市内企業の環境問題への取り組み（商品）を市民が購入する、ふるさと納税の返礼品にす

	<p>るなど、行政のバックアップを受けながら、様々な展開につながる好循環を生む連携を行っていく。</p>
市	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境に良い原料の石炭をまじぐるみで使っている地域もある。戸田市オリジナルの環境に良い石炭など、企業が得意な環境問題への取り組みを進めていく。
それぞれの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 年間活動テーマに取り入れるなどして、市民からの意見や行政の考えを聞く。 ● 委員会として意見をまとめる。必要に応じて意見書や条例等を議会で提案する。 ● 市民に対して、SNS等を活用した情報発信を行う。 ● 市民生活常任委員会の議員が中心となり、環境関連イベントに積極的に参加するとともに参加者側の意見などを情報発信していく。 ● 企業などが実施する先進的・象徴的な取り組みを行政が積極的にバックアップする。
行政	

(4) 廃棄物・リサイクル

①現状と課題

- ゴミの分別や出し方、カラス対策など、一人ひとりがルールを守ることができるように、地域や町会ごとの課題にあった方法でルールを浸透させていく必要がある。まず、身近なところから綺麗にすることで、意識も高めていく必要がある。

- リサイクルを推進するためには、ゴミを出して終わりではなく、家庭で分別された資源物がどのような過程でリサイクルされるかをもっと知ってもらうべきである。

②今後、5年間の目指すべき姿

- ゴミ出しルールの周知やカラス対策など、地域ごとに必要な取り組みを行うとともに、落ちていくゴミを拾うなどが当たり前にできる意識を広げていくことで、「ゴミが散乱しない快適なまち」にしていく。

- 分別の必要性やリサイクルの過程を市民に広く周知することで、リサイクルに対する意識を高め、興味を持ってもらいながら、「リサイクルが楽しくなるまち」にしていく。

③目指すべき姿を実現するための取り組み、アイデアなど

役割分担	内容
協働の取り組み	【市民×行政】 <ul style="list-style-type: none"> ● 地域の実情に合ったゴミ出しルールの周知を行い、市民から提供を受けた不法投棄などの情報が多いエリアを重点的に対策するなど、連携した環境衛生対策を行う。
市	<ul style="list-style-type: none"> ● 各町会のごみ集積所のルールや課題に合わせた周知を行うなど、工夫した対策を行う。
民	<ul style="list-style-type: none"> ● 年間活動テーマに取り入れるなどして、市民からの意見や行政の考えを聞く。 ● 委員会として意見をまとめる。必要に応じて意見書や条例等を議会で提案する。 ● 市民に対して、SNS等を活用した情報発信を行う。 ● 各地域におけるゴミ集積所等の実情を行政に伝える。
それぞれの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域に応じた周知を行うとともに、多言語チラシの更なる活用や他地区の事例の研究など、工夫した対策を積極的に行う。 ● 資源の再生過程の「見える化」など、衛生センターと連携しながらリサイクルに対する意識を高め興味を持ってもらえらるような工夫した取り組みを行う。
行政	

1 基本目標Ⅶのゴール

Ⅶ 活力にあふれ人が集い心ふれあうまち

多様な働き方の実現や市内経済をよめる産業の振興、町会、ボランティアなどの団体に對する活動の促進などにより、「まちの活力」の創出を目指します。
また、地域資源を活かした観光の取り組みを通じて、賑わいの創出を目指すと、区内外の地域住民の交流を促進することで、人が集まり、心ふれあうまちを目指します。

2 テーマ

【起業・就労支援、産業振興、観光振興、協働・交流】

3 テーマの各分野における提言内容

〔1〕 起業・就労支援

①現状と課題

- 多くの人ととって、「起業」が身近なものではない中で、起業したいと思えるような支援が必要である。また、ソーシャルビジネスやコミュニティビジネスなどの起業家育成も今後、重要になっていく。
- 障がい者雇用に関する制度や接し方が分からないなど、企業としても障がい者雇用の難しさがあり、定着率の低さの要因の一つになっている。
- 働くことにハードルのある人への支援とともに、企業への制度周知など、これまでに以上に行っていく必要がある。

②今後、5年間の目指すべき姿

- 「起業が身近な選択肢となり、起業家が起業家と呼び、市内で起業したいと思える状態」を目指していく。
- 障がいのある人や働くことにハードルがある人なども含め、「働きたい人が、自分に合う仕事を見つけることができる状態」を目指していく。

③目指すべき姿を実現するための取り組み、アイデアなど

役割分担	内容
協働の取り組み	【市民×行政】 <ul style="list-style-type: none"> ● 商工会などが起業支援として起業アイデアを創出する機会を定期的に設け、行政は事業化や事業拡大などを後押しするなど、一貫性のある支援や仕組みを構築し、市内の起業家や経済に賑わいをもたらしていく。
それぞれの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者雇用に関する支援等の情報収集や、障がい者との関わり方について理解する機会を設けるなど、環境整備を進めていく。 ● 商工会が、共同求人等により中小企業の採用活動を支援していく。 ● 年間活動テーマに取り入れるなどして、市民からの意見や行政の考えを聞く。 ● 委員会として意見をまとめる。必要に応じて意見書や条例等を議会で提案する。 ● 市民に対して、SNS等を活用した情報発信を行う。

行政	<ul style="list-style-type: none"> ● 求職者に対して、幅広い年齢層に对应しながら県や市の就労支援センター、ハローワークなどと連携した支援やマッチングを行うとともに、企業に對しても障がい者雇用に関する支援等の制度について、継続的に周知していく。 ● きめ細やかな相談支援など、起業する人の心を後押しするような支援を充実していく。 ● 商工会からの企画提案に對して、柔軟に对应する。
----	--

〔2〕 産業振興

①現状と課題

- ベッドタウンとして都心へ通勤する人が多い戸田市では、近所との交流や市内の名産品や産業について、関心を持ちにくい状況である。
- ふるさと納税の寄附額は増えている一方で、市内における名産品や産業に対する認知度はあまり高くない印象がある。

②今後、5年間の目指すべき姿

- ふるさと納税などを通じて、市内の名産品や魅力を市外に発信するとともに、地産地消の取り組みなどにより、市内産業の魅力を市民にも積極的に伝えていくことにより、産業面から「市民一人ひとりのシビックプライドを高めていく」ことを目指していく。

③目指すべき姿を実現するための取り組み、アイデアなど

役割分担	内容
協働の取り組み	【市民×行政】 <ul style="list-style-type: none"> ● アイデアコンテストなど、商工会などが中心になって商品開発等のアイデアを創出する機会を定期的に設け、行政は商品化への支援を行う。成功した際は、ふるさと納税返礼品に活用するなど、市の魅力としても発信していく。
それぞれの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 市役所の空きスペースなど、市民が多く立ち寄る場所で、名産品などの展示や販売を積極的に行っていく。 ● 年間活動テーマに取り入れるなどして、市民からの意見や行政の考えを聞く。 ● 委員会として意見をまとめる。必要に応じて意見書や条例等を議会で提案する。 ● 市民に対して、SNS等を活用した情報発信を行う。 ● 「戸田の未来（ミネラルウォーター）」のように、既に販売している市の商品なども地産地消の取り組みとして、積極的にPRを行うっていく。 ● 市役所内の待合スペースにある広告モニターを活用し、市内の名産品をPRする機会を提供していく。 ● 市役所の空きスペースなどを活用し、市内の名産品の販売等ができる場として提供していく。



〔3〕観光振興

①現状と課題

- 彩湖・道満グリーンバンパークや花火大会、それ以外にも様々な魅力があるが、十分に活用されていない。また、市全体として、行政がどのように観光に力を入れていきたいかなどの方向性が分かりにくい印象がある。
- 荒川からポートコース、彩湖・道満グリーンバンパークなど水と緑が豊かな地域資源を一体的にPRしていくなど、市の魅力の再発見や認知度をあげていくことが必要である。

②今後、5年間の目指すべき姿

- 彩湖・道満グリーンバンパークなど水と緑、自然を求めて、都内から訪れたいくなるような新たな観光地を作りながら、「市の魅力の再発見や市内内外の人に認知され、様々な人に地域資源が活用される状態」を目指していく。

③目指すべき姿を実現するための取り組み、アイデアなど

役割分担	内容
協働の取り組み	【市民×議会×行政】 <ul style="list-style-type: none"> ● 総合的なPRを担当する組織に重点的に予算を付け、個々に発信するだけでなく、産業・経済・観光など広い分野で関連性を持ちながら、インフルエンサーの活用など、戦略的に情報発信を行っていく。 ● 荒川からポートコース、彩湖・道満グリーンバンパークなど水と緑が豊かな地域資源を一体的にPRしていく。 ● 市の魅力を再発見しつつ、SNSなどで、積極的に発信していく。
市民	
それぞれの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 年間活動テーマに取り入れるなどして、市民からの意見や行政の考えを聞く。 ● 委員会として意見をまとめる。必要に応じて意見書や条例等を議会で提案する。 ● 市民に対して、SNS等を活用した情報発信を行う。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ● 彩湖・道満グリーンバンパークをソロキャンプの聖地やロックフェスの開催など、訪れたいくなるような新たな観光地としての活用方法を検討していく。

〔4〕協働・交流

①現状と課題

- 戸田市の総人口は、以前ほど増加していない一方で、外国人の転入は増加しており、双方の文化や生活様式を理解するなど多文化共生を進めていく必要がある。
- 高齢者世帯や単身高齢者が増加する中、孤独感や地域とのつながりの減少などの顕著とした不安の声を高齢者から聞くことが増えている。

②今後、5年間の目指すべき姿

- 高齢者（功労者）の知恵や経験を活用した多文化共生の取り組みや高齢者の外出を促す取り組みなどを進めることで、「年代や国籍に関わらず、人とのつながりを持ち、自然と関係性が構築された状態」を目指していく。

③目指すべき姿を実現するための取り組み、アイデアなど

役割分担	内容
協働の取り組み	【市民×行政】 <ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者と外国人のマッチングの機会を設け、高齢者の知恵や経験を活用しながら、外国人に日本の文化や生活様式を知ってもらう取り組みを行う。 ● 戸田市の歴史や地域の祭り等の掘り起こしを行いつつ、それを広く知ってもらう取り組みを行っていく。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 年代や国籍に関わらず、自然と関係性を築いていけるように、誰にでもきちんとあいさつする習慣を身に付けていく。
それぞれの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 年間活動テーマに取り入れるなどして、市民からの意見や行政の考えを聞く。 ● 委員会として意見をまとめる。必要に応じて意見書や条例等を議会で提案する。 ● 市民に対して、SNS等を活用した情報発信を行う。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国人の転入手続の際に、国際交流協会の周知をするなど、外国人の権のつながりを増やしていく。 ● 広報や市が作成する動画などについて、多言語で広く発信していく（AI 活用により効率的に行う）。



3 参考資料



(1) 戸田市第5次総合振興計画後期基本計画協働会議の委員名簿

分科会【A】 (敬称略)

区分	推薦団体名等	氏名
市民委員	一般公募	益子 めくみ
市民委員	戸田市町会連合会・自主防災組織連絡協議会	駒崎 繁夫
市民委員	戸田市公立学校PTA連合会	大澤 亮介
市民委員	戸田市青少年団体連絡協議会	中崎 敏子
市民委員	大学教員	高安 健一
議員委員	戸田市議会	宮内 そうご
市職員委員	危機管理防災課	栗尾 孝弘
市職員委員	児童青少年課	岡安 大樹

分科会【B】

区分	推薦団体名等	氏名
市民委員	一般公募	矢嶋 有希
市民委員	戸田市町会連合会・自主防災組織連絡協議会	渡辺 一実
市民委員	戸田市社会福祉協議会	大益 裕亮
市民委員	戸市民生委員・児童委員協議会	磯部 恒子
市民委員	戸田市自治基本条例推進委員会	横山 誠
議員委員	戸田市議会	古屋 としみつ
市職員委員	福祉保健センター	疋田 真紀子
市職員委員	保険年金課	中島 瑞季

分科会【C】

区分	推薦団体名等	氏名
市民委員	一般公募	須永 由美子
市民委員	とだわらび交通安全協会	中山 秀二
市民委員	戸田市建設業協会	市ヶ谷 昌彦
市民委員	戸田市自治基本条例推進委員会	細井 翔太
市民委員	前戸田市外部評価委員会委員	石田 真由美
議員委員	戸田市議会	三浦 のぶお
市職員委員	建築住宅課	鈴木 聡之
市職員委員	文化スポーツ課	小山田 圭祐

分科会【D】

区分	推薦団体名等	氏名
市民委員	一般公募	岡本 さゆり
市民委員	戸田市環境協議会	石塚 忠雄
市民委員	戸田市商工会	引地 智宏
市民委員	とだわらび青年会議所	齋木 良太
議員委員	戸田市議会	林 冬彦※
市職員委員	経済戦略室	小泉 友明
市職員委員	環境課	阿左見 早紀

※ 令和7年2月5日まで委員

(2) 戸田市第5次総合振興計画後期基本計画協働会議要綱

戸田市第5次総合振興計画後期基本計画協働会議要綱	
令和6年6月27日市長決裁	
(設置)	
第1条	戸田市第5次総合振興計画後期基本計画(以下「後期基本計画」という。)の策定に当たり、広く市民の参加を求め、市民、議会及び行政の協働による総合振興計画づくりを推進するため、戸田市第5次総合振興計画後期基本計画協働会議(以下「協働会議」という。)を置く。
(所掌事項)	
第2条	協働会議は、次に掲げる事項を所掌する。 (1) 後期基本計画の策定に係る重要事項に関すること。 (2) その他後期基本計画の策定に関し必要な事項
(組織)	
第3条	協働会議は、委員40人以内をもって組織し、その委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。 (1) 公衆による市民 (2) まちづくりに係る団体等の推薦を受けた者 (3) 市議会議員 (4) 市職員 (5) その他市長が必要と認めた者 (会長及び副会長)
第4条	協働会議に会長及び副会長を置く。 2 会長及び副会長は、委員の互選によるものとする。 3 会長は、会務を総理し、協働会議を代表する。 4 副会長は、会務を輔佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
(会議)	
第5条	協働会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席又は資料の提出を求め、意見又は説明を聴くことができる。 (報告)
第6条	会長は、協働会議で協議した結果を市長に報告するものとする。 (庶務)
第7条	協働会議の庶務は、企画財政部共創企画課において処理する。 (その他)
第8条	この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。
附 則	
(施行期日)	
1	この要綱は、令和6年6月27日から施行する。 (この要綱の失効)
2	この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。



(3) 戸田市第5次総合振興計画後期基本計画協働会議の開催状況

回	開催日時	内容
1	令和6年9月19日(木) 18:30-21:00	委嘱状交付式、オリエンテーション テーブルディスカッション ・『ここ5年間で戸田市の良くなったところ・そうでないところ』
2	令和6年10月24日(火) 19:00-21:00	オリエンテーション、分科会ディスカッション ・『戸田市の現状・問題と課題』テーマ①・② 分科会発表・全体意見交換
3	令和6年11月19日(火) 19:00-21:00	オリエンテーション、分科会ディスカッション ・『今後5年間の目指すべき姿』テーマ① ・『目指すべき姿を実現するための取り組み』テーマ① 分科会発表・全体意見交換
4	令和6年12月19日(木) 19:00-21:00	オリエンテーション、分科会ディスカッション ・『今後5年間の目指すべき姿』テーマ② ・『目指すべき姿を実現するための取り組み』テーマ② 分科会発表・全体意見交換
5	令和7年1月16日(木) 19:00-21:00	オリエンテーション、分科会ディスカッション ・『提言書(案)の確認と修正』 ・『市民・議会・行政の役割分担』 分科会発表・全体意見交換
6	令和7年2月12日(水) 19:00-20:30	オリエンテーション、分科会ディスカッション ・『提言書(案)の最終確認』 分科会発表・全体意見交換 フリートーク



(4) 提言書における分野の対応表

基本目標	分野	施策名称
基本目標Ⅰ 子どもが健やかに育ち いきいきと輝けるまち	子育て支援	(1) 子育て支援の充実
	児童・青少年育成	(2) 乳幼児期の保育・教育の充実
	学校教育	(3) 児童・青少年の育成環境の充実
	生涯学習	(4) 世界で活躍できる人間の育成
基本目標Ⅱ 創造性や豊かな心を 育むまち	生涯学習	(5) 生涯学習活動の推進
	芸術・文化	(6) 芸術文化活動の推進
	スポーツ・レクリエーション	(7) スポーツ・レクリエーション活動の推進・充実
	医療	(8) 地域医療体制の強化
基本目標Ⅲ 共に生き、支え合い 安んじて暮らせるまち	健康づくり	(9) 健康づくり支援の充実
	地域における支え合い	(10) 地域福祉の推進
	高齢者福祉	(11) 高齢者福祉環境の整備・充実
	社会保障	(12) 国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金の円滑な運営
基本目標Ⅳ 安全な暮らしを守るまち	障がい者(児)福祉	(13) 生活困窮者支援の充実
	消防・救急	(14) 障がい福祉環境の整備・充実
	防災	(15) 消防・救急体制の強化
	防犯	(16) 地域防災力・危機管理体制の充実・強化
基本目標Ⅴ 快適に過ごせる生活基盤 が整備されたまち	防犯	(17) 防犯体制の強化
	市民相談・消費生活	(18) 市民相談機能と消費生活の充実
	河川・水路	(19) 浸水対策の推進
	道路	(20) 安全な道路環境の整備・推進
基本目標Ⅵ 都市環境と自然環境が 調和したまち	市街地整備・景観	(21) 快適で秩序ある美しい市街地の形成
	住宅	(22) 安心して生活できる住環境の充実
	上下水道	(23) 上下水道事業の効率的な運営・施設の充実
	公共交通	(24) 公共交通が利用しやすい環境の整備・推進
基本目標Ⅶ 活力にあふれ人が集い 心ふれあうまち	緑地・緑化・水辺	(25) 自然に親しむ空間の整備・推進
	公園	(26) 魅力ある公園づくり
	地球環境保全	(27) 生活環境の保全
	廃棄物・リサイクル	(28) 環境衛生の充実
基本目標Ⅷ 活力にあふれ人が集い 心ふれあうまち	起業・就労支援	(29) 多様な働き方への支援・充実
	産業振興	(30) 産業振興の推進
	観光振興	(31) 地域資源を活用した観光振興の推進
	協働・交流	(32) 市民活動の活性化と地域交流の促進



戸田市第5次総合振興計画後期基本計画協議会議提言書

令和7年3月発行

戸田市第5次総合振興計画後期基本計画協議会議

8 用語解説一覧

行	用語名称	解説	該当するページ数
あ	アートミュージアム	アート作品の展示が行われ、作品に関する歴史や文化、背景を知ることを楽しむ場所のこと。	p48
	アーバンスポーツ	広い場所を必要としない、個人が気軽に始められるなどの理由により、都市住民が参加しやすい都市型スポーツのこと。ブレイキン・スケートボード・スポーツクライミング・パークール・インラインスケートなどを指す。	p50
	IoT	Internet of Things の略。様々な物がインターネットにつながること、相互に情報交換や制御ができる仕組みのこと。	p6
	ICT	情報通信技術 (Information and Communication Technology) の略。様々な情報システムなどによる情報技術に通信技術を組み合わせた技術のこと。	p42 p72
	アウトカム	施策や事業の実施により生じる中長期的な成果・効果のこと。	p2
	アウトプット	事業の実施により生じる直接的な成果のこと。	p2
	アウトリーチ	地域で生活する人に医療・福祉のサービスを出張して届けること。	p55
	いいとだメール	戸田市内の「市からのお知らせ」「防災・気象情報」「防災行政無線」「防犯情報」「産業・就労情報」などが配信されるメールのこと。	p74
	EBPM	科学的分析に基づく政策立案 (Evidence-Based Policy Making) の略。政策の企画について、目的を明確化したうえで合理的根拠に基づき政策を立案・評価する手法のこと。	p27 p118
	インバウンド	外国人が訪れてくる旅行のこと。	p108
	ウォークابل	街路空間を「車中心」から「人中心」の空間へ転換し、快適な歩行空間の創出や滞在環境の向上を図る取組のこと。	p85
	ウォーター PPP	Public Private Partnership の略。上下水道事業に関係する施設の建設や維持管理について、財政資金の効率的な使用や行政の効率化等を図るため、行政と民間が連携して行う手法のこと。	p89
	雨水貯留・浸透施設	雨水を一時的に貯留したり、地下へ浸透させたりすることで、下水道や河川への雨水流出を抑制する施設のこと。	p129 p137
	AED	自動体外式除細動器 (Automated External Defibrillator) の略。心臓に電気ショックを与えて、致命的な不整脈を取り除くことを目的とした医療機器のこと。	p70
	SNS	ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略。登録者同士が交流できるインターネットの会員制サービスのこと。	p5 p117 p118
	SDH	健康の社会的決定要因 (Social Determinants of Health) の略。健康に直接的または間接的に影響を与える経済的・社会的・環境的要因を指し、具体的には、収入、教育、職業、住居状況、社会的支援、医療アクセス、地域環境などが挙げられる。	p55
NPO 法人	民間非営利組織 (Non-Profit Organization) の略。営利を目的とせず、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的に活動を行っている団体で、法律により法人格を有している特定非営利活動法人のこと。	p7	
eLTAX	地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における申告や納税などの手続きを、インターネットを利用して電子的に行うことができるシステムのこと。	p121	

行	用語名称	解説	該当するページ数
あ	応急手当指導員	消防機関が指定する講習を修了し、応急手当（心肺蘇生法やAEDの取扱方法など）の指導を行うことができる者として、消防長が認定した方のこと。	p71
	オーラルフレイル	嚥む・飲み込む機能が衰えた状態（食べこぼし、むせ、嚥みにくい、飲み込めない、滑舌が悪くなるなど）のこと。	p57
	温室効果ガス	温室効果（太陽光によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収し、大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める働き）をもつ気体のこと。具体的には二酸化炭素やメタンなどがある。	p6 p98
か	カーボンニュートラル	二酸化炭素などの排出量から吸収量を差し引き、全体として実質ゼロとすること。	p6
	外水氾濫	河川氾濫とも言い、河川の水位が上昇し、堤防を越えたり破堤するなどして堤防から水があふれ出ること。	p130 p137
	学校運営協議会	各教育委員会が必要に応じて学校に設置する協議会で、保護者や地域住民などが参加し、学校運営の基本方針や教育のあり方について協議することを目的としている。設置された学校はコミュニティ・スクールとも呼ばれる。	p42
	学校応援団	保護者・地域住民が学習活動、安全確保、環境整備など、ボランティアで学校に協力・支援を行う活動組織のことで、戸田市の各小・中学校に設置されている。	p42
	環境基準	環境基本法により国が定めるもので、「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」とされる基準のこと。	p98
	環境空間	環境空間とは、東北・上越新幹線及び埼京線の高架下両側に20mずつ確保された、地域の環境を保全するための緩衝地帯のこと。	p96
	GIGAスクール構想	Global and Innovation Gateway for Allの略。1人1台の端末や高速大容量の通信ネットワーク等の学校ICT環境を整備・活用することによって、教育の質を向上させ、全ての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現することを目的とした国の施策のこと。	p6 p42
	起業支援センター	スタートアップ（ベンチャー）企業を対象としたインキュベーション（創業初期の企業や起業家の支援を目的とした）施設のことで、戸田市商工会が運営している。	p105
	機能別消防団員	災害が発生した際に、消火活動や救助活動を行う基本団とは異なり、火災を予防するための広報や市民に対する応急手当の指導を行うなど、活動を限定した消防団員のこと。	p72
	義務的経費	法令などにより支出が義務付けられている経費のことで、人件費、扶助費（生活保護費・児童福祉費・老人福祉費など）、公債費（市債の元金や利子を支払う費用）が含まれる。	p13
	境界標	土地の境界を示すために地中に打ち込まれる杭や標識のこと。石杭、コンクリート杭、金属標など様々な種類がある。	p134 p141
	行政評価	効率的、効果的で透明性の高い行政運営を行うため、行政の実施する施策や事務事業を統一的な視点と手段で客観的に評価し、その結果を計画策定、予算編成などに活用する仕組みのこと。	p2 p118
	緊急輸送道路	大規模災害時に避難・救助、物資供給などの緊急活動を円滑に行うために、高速自動車国道や一般国道、これらを連絡する幹線道路などを中心に指定された重要な道路網のこと。	p128 p135
グリーンインフラ	「グリーンインフラストラクチャー」の略称で、自然環境が有する多様な機能を活用し、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めること。	p94	

行	用語名称	解説	該当するページ数
か	XR (クロスリアリティ)	Extended Reality 又は Cross Reality の略。現実世界と仮想世界を融合し、新しい体験を創造する技術で、「VR (仮想現実)」「AR (拡張現実)」「MR (複合現実)」などの先端技術の総称のこと。	p7
	ケアプラン	どのような介護サービスをいつ、どれだけ利用するかを内容とする介護サービス利用者個人の利用計画のこと。	p61
	経常収支比率	毎年度経常的に支出される一般財源が、毎年度経常的に収入される一般財源に対してどの程度の割合になっているかを示す指標のこと。	p13
	ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。	p57
	ゲリラ豪雨	「局地的大雨」や「集中豪雨」とも言われ、短時間で狭い範囲に激しい雨が降る現象のこと。	p6 p137
	健幸アンバサダー	健康に無関心な人が健康づくりを始めるきっかけとして、身近な人からの口コミが有効であると言われている中、口コミにより周囲の人に健康情報を伝える人のこと。	p57
	健康リテラシー	健康や医療に関する正しい情報を入手し、理解して活用する能力のこと。	p57
	後期高齢者医療制度	75 歳（一定の障害がある場合は 65 歳）以上の人が加入する公的医療保険制度のこと。	p62
	合計特殊出生率	15 歳から 49 歳までの女性の各年齢の出生率を足し合わせ、一人の女性が生涯、何人のこどもを産むのかを推計したもの。	p11 p20 p36
	公債費	市債の元金や利子を支払う費用のこと。	p13
	後発医薬品	先発医薬品と治療学的に同等であるものとして製造販売が承認された医薬品のこと。	p65
	コーホート要因法	出生、死亡、移動などの人口変動要因に基づき、ある時期に生まれた方々を一つの集団として考え、その集団ごとに将来人口を推計する方法のこと。	p21
	合理的配慮	市と事業者がその事務・事業を行うにあたり、障がいのある方から「社会的障壁を取り除いてほしい」旨の意思表示があった場合に、その実施に伴う負担が過重でないときは可能な限り対応すること。	p66
	高齢化率	65 歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合のこと。	p24 p56
	国民健康保険制度	病気にかかったりけがをしたときなどに安心して治療を受けられるように、加入者が普段からお金（保険税）を出し合い、必要な医療費に充てることでお互いに助け合う、他の医療保険制度（被用者保険、後期高齢者医療制度）に加入していない全ての住民が加入する公的医療保険制度のこと。	p62
	こども家庭センター	令和 6 年 4 月施行の改正児童福祉法に規定された、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関のこと。	p36
こども誰でも通園制度	保護者の就労の有無や利用目的を問わず、0 歳 6 か月から満 3 歳未満のこどもを対象とし、月一定時間までの利用可能枠の中で保育施設等を利用できる事業のこと。	p38	
コミュニティソーシャルワーカー	地域住民の日々の暮らしの中での福祉に関する困りごとや悩みごとの相談に応じ、必要な支援につなげる専門職のこと。	p59	
さ	財政力指数	自治体の財政状況を表した指数のこと。	p13
	3R + Renewable	循環型社会構築に向けた基本的な考え方で、廃棄物の発生抑制（リデュース：Reduce）、再使用（リユース：Reuse）、再生利用（リサイクル：Recycle）の 3 つの頭文字をとった 3R に再生可能資源への代替（リニューアブル：Renewable）を加えたもの。	p98

行	用語名称	解説	該当するページ数
さ	三軒協定	隣り合った三軒以上の人たちが自主的に植栽や花壇づくり、イルミネーションの設置、外壁塗装などの景観づくりを協力して行う協定に対し、市が認定した場合にその景観づくりにかかる費用の一部を補助する制度のこと。	p85
	GIS	「Geographic Information System」の略で「地理情報システム」と訳され、コンピューター上で地図情報と様々な位置情報を重ね合わせ、分析・管理するシステムのこと。	p136
	自主財源	市が県や国に依存せずに、独自に調達できる財源のこと。	p12
	自主防災会	自分の身は自分で守る自助と、地域の人々が互いに助けあう共助を有機的につなげ、地域の防災活動に自主的に取り組む町会・自治会と同一単位で活動する組織のこと。	p72
	実質公債費比率	地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものだ。	p13
	指定管理者制度	住民サービスの向上や管理経費の節減を図ることを目的として、公共団体等や株式会社を含めた民間事業者等に公の施設の管理を行わせる制度のこと。	p97
	シティプロモーション	市内外へのまちの魅力発信、ブランド力やイメージの向上により、人や企業に関心を持ってもらい、誘致や定着を図ることで、将来にわたるまちの活力を得ることにつながる活動のこと。	p27 p116 p153 p154
	児童センター	児童福祉法に基づく児童厚生施設で、0歳から18歳未満の児童の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした施設のこと。	p40
	社会的処方	患者・地域住民の健康を支えるために、医師の医学的処方に加え、地域の活動や機会へつなげる取組のこと。	p55
	社会福祉協議会	民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織で、社会福祉法に基づき設置されている。住民の誰もが、安心して暮らすことのできる地域を目指して、地域住民やボランティア、その他福祉関係者や行政機関と連携し、地域の福祉増進に取り組む社会福祉法人のこと。	p59
	重層的支援体制整備事業	高齢・障がい・こども・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような複雑化・複合化した問題に対応するために、市町村において属性を問わない「相談支援」「参加支援」「地域づくり」を一体的に実施する事業のこと。	p58
	住宅用火災警報器	火災発生時の煙または熱を自動的に感知し、警報音や音声で知らせてくれる機器のこと。	p70
	循環型社会	地球環境を保全しつつ、限りある天然資源を大切に、持続的な発展を遂げていくために、資源・エネルギーの大量消費や廃棄物の発生を抑制するとともに、資源の有効利用を進めて、環境への負荷をできる限り低減しようとする社会のこと。	p6 p99
	浄化施設	川から取り込んだ水に含まれる汚れを取り除き、きれいになった水を川に戻す施設のこと。	p98
	浄化導水	汚れた川の水をきれいにするため、きれいな川から水を人工的に引き込み、水質を改善する取組のこと。	p98
	消防水利	火災発生時に消防隊が消火活動で利用する水源となる施設や場所の総称のこと。消火栓や防火水槽のような人工水利と、河川、池、プール、海などの自然水利があります。	p135 p136
	消防団	消防組織法に基づく自治的な消防機関のこと。	p72 p128 p135
	将来負担比率	年度末時点での市債の借入金残高や将来負担する可能性のある負債の程度を指標化したもの。	p13

行	用語名称	解説	該当するページ数
さ	自立・分散型エネルギーシステム	大規模な発電所や送電網に頼らず、地域内で小規模な発電設備を分散配置してエネルギーを自給自足する仕組みのこと。	p136
	シルバー人材センター	企業や家庭、公共団体などから高齢者に適した仕事を引き受け、会員である高齢者に提供する都道府県知事認定の公益法人のこと。	p61
	STEAM 教育	Science (科学)、Technology (技術)、Engineering (工学)、Art/Arts (芸術 / 文化・生活・経済・法律・政治・倫理等)、Mathematics (数学) の略称。各教科等での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科等横断的な学習のこと。	p42
	生活保護	生活に困窮する国民に対し、健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とする制度のこと。	p64 p155 p156
	生活用水	日常生活で使用される水の総称のこと。	p129 p136
	生成 AI	人工知能 (AI) の一種で、ディープラーニング (深層学習) により AI が自ら学習を重ね、その中で見出したデータの特徴や関係性をインプットするなどして、独自に文章、画像、映像などの新たなコンテンツを生成するもの。	p7
	成年後見制度	認知症や知的障害、精神障害などによって判断能力が不十分な方々に対し、財産管理、契約、遺産分割などで本人に不利益が出ないように支援する制度のこと。	p61
た	ダイバーシティ経営	多様な人材を活かし、その能力が最大限発揮できる機会を提供することで、新たなアイデアを生み出し、価値創造につなげている経営のこと。	p7
	多文化共生社会	国籍や民族などの異なる方々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことができる社会のこと。	p7 p115
	男女共同参画	誰もが、性別、性的指向、性自認に関わりなく個人として尊重され、その個性と能力を發揮し、責任を担い、対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されること。	p115 p157
	地域安全ステーション	市内に2箇所ある自主防犯活動の拠点のこと。	p74
	地域ケア会議	地域の多様な専門職や住民等が集まり、個々の高齢者の問題や地域全体の課題を検討することで、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりを目指す会議のこと。	p61
	地域子育て相談機関	児童館・保育所等の子育て支援の施設や場所において全ての子育て世帯やこどもが身近に相談することができる相談機関のこと。	p36
	地域福祉	制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、互いに助けたり助けられたりする関係やその仕組みをつくり、地域社会における福祉課題の解決に取り組む考え方のこと。	p58 p157
	地域包括ケアシステム	重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステムのこと。	p54 p60
	地域包括支援センター	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活が続けられるように、介護や福祉、保健、医療など様々な面で支援を行う高齢者相談窓口のこと。	p60
	地区計画	特定の地区ごとにまちづくりの方針を定め、道路、公園等の施設整備及び建築物の建て方 (用途、高さ、壁面の位置など) に関してきめ細かく定める都市計画のこと。	p84
	治水	洪水などの水害から人々の生命や財産を守るため、川の整備や川の水量を調整すること。	p78 p157

行	用語名称	解説	該当するページ数
た	地方税共通納税システム	全ての都道府県・市区町村へ、自宅や職場のパソコンから電子納税ができるシステムのこと。	p63 p118
	通級指導教室	小・中学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒のうち、障害による困難を改善するため、一人ひとりの状況に応じた指導を学級とは異なる場で行う「通級による指導」を実施する教室のこと。	p66
	土に親しむ広場	市民がレクリエーションや自家用野菜の栽培などを目的として、15平方メートル程度の区画を利用し、野菜や花を育てるための農園のこと。	p94
	DX	Digital Transformation の略。デジタル (Digital) と、変革を意味するトランスフォーメーション (Transformation) を組み合わせて作られた造語で、デジタルを活用して様々なモノやサービスの効率や利便性を高め、新たなサービスや価値を生み出す変革や、それらの変革が実現した状況のこと。	p2 p6 p27 p42 p54 p110 p118
	DV	Domestic Violence の略。配偶者や恋人など親しい間柄又はかつて親しかった間柄での暴力 (身体的暴力だけでなく、性的暴力や精神的暴力、経済的暴力、社会的暴力、子どもを利用した暴力など) のこと。	p76
	ディープラーニング	人工知能技術の中の機械学習技術の一つで、人間の手を使わず、コンピューターが自動的に大量のデータの中から希望する特徴を発見する技術のこと。	p7
	デジタル・ガバメント	情報通信技術を使って行政サービスをより簡単に利用できるようにすること。	p6
	デジタルサイネージ	駅や店舗、施設、オフィスなどに、ディスプレイやプロジェクターなどの映像表示装置を設置して情報を発信するシステムのこと。	p117
	デジタルデバイド	インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。	p117
	電源・燃料の多重化	単一のエネルギー源や供給方法に依存するリスクを低減するため、複数の電源や燃料を組み合わせる利用すること。	p136
	電動モビリティ	電動モーターで動く乗り物のこと。	p80
	特定健康診査	国民健康保険に加入している 40 歳から 74 歳までの人を対象に、生活習慣病の予防を目的として行う健康診査のこと。	p57 p63
	特定保健指導	メタボリックシンドロームに着目した「特定健康診査」によって生活習慣病のリスクを早期に発見し、その内容を踏まえて運動習慣や食生活、喫煙といった生活習慣を見直すため、医師や保健師、管理栄養士などによって行われる指導のこと。	p63
	toco バス	市のコミュニティバスで、公共交通機関での移動が不便な地域と駅や病院、公共施設などを結ぶ交通機関のこと。	p90
	都市景観アドバイザー	建築物や工作物、屋外広告物に関し、建築、都市デザイン、色彩、植栽、サイン、ランドスケープデザイン、夜間照明など各分野から助言を行う専門家のこと。	p85
	戸田市救急ステーション	重篤な傷病者が発生した際、迅速な応急手当ができると市から認定された事業所などのこと。	p71 p130 p137
土地区画整理事業	宅地の利用促進を図るため、土地の区画や形状を整え、道路や公園など公共施設の新設、整備を行い、良好な市街地を総合的につくりあげる事業のこと。	p79 p84 p89 p96	
な	内水氾濫	大雨で下水道や排水路の処理能力を超えたり、川の水位が上昇して雨水を排水できなくなったりすることで、市街地や土地に水が溜まって浸水する現象のこと。	p78 p130
	認知症サポーター	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする方のこと。	p61

行	用語名称	解説	該当するページ数
は	働き方改革関連法	令和元年（2019年）4月1日から施行された労働者による多様な働き方の選択を促進する法律のこと。	p104
	8050世帯	80代の親が50代の子を経済的・生活的に支えている世帯のこと。	p58
	パブリック・コメント	市が政策などの立案をする際にその案を広く公表し、市民や事業者などから提出された意見を考慮し、最終的な意思決定を行うとともにその意見に対する市の考え方を公表する手続きのこと。	p121
	パラメータ	媒介変数のことで、推計結果に影響を与える外部から投入される数値のこと。	p21
	PFS	成果連動型民間委託契約方式（Pay For Success）の略。委託契約の方式で、社会課題の解決に対応した成果指標を設定し、成果指標値の改善状況に連動して委託費等を支払うことにより、より高い成果の創出に向けたインセンティブを民間事業者に強く働かせることが可能となる、新たな官民連携の手法のこと。	p47
	PDCAサイクル	Plan-計画する、Do-実施する、Check-評価する、Action-改善するという4つのサイクルを繰り返し、継続的に事業活動を改善させる手法のこと。	p27 p118 p125
	ヒートアイランド現象	都市の気温が周囲よりも高くなる現象のこと。	p130
	BPR	業務改革（Business Process Re-engineering）の略。既存の業務の構造を抜本的に見直し、業務の流れを最適化する観点から再構築すること。	p119
	PBL	課題解決型学習（Project-Based Learning）の略。プロジェクト（課題解決活動）を通して、これからの社会で求められる資質・能力を育成する学習のこと。	p42 p155
	非構造部材	柱や梁、壁、床などの建物の主要な構造体以外の部分のこと。	p135
	ビッグデータ	ICT技術の発達により、収集・蓄積・分析が可能になった膨大でリアルタイムに変化するデータのこと。	p6
	標準準拠システム	地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化を目指している約20種類の対象事務のうち、国が示す標準化基準に適合したシステムのこと。	p118
	扶助費	社会保障制度の一環として地方自治体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方自治体が単独で行っている各種扶助に係る経費のこと。	p13
	普通会計	個々の地方自治体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政比較などのために用いられる会計区分のこと。	p12
	プラットフォーム	物やサービス、人が集まり、交流やつながりを生み出す場所や仕組みのこと。	p6 p18 p46
	ふるさとハローワーク	地域住民の就職促進及び利便性の向上を目的として、国の提供する職業相談・職業紹介サービスが利用できる、国と戸田市が共同で運営する施設のこと。	p65 p105
	フレイル	心身の機能が衰えたことによる「健康な状態」と「介護が必要な状態」の中間の状態のこと。	p57
保育コンシェルジュ	保育に関する専門的知識を有し、保育所や幼稚園などの保育施設や保育サービスを案内する窓口のこと。	p39	
放課後子ども教室	放課後に小学校の教室や校庭、体育館などを活用して、地域のボランティアスタッフの協力により、自由遊びや学習活動、体験活動等を行う取組のこと。	p40	

行	用語名称	解説	該当するページ数
は	防災士	「自助」、「共助」及び「協働」を原則として、地域社会の様々な場で、減災及び地域防災力向上のための活動が期待され、そのために十分な意識、知識及び技能を有する者として、特定非営利活動法人日本防災士機構の認証登録を受けた者のこと。	p72
	保護司	法務大臣から委嘱され、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるため、保護観察官と協働して保護観察にあたるほか、社会復帰を果たしたときにスムーズに社会生活が送れるよう、就業先や住環境の相談を行う民間ボランティアのこと。	p58
ま	民生委員	厚生労働大臣から委嘱され、地域において暮らしに不安がある方等からの相談を受け、相談内容に応じて福祉制度・支援サービスの情報提供を行うことで、地域と行政をつなぐパイプ役を担う民間ボランティアのこと。	p58
や	ヤングケアラー	高齢、障害、疾病等により援助を必要とする家族、友人、身近な人を無償で介護、看護、世話等を行っている人（ケアラー）のうち18歳未満の人のこと。	p36
	友好・姉妹都市	文化交流や親善を目的として協定を結んでいる(国内外の)都市のこと。	p111
	要保護児童対策地域協議会	要保護児童等の適切な保護や支援等を行うため、こどもに関係する機関等で構成され、児童福祉法第25条の2に位置づけられた機関のこと。	p37
	予防保全	施設に不具合・故障が生じる前に修繕等を行い、性能・機能を所定の状態に維持すること。	p80 p97
ら	ライフライン	電気やガス、水道、通信、交通など、生活に必須な設備やシステムのこと。	p26
	リスキリング	新しい職業に就くために、あるいは、今の職業で必要とされるスキルの大幅な変化に適応するために、必要なスキルを獲得する（させる）こと。	p104
わ	ワークショップ	参加者がグループで積極的に意見交換をすることで、問題解決やアイデア創出、合意形成などを図ること。	p48 p97